



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	技能実習生の日本における生活の実態とその特徴 : コミュニティの形成状況からの考察
Author(s)	白崎, 弘泰
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(国際広報メディア)
Dissertation Number	甲第15106号
Issue Date	2022-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k15106
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/86495
Type	doctoral thesis
File Information	Hiroyasu_Shirasaki.pdf



「技能実習生の日本における生活の実態とその特徴—コミュニティの
形成状況からの考察—」

北海道大学大学院 国際広報メディア・観光学院(研究院研究員)

白崎弘泰

Hiroyasu.Shirasaki@mg2.sings.jp(shirachan.171@gmail.com)

目次

はじめに

序章

- 第1節 日本国内の外国人と外国人労働者の状況 8
- 第2節 先行研究 10
- 第3節 本稿の目的 15
- 第4節 本稿の意義と貢献 17
- 第5節 本稿の構成 22

第1章 調査の概要

- 第1節 調査地 25
 - 1.1. A市のあらまし
 - 1.2. 農業のあらまし
- 第2節 調査方法 28
 - 2.1. 調査の概要
 - 2.2. アンケート調査
 - 2.3. インタビュー調査

第2章 技能実習制度

- 第1節 技能実習制度の変遷 31
 - 1.1. 研修制度の開始
 - 1.2. 外国人研修制度
 - 1.3. 技能実習制度
- 第2節 新しい動き 34
 - 2.1. 実習法の制定
 - 2.2. 特定技能の制定
- 第3節 考察 36
 - 3.1. 実習制度の現状
 - 3.2. 実習生問題の現
 - 3.3. コロナ感染症拡大による労働力不足の発生

第3章 技能実習生

第1節 日本国内・北海道内の外国人労働者と技能実習生 41

- 1.1. 国内の外国人労働者の概要
- 1.2. 国内の実習生の概要
- 1.3. 北海道の実習生
- 1.4. パンデミックの発生・拡大による入国制限とその影響
- 1.5. 考察

第2節 A市の実習生 47

- 2.1. A市の実習生の受入状況
- 2.2. 基本属性
- 2.3. 本国での就業状況
- 2.4. 夫の就業状況と本国の生活状況
- 2.5. 来日の目的と稼ぎの使い道
- 2.6. 考察

第3節 来日までの流れ 57

- 3.1. 実習制度の認知度
- 3.2. 応募から来日前研修までの流れ
- 3.3. 本国における来日前研修
- 3.4. 来日から共同生活の開始まで
- 3.5. 考察
- 3.6. 実習生の日本語学習・日本語教育の問題点と提案

第4節 日本での生活 65

- 4.1. 宿舎
- 4.2. 食事
- 4.3. 風呂
- 4.4. ごみ出し・清掃
- 4.5. 考察

第5節 日本での労働 69

- 5.1. メロンの栽培過程
- 5.2. 作業スケジュールと作業内容
- 5.3. 考察

4章 実習生のコミュニティの形成状況

第1節 コミュニティとは 74

- 1.1. コミュニティの特徴—「地域性」と「共同性」
- 1.2. 新しい時代の人間関係の2項対立モデル
- 1.3. コミュニティの重なりと幅
- 1.4. アソシエーションの位置づけ
- 1.5. ネットワークとしてのコミュニティ論
- 1.6. コミュニティ論の今日的課題
- 1.7. 日本におけるコミュニティの考え方
- 1.8. 暫定的な定義

第2節 華僑たちのコミュニティ形成とその特徴 81

- 2.1. 華僑とは
- 2.2. 建造物の建設とコミュニティの形成
- 2.3. コミュニティでの活動
- 2.4. 老華僑と新華僑との相違
- 2.5. 考察

第3節 3つの擬似的コミュニティ 85

- 3.1. 農家というコミュニティ
- 3.2. 講習というコミュニティ
- 3.3. 宿舎というコミュニティ

第4節 日本人との接触状況 102

- 4.1. 3つの擬似的コミュニティ以外で出会う日本人との接触状況
- 4.2. 行事における日本人との接触状況
- 4.3. 実習生と農家の継続的な交流
- 4.4. 考察

第5章 スマートフォンの所有と使用

第1節 実習生のスマートフォンの所有と使用の状況 108

- 1.1. 実習生のスマートフォンの所有状況
- 1.2. 購入時の料金

第2節 実習生のスマートフォンの使用状況 110

- 2.1. スマートフォンの携帯状況と使用時間帯
- 2.2. 実習生の連絡相手
- 2.3. 通話内容

2.4. 考察

第3節 アプリケーションウェアの使用と通信方法 115

3.1. 宿舎の固定電話

3.2. アプリケーションの使用状況

3.3. 通信方法

3.4. 考察

第4節 受入側のスマートフォンに関する不正行為 119

4.1. 受入側の不正行為

4.2. A市の実習生のスマートフォンの所有と使用に対する考え方

4.3. 不正行為の原因

4.4. 実習生の告発

4.5. 考察

第6章 まとめ

第1節 考察から明らかになったこと 124

1.1. 技能実習生と技能実習制度

1.2. 3つの擬似的コミュニティ

1.3. スマートフォンの所有と使用状況

1.4. 実習生とは、どのような人たちなのか

1.5. 実習制度の問題点

第2節 3つの擬似的コミュニティは、コミュニティと呼べるのか 135

2.1. どのような定義にもとづいて、考察を進めてきたのか

2.2. 3つの擬似的コミュニティは、どのようなコミュニティだったのか

2.3. 3つの擬似的コミュニティの「地域性」と「共同性」

2.4. 3つの擬似的コミュニティは、コミュニティと呼べるのか

2.5. まとめ

第7章 課題

【注】 145

【参考文献】 151

【参考資料】 155

【ウェブサイト】 156

【巻末資料】 160

〔資料 1〕 2020 年アンケート調査票(来日直後)

〔資料 2〕 2020 年アンケート調査票(帰国直前)

はじめに

2019年12月、武漢を起源とするコロナウイルスによる肺炎(以下、コロナウイルス感染症)が拡大し、今もなお世界各国で猛威を振るい続けている。

2021年12月28日現在、感染者数の累計上位3国は、アメリカ・52,280,854人、インド・34,793,333人、ブラジル・22,243,266人¹の順となっている。また、日本の感染者数の累計は、1,732,372人で、都道府県別累計では、東京・382,834人、大阪・203,548人、神奈川・169,748人となっている。日本の感染者数は、世界の上位国と比較すれば少ないが、世界的に見れば感染の拡大は一向に収まる気配はなく、さらに現在は感染者がいない国や地域への拡大が懸念されている。

また、日本ではワクチン接種が進んだが、新たなオミクロン株の出現によって感染拡大第6波の到来が懸念され、政府は3回目のワクチン接種に向けて準備を進めている。

2020年、北海道は感染者の増加により、いち早く公立学校に対して臨時休業協力の要請一登校自粛²を発表し、私立学校も追従したが、その後、全国的に感染者が増加し、安倍首相は国民に対して4月7日、「緊急事態宣言」³を7都府県に発令し、不要不急の外出を除いて自粛を要請した。そして、対象となった7都府県以外の地域もこれに倣った。

その結果、事業者はスーパー等の一部を除いて休業や時間短縮を迫られ、日本経済は停滞した。その後、5月25日、政府は段階的緩和の目安⁴を発表し、「6月19日以降は、全国を対象に県をまたぐ移動の自粛を解除する方針」⁵を示したが、その後も感染拡大の波が訪れるたびに、飲食業を中心に休業に追い込まれた。

現在、北海道の感染者数は11人(2021年12月28日)に留まっており、コロナ感染症発生以前の生活に戻りつつあるが、上述したように、感染拡大(第6波)の到来が懸念されている。

その影響は、日本に滞在する外国人や外国人労働者、さらには来日予定だった外国人や外国人労働者にも及び、前者は出国できない、後者は入国できないという状況が続いている。特に、後者は、第一次産業、製造業、介護分野の労働力不足に拍車をかける可能性があり、現在の日本経済が外国人材に負うところが大きいことを再認識させられる結果となった。

「もはや外国人労働力なしに日本の農業・農村はかなりの部分で成り立たなくなりつつある」(軍司他(2016))のが今の日本の状況である。

具体的には、「農林水産庁によると、コロナ禍で中国やベトナム、フィリピンなどから来て農業を学ぶ予定だった約2,500人の来日見通しが立っていない」(『北海道新聞』2020.6.4/6.5)、「感染拡大の影響で製造業や観光業で雇い止めの恐れが高まる一方、農業や介護などの分野では新たな実習生が来日できない事例が増加。農林水産庁によると、4月上旬時点で来日の見通しが立たない農業・水産業の技能実習生や特定技能外国人は全国で約2千人に上る」(同5.4)という状況である。また、JA北海道中央会によれば、「新型コロナウイルスの影響で、出入国できなくなっている道内の農業分野の外国人材が、1日時点で406人いると発表した。(中略)内訳は入国できなくなっている人が375人、出国できなくなっ

ている人が 31 人。地域別では後志管内や、農業分野での技能実習生の受け入れが多い上川管内が目立つという」(同 6.19)。そのため、農業では人材の確保が急務となり、人材の確保に奔走しているというのが現状である。

この窮状に呼応する形で、農業分野では自治体等で以下のような動きがあった。

- (1)上川総合振興局・名寄市―「職員研修」、道北なよろ農協は「業務」として 240 人の職員を農家に派遣。北電社員も 3 名参加(同 5.21)。
- (2)倶知安町・富良野市周辺でホテル従業員らを人手不足の農家が受け入れる。(同上) また、石屋製菓(札幌)が 6/1 から 10 月末までの 5 ヶ月間、若手社員約 130 人を道内の 8 農業法人で研修(同 5.29)。
- (3)群馬県嬬恋村―村内外のホテルや飲食店の従業員から応募があり、キャベツの収穫に 190 人が働く(同 6.4)。
- (4)長野県佐久市―ホテル従業員らを農家に紹介(同上)。
- (5)福島県福島市―福島大学の学生 20 人をアルバイトとして果樹農家に仲介(同上)。
- (6)農業生産法人輝楽里(江別)では、札幌商工会議所のホームページとアルバイト専用サイトに求人情報を掲載(同 6.6)。

そして、本稿の調査対象の A*市の実習生も、2020 年にはそのほとんどが来日できたが、2021 年は一人も来日できなかった。これに関しては、第 3 章第 2 節で詳しく述べる。

*調査の性質上、調査対象地域を A 市と表記する。

序章

第1節 日本の外国人と外国人労働者の状況

〔表1〕は、外国人登録者数を示したものである。

2019年現在 2,933,137人(2019年12月末)で、その数値は2012年から一貫して増え続けてきた。

国別の上位3国は、中国(813,675人)、韓国、ベトナムの順となっているが、ベトナムが前年比24.5%増の411,968人、そしてインドネシアは登録者数では66,860人に留まっているが、増加率ではベトナムに次ぐ18.7%の上昇となっている。

在留資格別では、永住者が793,164人となっている他、技能実習、留学生、特別永住者、技術・人文知識・国際業務と続くが、技能実習が410,972人と前年に比べ25.2%増となっている。

また、地域別では、東京が593,458人と全体の約1/4(20.2%)を占めており、愛知、大阪がそれに続く。

〔表1〕外国人登録者数

年度	2012	2013	2014	2015
外国人登録者数	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189
前年からの増加数	— 44,852	32,789	55,386	110,358
その増加率(%)	—2.2	1.5	2.6	4.9
年度	2016	2017	2018	2019
外国人登録者数	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137
前年からの増加数	150,633	179,026	169,245	202,044
その増加率(%)	6.3	6.9	6.1	6.8

『e-Stat 政府統計の窓口』を参考に、筆者が作成した。

〔表2〕は日本国内及び北海道内の外国人労働者数の推移を示したものである。

2019年の日本国内にいる外国人労働者は前年よりも20万人増加して2014年の2倍強の約170万人となっている。しかし、それとは反対に、国内の生産者人口は減少の一途をたどり、「1995年の生産年齢人口を維持するためには2000年から2050年までの50年間に毎年64.7万人の補充移民が必要」(鈴木[2014:70])との指摘もあり、将来的に日本の経済・産業界は実習生をはじめとする外国人労働者を受け入れて行かなければ立ち行かなくなる可能性もある。

〔表 2〕 日本国内及び北海道内の外国人労働者数

対象／年度	地域	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
外国人労働者(人)	国内	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804
	北海道	9,894	11,199	12,372	15,081	17,756	21,026	24,387

厚生労働省・「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、厚生労働省北海道労働局・「外国人雇用状況の届出状況を公表します」をもとに筆者が作成。

急増している実習生に関しては、第 3 章で詳しく論じる。

また、技能実習から多くの移行者を見込んでいた特定技能は、上記の資料によれば、1,621 人(0.005%)に過ぎず、伸び悩んでいるようにも見えるが、宮入は、徐々に北海道で特定技能での受け入れが進んできている様子を伝えている⁶。

第2節 先行研究

外国人研修生問題ネットワーク（2009）『外国人研修生時給 300 円の労働者 壊れる人権と労働基準』、外国人研修生権利ネットワーク（2009）『外国人研修生時給 300 円の労働者 2 使い捨てをゆるさない社会へ』、そして「外国人労働者問題とこれからの日本」編集委員会（2009）『<研修生>という名の奴隷労働 外国人労働者問題とこれからの日本』は、実習生の研究を開始したばかりの筆者にとって衝撃的なタイトルだった。

筆者は、これらが出版された翌年に大学院に入学し、実習生に関する研究を始めたところだった。研究開始当初は、「実習生と日本人のコミュニケーション」に関心を持っていたが、上記の書に触れ、実習生の劣悪な生活・労働環境に衝撃を受け、実習生の研究を進めるにあたって、実習生の日本での生活実態はもちろん、実習生の本国における生活や労働実態の把握の必要性を感じた。

筆者の調査の始まりは、2010 年、北海学園大学名誉教授・北倉公彦氏(当時は、経済学部教授)との共同調査であった。そして、この年は研修制度と実習制度が「技能実習制度」に一本化された年であったが、共同調査の対象は制度移行前に来日した「研修生」一すべてが女性一に対するインタビュー調査であった。当時の彼女たちの給料一当時は、研修費という名目であった一は、A 市の場合、1 ヶ月 6 万円であり、まさにその給料を時給に換算すると 300 円程度だった。

このような時給 300 円の労働実態や強制労働に近い劣悪な労働環境・生活環境を明らかにしたものには安田(2010)がある。また、澤田(2020)は技能実習の問題を疑問文形式にして章立てし、問題の実態とその理由を明らかにしているが、実習生の先行研究には、上記のような実習生の生活・労働実態に迫ったものの他に、実習制度の問題点や実習生の日本語教育・日本語学習の観点等から述べたものがある。

そこで、ここでは北海道の実習生に関する先行研究と本研究に大きな影響を与えた 2 つの先行研究を中心にレビューする。

2.1.寒冷地、北海道に関する先行研究

はじめに、軍司(2016)は寒冷地における短期雇用型の制度活用の研究が北倉らの一連の研究に留まっていると指摘している。

北倉らの一連の研究とは、北倉他(2006)、北倉他(2009)、北倉他(2011)、北倉(2014) であり、実習生とその関係者への聞き取り調査をもとに実習生の受入実態とその特徴、さらに実習制度の限界や問題点を明らかにしている。また、北倉の調査に同行した孔麗の孔麗(2005)・孔麗(2010)、そして実習生のスマートフォンの所有と使用状況から実習生の生活実態を明らかにした白崎(2020)や実習生の基本属性・来日前の就業状況・来日目的や日本における生活実態の考察から北海道の農業分野の技能実習生と技能実習制度との関係を明らかに

した白崎(2021)も一連の北倉研究の流れに準ずるものである。

そして、軍司(2016)自身は、監理団体としてのJAの役割から北海道における実習制度の活用と課題を示す中で、寒冷地における制度上の特徴や実習生の概要、応募の状況、賃金、失踪等のトラブル発生時の対応等を詳細に記述している。その中でも、近年、実習生の質が非常に低下し農家が苦勞している現状や実習生が出稼ぎ労働者的な性質を強め、金銭に関して極めてシビアであること、そして賃金に関しては協議会として残業量の調整や協議会の役員が実習生の宿舎の責任者になるなどして実習生の管理を徹底している現状を明らかにしている。その上で、課題の1つめとして30歳後半の実習生を受け入れざるを得ないこと、2つめに実習制度移行に伴う費用の高騰、3つめに実習生の質の低下をあげているが、これらの課題に対応し切れていない現状と実習制度が中小企業向けに整備されたものであり、農業分野特有の事情に即した制度設計の必要が生じていることを指摘している。

また、農協における実習生の受入実態やその変化から実習制度の現状を明らかにした一連の宮入論文(宮入2015、宮入2017、宮入2018)がある。

2.2.北海道の実習生の日本語教育

北海道の実習生の日本語教育に関する先行研究には、北倉他(2011)や中川(2017)・中川(2018)がある。

北倉他(2011)は、技能実習計画の課題の一つとして日本語学習のやり方をあげている。北倉他(2011)は日本語学習の重要性と体制の整備の必要性を認めた上で、継続した学習体系の整備、そして技能実習の全期間にわたって日本語学習のプログラムの用意をしておくことを提案している。また、その巻末の補説で白崎は「て形」の習得や日記を書くことに加えて、A市の講習(調査同時)での日本語学習の状況を踏まえた上で、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の4技能を総合的に学習することによって日本語能力の向上を目指す(白崎[2011: 107])日本語学習のプログラム試案を提出している。

中川(2017)は、監理団体への聞き取り調査から実習生に対する日本語教育の内容、日本語教材、日本語の習得状況から課題を見出し、実習生が必要とする日本語と直面する課題についてJITCO⁷資料、教材と教授法、日本語指導員の専門性から明らかにしている。その結果、継続的に学習機会を設けるのが難しいこと、実習期間の短い実習生ほど日本語学習に意欲的でないという問題があること、そして生活者としての実習生が北海道に馴染めるようになるまでは、まずは実習生に最も近い受入機関の人達との親しい人間関係の構築が大切で、受入機関が実習生と職場、地域社会を結ぶメディアータ的な役割を担うことが、実習生の日本社会適応を導く上で大きな役割を果たすとしている。

また、中川(2018)では、近年のベトナム人の急増の原因としてベトナム国内で日本語学習者が多いこと、そして初等・中等教育レベルにも日本語教育が浸透した背景には、政治的・経済的な関与があると指摘している。その上で、出稼ぎ目的だけではない日本語熱が高いか

らこその特徴があるのではないかなど、中川(2017)と比較しながら、検討されている。そして、聞き取り調査から、稼ぐこと、家族への経済支援が第一義的な目的ではなく、将来の生活向上を見据え日本語学習の必要性を強く認識していること、日本語能力試験の目標設定があること、監理団体の絶大な後押しがあること、そして多文化共生の視点から実習生を受け入れることの必要性が明らかとなり、中川(2017)とともに受入側である監理団体、実習実施者の重要性が明らかにされている。

この他にも、実習生の日本語の能力不足を指摘される中で、外国人労働者の実情に即した提案がされているものに田尻(2017)があり、「現実に進められている施策を前提に、日本語教育がどのように関わっていくべきかを提示」(田尻[2017: iv])した。その中で、中川は外国人労働者の日本語能力の向上による滞在期間の延長(同[2017: 6])を提案し、助川他は水産加工業や農業の実習生と工事現場で働く実習生とでは、指示等に使用する日本語に違いがあること(同[2017: 126])を明らかにしている。また野田は、日本語教育において日常生活に必要な日本語と業務に必要な日本語に分けて指導する特化型の日本語教育の必要性(同[2017: 126])を説いている。

また、中小企業を支える外国人労働者として実習生の実態を明らかにした日本政策金融公庫総合研究所(2017)がある。

2.3.本稿の指針となった先行研究

本研究に大きな影響を与え、その方向性を示してくれた先行研究には、浅野(1997)と上林(2015)の2つがある。

浅野(1997)は、実習生と他のアジアから来日した研修生・留学生・就学生、そして研修生たちの使用者に対する詳細なアンケート調査とインタビュー調査を通じて、彼／彼女たちの生活実態を比較し、彼／彼女たちの文化変容の過程と受入側の意識の変化を明らかにした。

〔第1部〕では、現代における諸個人の「文化変容」と世界社会の構造変動の連環を捉える際の、基本的なパースペクティブー歴史ー社会観ーを再検討と、諸個人のミクロな文化変容とマクロな社会構造変動の連環を捉えるための方法論・概念装置について考察されている。

〔第2部〕では、研修生・留学生・就学生の基本属性と生活史、留学生・就学生の生活過程、社会諸関係の構造と問題、直面する文化葛藤の実態、社会認識とその変容、人生観、留学の成果に関する自己評価、及び、それらを踏まえた将来志向、研修先企業・農家の日本人、及び、中国人就学生や外国人労働者を雇用する企業の日本人が、中国人・外国人との相互行為の中で、何を学び、いかなる文化変容を遂げているかについての考察と分析がなされている。

また、各調査対象者への基本的属性に関する調査(質問)項目は、筆者がアンケート調査票

を作成する際の参考にした。

〔第3部〕では、「専門性」とは、研修生・留学生・就学生が研修や留学を通して修得を意図し、または期待している知識・技術を指す。それには、個人企業主・自営農民・労働者の実践的技術・知識、研修生・留学生・就学生と日本人の相互行為・異文化接触に伴う文化変容があること、出国の動機、来日後の生活、将来展望との関わりで、国家・社会に対する彼らの認識とその変容が考察されている。

上林(2015)は、実習生を外国人労働者と位置づけた上で、実習制度が展開する中で、国内外・隣接産業の動向から実習生の実態を明らかにしたが、筆者が共同調査を契機に調査の対象となったA市の実習生の出身地もすべて中国だったため、中国人実習生の実態を知る上でも比較する上でも重要な先行研究となった。

〔第I部〕では、日本社会と移民政策を日本の外国人労働市場を中心に論じている。実習生の記述に先立って町工場の外国人労働者を対象に都市の零細企業における就労と生活、そして自動車部品工場の日系ブラジル人を対象に外国人労働者のニーズに関して論じている。

〔第II部〕では、これまでの実習制度の経緯を述べた上で中国人実習生に焦点を当て、彼らにかかる費用から技能実習制度の実態は、受け入れ企業の単純労働力の確保というニーズと、実習生側の母国より高い賃金水準の享受と金銭確保というニーズの合致という図式であることを明らかにした。

実習生の実態を調査する上での課題としては、送り出し機関、そして受け入れ機関ともにその実態を把握しがたいという実情があるとした上で、研修生・実習生、そして研修生・実習生を受け入れたい企業双方の長期的な見通しが辛うじて現在の技能実習制度を継続させていると述べている。そして、中国人実習生の就労と生活の実態の把握も容易ではなかったが、日本社会との接触が薄く、彼らの社会的ネットワークは本国の家族・親戚、送り出し派遣会社とより密接に結びついているとも述べている。

また、実習制度の課題には、実習生の来日意図と目的、どのような成果を持って帰国するののかに関しては、改めて調査する必要性があり、制度の継続に関しては、受入側の法令遵守という最低限の行為があつてこそ制度の存続が可能になり、現在の段階での問題は、送り出し派遣会社の指導や保証金制度などの外的強制によって問題発生が抑えられていると述べている。

〔第III部〕では、外国人労働者の権利と労働問題が取り上げられているが、特に労働移動の自由は認められていないが、かれらの生活問題や労働移動の問題が彼らの権利を侵害しているというのが事実であり、また、技能実習制度を単純労働者の受け入れ制度の代替物ではなく、外国人労働者受け入れ制度としての性格を強めていかなければならないとした上で、技能実習制度の実態を理解するためには、中国の労務輸出政策を理解しなければならないと述べている。

2.4.その他の技能実習・技能実習生に関する先行研究

この他にも、実習制度の概要を説明した上で、制度上の問題点や課題を明らかにした八山(2014)・八山(2017)や実習生の雇用状況から農家の経営状況を明らかにした長谷美他(2004)、安藤(2011)などがある。

上述したように、浅野(1997)が、研修生(のちに2007年度版では実習生の内容が加わる)をはじめとするアジア系外国人に対する詳細なインタビュー調査を通じて彼/彼女たちの生活・労働実態と彼/彼女たちの生活変容、そして受入側の変容を明らかにしたが、浅野(1997)を除けば、アンケート調査やインタビュー調査を通じて実習生の生活・労働実態を明らかにした先行研究は少ない。そして、上述したように北海道の実習生の先行研究も少なく、管見の限り北倉の他に孔麗、白崎、中川、中園、宮入に留まり、北海道の実習生の生活実態に限れば、白崎(2020)・白崎(2021)に留まる。

このように、実習生の実態に迫った先行研究が少ない理由に関して上林は、実習生が外国人であり、本国との間で対日本社会よりも密接に結びついていること、そして実習生が一般の労働者と違って労働市場を自由に移動できる存在でないこと(上林[2012:52])、そして、実習生の学歴に関する調査事例が少ないことも実習生に関する調査の難しさ(同[2012:54])を表している一つの事象だと述べている。

つまり、実習生に関する調査の実施には、上林が述べているような理由で困難が伴うが、調査しなければ、実習生の実態や実像に迫ることは難しいということである。

そこで、本稿のアンケート調査やインタビュー調査の結果を通じて、これまでの先行研究では明らかにされていない実習生の日本での生活実態を明らかにできるのではないかと考えている。

第3節 本稿の目的

そこで、後述する本稿の目的を達成のための前段階として、先行研究で明らかにされていない部分が多い北海道の実習生の生活実態(労働実態を含む)について、継続的にA市の実習生を対象に実施している参与観察、アンケート調査、インタビュー調査の結果をもとに明らかにする。

本研究にとって、これらの調査方法を用いるメリットは、以下の通りである。

- (1) 直接、対面で実習生や関係者にインタビューすると、本音を聞くことができ、思いがけない情報を入手できることもある。
- (2) インタビューをすると、アンケート調査の回答ではわからないニュアンスが伝わってきたり、肌で感じるものがある。
- (3) 参与観察、インタビュー調査、アンケート調査のそれぞれの不足部分を補うことができ、調査結果の客観性が高まる。
- (4) どの調査も継続的に実施しているため、実習生の変化がわかる。

特に、(4)はこれまで来日した実習生との比較のために貴重な資料となっている。それらの調査を同一地域で、長期的・継続的に実施しているのが本稿の調査の最大の特徴であり、調査が困難とされる実習生の学歴(上林[2012: 54])等の基本属性に関しても多くのデータが得られている。

また、北海道の実習生の生活・労働実態とともに明らかになっていないのが、実習生の日常での日本語の使用状況や日本語学習・日本語教育の状況であり、研究開始当初、筆者は実習生と日本人とのコミュニケーションの特徴を探るべく調査をしていたため、その視点が現在の実習生の生活・労働実態に移行してからも実習生の日本語の使用と日本人とのコミュニケーションには注目しており、フィールドワーク中の実習生との会話を通じてある程度実習生の日本語能力を把握することができ、その評価の本論への還元も可能だと考えている。

上記の調査の結果、実習生の日本での生活は、宿舎で共同生活を営み、全般に質素である。実習生の来日の目的は「稼ぐ」ことであり、本国に出来るだけ多く稼ぎを持って帰るために節約し、その結果、質素な生活になっているのである。そして、労働(農家での作業)は、女性にとって重労働や変化のない地道な作業も多いが、それらの作業に真摯に取り組む実習生が多い。また、これも上述したように稼ぐためである。

さらに、フィールドワークをする中で、A市の実習生が日本滞在中にコミュニティを作らないことが明らかになってきた。

A市の場合、実習生の滞在期間が8ヶ月と短く、制度上必ず帰国しなければならないため、コミュニティを作ってもしょうがない、作っても継続しない、また、帰国までの期間限

定であるため、日本人のコミュニティに参加しても短期間で終わってしまうため、参加してもしょうがない、参加する意味がないと考えるのは当然である。

しかし一般的には、人が本国を離れて異国の地で生活することになれば、滞在期間の長短に拘わらず、渡航前・滞在中に同郷人や同郷人のコミュニティにコンタクトしたり、同郷人の経営する店に行ったり、あるいは何か宗教を信仰していればその信仰に関連する施設を訪問したりするだろう。そのようにして実習生の先人にあたる華僑たちも日本での生活基盤を築いてきたが、実習生にそのような様子は見られない。

それは、なぜなのか。8ヶ月の滞在であるが、実習生にコミュニティは必要ないのだろうか、これが本稿の出発点となる。

そこで、本稿では実習生のコミュニティ不形成の要因を通して、日本での生活実態を明らかにすることを目的とし、その原因が「擬似的コミュニティ」(コミュニティのようなもの、コミュニティらしきもの)の存在と実習生のスマートフォンの所有と使用ではないかという2つの仮説をもとに、考察と分析を進める。その上で、実習制度が実習生の日本滞在中の生活を制約し、実習生を労働に集中させるための制度として機能していること、そして実習制度下で発生している問題—不正行為等—が日本の労働市場の構造的な問題—二重構造〔正規労働者—非正規労働者〕—や高度経済成長期の出稼ぎ労働者に対して発生していた労働問題の延長線上にあることについても明らかにする。

第4節 本稿の意義と貢献

—実習生のコミュニティの形成状況と3つの擬似的コミュニティの役割—

実習生は実習制度を背景として来日している。

実習制度では、予め滞在期間が最大5年で、決められた期限を迎えると、必ず本国に帰国しなければならない決まりになっており、それは義務であり、例外は認められない。そのため、実習制度における移動は、実習生が本国から日本へ来る、そして期限を迎えると、日本から実習生の本国へ帰るという決まりになっており、実習生が出身国以外の国から日本へ来る、あるいは帰国の際に日本から本国を経由せずには他の国へ向かうことはない。つまり、実習制度では実習生の移動は本国と日本との一往復となっており、実習生はこの決められた移動の中で日本に一時的に滞在することになる。

本稿では、実習生の日本でコミュニティの不形成について取り上げるが、実習制度による来日は、その制約—期間限定で、一度きりの在留資格—のため、伊豫谷(2007)のいう移動から場所を問うことになり、本稿は実習生が本国と日本の間を移動するプロセスの中の日本での生活に注目することになる。

そして、フィールドワークの結果、このような制約を受けるA市の実習生は他の外国人や外国人労働者が来日した時とは異なり、同郷人やそれらのコミュニティに接触したり、自分たちでコミュニティを形成しないことが明らかになった。

そこで、本稿では、従来のコミュニティの代替として実習制度によって用意された3つの擬似的コミュニティの存在が実習生がコミュニティを作らない要因であることを明らかにする。そして、実習生はこの用意された一時的なコミュニティに所属することで、「われわれ」や「故郷」という共通した意識の創造と想像(伊豫谷[2007: 5])を生み出し、本国の様々なコミュニティとのつながりの強さを改めて認識することになる。それが実習生の日常生活に表出する様子は、第5章で詳しく述べる。

また、伊豫谷は「移動は一時的な仮の姿にすぎない、と考えられてきた。それゆえに、移住や移民は、日常的あるいは慣習化された移動から区別されて、特別な出来事と受け止められるように」(同[2007: 6])なり、さらに、「移動と定住とは対立的であり、定住が常態であり、移動がその逸脱であると暗黙のうちに想定してきた」(同上)と述べている。

アンケート調査によれば、A市の実習生の多くは帰国後「働く」という意志を示し、わずかではあるが再び日本以外の国へ働きに行く者もいる一方で、家に留まり、既婚者であれば子どもの世話を専念する者も多く見られ、必ずしも移動を前提として暮らしているようには見えない人たちがおり、この人たちは、本来「動く意志のない人」、あるいは必ずしも「動く必要がない人」が一時的に日本に動いてきたものと考えられる。以下の理由の2つめに該当するが、この人たちには、「家族のメンバーが長期にわたって遠く離れて暮らすという、「トランスナショナル家族」(同[2005: 156])や「家族を維持するために、その2つの国の間をつねに移動し続けることが求められる」(同[2005: 158])という移住女性の概念には当

てはまらない旧態依然とした人たちだと考えられる。

では、なぜ彼女たちが動いて来たのだろうか。

その理由の1つめは、生活の改善や生活の質の向上のための資金を稼ぎたいということ、2つめは、既婚で、幼い子どもを持つA市の実習生にとって滞在期間が短期で限定的であることは本国の家族との絆を維持するのに好都合であること、3つめは、日本に頼る者がいない実習生にとって、費用は掛かるが、送り出し機関が来日前の教育(研修)、出国の際の手続き、滞在中のトラブルへの対応、そして帰国の際の手続きまでサポートしてくれること、4つめは、少しでも多く稼ぎたい実習生にとって往復の渡航費が日本側の負担であり、通常、観光目的を除く外国人や外国人労働者が来日する際には家探しや職探しに苦勞し、その解決のために同郷人や同郷人コミュニティへの接触が必要になるが、実習制度を利用して来日する場合にはそれらの労力が必要ないということである。そのため、技能実習で来日を希望する者は、送り出し機関が実施する筆記試験や面接に合格し、事前研修を経て実習生としての来日が決まれば⁸、つまり、少し乱暴な言い方だが、実習制度のレールに乗ってしまえば、従来の外国人労働者たちのように目的地までの渡航費を工面したり、渡航先(移住先)での家探しや仕事探しに奔走したり、そのために同郷人やそのコミュニティに接触したりする必要がなく、一般的には、苦勞なく来日し、その滞在期間中に稼ぎ、そして期限を迎えると帰っていくというプロセスを辿る。つまり、実習制度は、これまでの外国人や外国人労働者が、特に来日直後に経験する手間や面倒(家探しや職探し)をなくし、実習生が日本ですぐに生活できるようにサポートしているのである。

そして、この移動を支えているのが、実習生の本国にある送り出し機関と来日から離日までの世話をする日本側の仲介業者である⁹。また、後者は実習生の実習(労働)を含めた日本での生活(労働を含めた)も支えることになる。実習生とこの仲介業者との関係は、第4章3.2.4.で詳しく述べる。

これまで、実習生の先人にあたる華人や華僑の人たち、そして日系南米の人たちの日本での生活実態に関する研究は多くなされてきたが、これらの人たちと本稿の研究対象である実習生との最大の違いが、日本での滞在期間とそれに伴う居住の状況である。つまり、華人・華僑たちは日本社会と時には対立しながら、融合し定住化してきた。日系南米人は日本に定住することも本国との還流を繰り返すことも出来た。しかし、実習生は実習制度の設計上、定住することも還流することも許されない一時的滞在者なのである。

そして、華僑をはじめとするエスニック集団は、次第に同じ地域に住む同郷人が多くなり、それらの人たちをターゲットにしたエスニック・ビジネス—商店、レンタルビデオショップ、飲食店、旅行代理店などが進出してくる。そして今度は、それを目当てに同郷人が集まるようになり、やがてそれらが結節点となってネットワークが広がるというようなプロセスを経て、コミュニティを形成し、「とくにエスニック・レストランは、食べるという人間にとっての基本的な行為にもとづくアイデンティティを確認させる場であるとともに、同国人どうしの出会いの場を提供」(駒井[2016: 361])など「商店、飲食店、美容室などのエスニ

ック・ビジネスでは、その経営者を結節点としてエスニック集団の広範なネットワークがはりめぐら（同上）すことによっても、コミュニティを形成してきたのである。

しかし、A市の実習生はフィールドワークの結果、自らコミュニティを形成する様子はなかった。それは、実習生には先人たちが形成したようなコミュニティに代わる実習制度で「用意されたコミュニティ」—3つの擬似的コミュニティが存在するためだと考えられる。この3つの擬似的コミュニティに関しては、第4章で詳しく述べるが、簡潔に説明すれば、講習では日本滞在中に必要な日本語学習等を学習し、宿舎は日本での生活拠点である。そして、農家は実習生の職場であり、農家は日本でのお父さん・お母さんとして実習生を支える。

この3つの擬似的コミュニティが先人たちの形成したコミュニティの機能を代替し、その中でも、特に先人たちが来日時に苦勞・苦心した家探し、職探し、異国の人たちとのコミュニケーション等をカバーし、サポートしてくれているものと考えられる。

—コミュニティ論への貢献—

上述したように、実習生は実習制度によって用意された3つの擬似的コミュニティがあるため、従来の地域に根差したコミュニティに所属したり、そこで行われる活動やイベントに参加したり、自分たちでコミュニティを作ったりすることもなく、実習生はそれに代わる3つの擬似的コミュニティに所属して生活していた。そして、この3つの擬似的コミュニティは、実習制度によって「用意されたコミュニティ」であり、受入側—本稿では、監理団体や農家—が用意しなければならないコミュニティでもある。

そして、この3つの擬似的コミュニティを個々に考察してみると、これらは実習制度の目的—労働力の供給—達成のために来日した実習生の生活をサポートするために機能しており、その振る舞いはアソシエーション的であった。

そこで、マッキーバーのコミュニティとアソシエーションの関係を参考に、アソシエーションをコミュニティの一器官と考えるならば、3つの擬似的コミュニティをアソシエーションと位置づけ、それを統合しているのが実習制度コミュニティと考えるのが自然であるが、そのように考えると、実習制度コミュニティも労働力不足解消という目的のために「持ち込まれたコミュニティ」であるという点、そして、それを構成しているのがアソシエーションであり、コミュニティがアソシエーションの統合体であるならば、コミュニティがアソシエーション的側面を持っていて当然であり、改めてコミュニティとアソシエーションの区別が難しいことを明らかにすることになる。

また、この様子は、かつてA市が石炭産業で栄えた時代に炭鉱を経営する企業が産炭地にインフラなどを整備し、形成された「炭鉱まち」を連想させる。しかし、このコミュニティも石炭産業が衰退し、企業が撤退すると、一時的なコミュニティに終わってしまい、その様子は3つの擬似的コミュニティや実習生がスマートフォンを使用して形成した日本人支援者とのコミュニティが一時的には機能するが、その役割を終えてしまうと継続せずに消滅してしまう様子と酷似している。

このように、実習制度の制約によって定住を前提としない、一時的な日本滞在に終わってしまう A 市の実習生は、コミュニティを形成せずに「用意されたコミュニティ」で生活し、自分たちではコミュニティを形成しない人たちである。

しかし、これは滞在期間が 8 ヶ月という A 市の実習生に関する考察結果であり、実習制度の中では 2 年から 3 年と比較的滞在期間の短い実習生がコミュニティを作っている様子も見られることから、コミュニティの形成には、滞在期間はもちろん、出身地や基本属性、実習生が来日してから従事する職種、居住する地域やその地域にある資源—公共施設、カトリック教会等の宗教施設、日本語学習を受けられる場所等—の有無、そして実習生の周囲にいる人たちによっても異なってくるものと考えられる。

尚、コミュニティ研究の歴史と経緯に関しては、第 4 章第 1 節で述べる。また、本稿では擬似的コミュニティという用語を使用して実習生のコミュニティの形成状況を論じていくが、コミュニティという用語を使用して論じることが適切だったかどうかについては、最後のまとめの部分で述べ、それまでは第 4 章 1.8 で示す暫定的な定義をもって記述する。

—移民研究への貢献—

伊豫谷(2007)は、「国境を越える移動が複雑な人たちが増大しているだけでなく、これらの人の流れの多くが、世界規模での生産と再生産過程の変化の帰結として女性化している、ということが指摘され」(伊豫谷[2007: 149])、また「そのようなグローバリゼーションの過程は、既存のジェンダー関係を利用して、安価で柔軟な女性労働者—その多くは雇用機会が減少している国々出身である—を、急速な工業化を遂げている国々の輸出加工区や工業団地で工場労働に従事させている」(同上)とも述べている。つまり、本稿の調査対象である A 市の実習生は、すべてが女性であり、移住・移民女性の側面を持つため、上記の移民女性たちの職種とは異なる農業に従事する女性たちであるが、「安価で柔軟な女性労働力」(同上)であり、「それを体現する一時的な契約労働者」(伊豫谷[2007: 160])という点では同じである。

しかし、A 市の実習生は実習制度の制約で、来日しても必ず期限を迎えると本国へ帰る人たちであり、これと同じプロセスで来日することが出来ない人たちでもある。つまり、実習制度を利用して来日した実習生は、日本には定住せず、必ず本国へ還流する人たちであり、再来日する場合には、実習制度以外の在留資格で来日することになるが、現状では技能実習経験者が特定技能以外の在留資格で再来日することは大変に難しく、伊豫谷が指摘する「家族を維持するために、その 2 つの国の間をつねに移動し続けることが求められる」(伊豫谷[2005: 158])人たちとは大きく異なるため、女性実習生の移動や日本での生活実態を通して、伊豫谷が指摘する移住女性とは異なった一時的な滞在者である移民女性の実態解明につながる可能性がある。そして、近年の A 市の実習生は上林(上林[2012: 53])の指摘とは異なり、既婚者や 40 歳を越える者も多く来日しており、それらの女性たちが構成する擬似的コミュニティでの実態が、それ以外の年齢層の実習生で構成する擬似的コミュニティでの実態と

では、異なった特徴を示す可能性も考えられ、それらの考察を通して、従来よりも詳細な実習生の日本での生活実態の解明と同時に、A市の実習生が一時的滞在者であるからこそ、伊豫谷にみられるような移住女性たちとは異なった移住女性たちの実態が明らかにできるのではないかと考えられる。

このように、実習生の移動は実習制度の制約によって滞在期限を迎えると必ず本国に帰国しなければならない移動であり、それが、実習制度を利用して来日した者のルールであり、義務となっている。つまり、実習生の移動は本国と日本との直線的で、しかも一回限りの移動である。しかし、実習生の滞在期間は最大5年であるが、これまでA市の実習生のほとんどが在留資格・「技能実習1号」—1年以内の滞在一での入国¹⁰で、約8ヶ月の滞在中で帰国してしまい、それ故に、日本での生活に実習制度の制約の影響が強く現れるものと考えられる。つまり、実習制度では最長5年の滞在中が可能であるが、A市の実習生は実習生の中でも短期滞在中の実習生であるため、日本で暮らす実習生の生活の特徴が集約されているものと考えられる。

そこで、本稿では、実習制度を利用して来日した実習生の日本におけるコミュニティの形成状況—本稿では、実習生がコミュニティを作らないという状況—に注目し、コミュニティ不形成の要因だと考えられる3つの擬似的コミュニティに関して検討しようとするものである。

また、「大部分の国は、一年以上自国外に住んでいる人、という国連の定義を採用している」(是川[2020:19])と定義している。これに従えば、A市の実習生も少なくとも8ヶ月は日本に滞在するため移民と言えるし、在留資格・「技能実習3号」では5年の滞在中が認められるため、立派な移民ということが出来る。しかし、定義にあてはまる同じ移民であっても、上述したように実習生はその来日背景である実習制度の制約とその影響によって日本にいる他の移民とは異なる様相を呈し、また、A市の実習生は実習生の中でも短期滞在中であり、他の実習生とも異なる様相を呈する可能性がある。つまり、滞在中が短く、必ず本国と日本の間を一度だけ還流する人たちであるため、日本の生活で移民としての特徴を示さないのではなく、そのような特徴を持つ人たちだからこそ移民としての特徴をより示すものではないかと考えている。

つまり、上述したように、実習制度での移動は、実習生の本国と日本との直線的で、一回限りの往復移動であり、実習生はこの決められた移動プロセスの中で日本滞在中となる。本稿では実習生の日本での生活の特徴をコミュニティの不形成から探ることになるが、実習制度下では、まさに伊豫谷のいう移動から場所を問うことになるのである。

そして、実習生が従来のコミュニティ研究が前提としてきた地域に根差したコミュニティ—例えば、地域住民による町内会(町会)活動やボランティア活動等を伴うようなコミュニティ—ではなく、地域には存在するが、そこには根づかず、その上にぼつかりと浮かんだような3つの擬似的コミュニティで生活する実習生の姿を通して、従来の地域に根差したコミュニティとは異なるコミュニティの様相を明らかにする。そして、実習生がスマートフォン

ンを使用し、一時的なコミュニティからバーチャルな空間を通して本国のリアルな家族コミュニティと繋がっていること、また、その一方で、スマートフォンを使用して日本人とコミュニティを形成しても、そのコミュニティは継続せず、一時的に終わってしまう様子を通じて、実習生の外国人労働者・移民としての生活実態とその実像に明らかにし、コミュニティ研究とわずかではあるが移民研究に貢献しようとするものである。

第5節 本稿の構成

本稿の構成は次の通りである。

序章では、日本国内の外国人と外国人労働者の状況を説明した上で、先行研究、本稿の目的、意義、貢献、そして本稿の構成を記述する。

第1章では、調査の概要と本研究で用いた調査方法を説明する。

はじめに、調査地(A市)の概要—地理・歴史と農業の歴史—を記述した上で、本稿で用いた2つの調査方法—アンケート調査とインタビュー調査—について記述する。

そして、巻末に最新のアンケート調査票を貼付する。

第2章では、実習制度の前身となる外国人研修制度の成立から技能実習適正実施・実習生保護法成立までの変遷とその内容・特徴について記述する。そして、2019年に成立し、技能実習制度から多くの移行者を想定している新たな在留資格・「特定技能」についても記述した上で、その特徴と問題点を明らかにする。

第3章では、技能実習生について、日本国内、北海道内、そしてA市に分けてその概要を記述する。

国内は、外国人労働者の中で突出して増加している状況を、道内は国内と同様その数が増加している状況と農業分野の実習生数の状況を、そして、A市に関しては、実習生数の変化・推移とともに実習生の基本属性—出身地、年齢、家族の状況等—、本国の家庭の様子、来日の目的等、本国での事前研修を含めた来日するまでの流れと実習生の日本での生活・労働実態を記述する。

第4章では、実習生がコミュニティを形成しない理由を、3つの擬似的コミュニティを通じて探る。

実習生には従来のコミュニティに代わる3つの擬似的コミュニティ—講習・宿舎・農家のコミュニティ—があることを指摘し、3つの擬似的コミュニティのそれぞれの状況を記述する。その際、実習生の母国・中国の先輩である華僑たちの日本での生活とコミュニティの形成過程を参考にした上で、3つの擬似的コミュニティが従来のコミュニティが持つ機能を代替し、それらは実習制度によって「用意されたコミュニティ」で、従来のコミュニティのように地域に根差すようなコミュニティではないことを明らかにする。

第5章では、実習生が日本で生活する上で、3つの擬似的コミュニティでは十分ではなく、それを補う要因が、スマートフォンの所有や使用ではないかという仮説に基づき、A市の実習生のスマートフォンの所有と使用の状況を記述する。その上で、実習生がスマートフォンを使って本国の人たちとバーチャルな空間を通して頻繁に連絡している様子と、その一方で、スマートフォンを使用して日本人への接触することが少ないこと、そしてスマートフォンに関する不正行為が発生している現状を明らかにする。

第6章では、第2章から第5章までの考察で明らかになったこと、そして、実習制度の問題点についても指摘する。その上で、本稿で、3つの擬似的コミュニティに関して「コミ

コミュニティ」という表現を使用して論じることが適切であったかどうか、また、他の表現を使用して論じる方がより適切だったのではないかに関して、コミュニティの特徴である「地域性」と「共同性」から検討し、3つの擬似的コミュニティが実習制度の下でどのような機能し、実習生の日本での生活を規定・制約しているかを明らかにする。

第7章では、本稿では考察や分析に至らず、明らかにすることができなかった事柄に関してまとめ、本研究の今後の課題として提出する。

尚、第5章は、「技能実習生のスマートフォンの使用状況とその特徴『国際広報メディア・観光学ジャーナル No.31 2020』、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院、2020年9月23日(以下、白崎(2020))を修正したものである。

また、本稿では、白崎(2020)と「北海道の農業分野の技能実習生と技能実習制度との関係—基本属性・来日前の就業状況・来日目的・日本における生活実態からの考察—」『国際広報メディア・観光学ジャーナル No.33 2021』、p3-22、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院、2021年8月(以下、白崎(2021))の内容と重複する部分や両稿で使用した表や資料の転用、あるいはその修正・加筆したものが使用されていることを予め断っておく。

第1章 調査の概要

第1節 調査地

1.1. Aのあらまし

1.1.1. A市の位置

A市は、北海道の中央部よりやや南西に位置し、地勢は三方をA山系の峻峰に囲まれ、まちは市域の南北を貫流するA川などの流域に蛇行して拓け、周囲は国有林を始めとする森林地帯である。

交通は、国道274号線（札幌～帯広）、国道452号線（A～芦別）及び道道札幌～A線、道道A～岩見沢線を通じて道央及び隣接市町村と結ばれているほか、1981年秋、JR石勝線が開業、また、道東自動車道の千歳～A間が1999年10月に開通、現在はA～十勝清水間も開通し、A市は道央と道東を結ぶ重要な拠点都市である。

1.1.2. Aの誕生から現在

A市の誕生は、明治21年、未開の山峡の地でA炭田が発見されたことに始まり、以来良質豊富な原料炭供給基地として、石炭産業を中核とする国内有数の石炭のまちとして発展し、最大約12万人の人口（昭和35年）¹¹を誇った。しかし、1960年代に始まる日本のエネルギー革命—石炭から石油への転換—は、基幹産業である石炭産業の伸展に大きな変革と停滞をもたらし、地域の産業が石炭に強く依存しなければならない経済構造から、地域社会及び経済に及ぼした影響は著しく、1981年に発生した「北炭A新炭鉱」のガス突出事故は、石炭産業とまちの衰退に拍車を掛けた。最盛期には24山を数えた炭鉱も、1990年3月、唯一存続していた三菱大A炭鉱が閉山し、すべての炭鉱が消え、市勢の環境は極めて厳しい状況となった。

このような情勢から、A市は「炭鉱から観光へ」と産業構造の転換を進め、緑豊かな景観を生かし、メロンをはじめとする特産野菜の育成並びに付加価値を高める特産物加工開発事業の推進による農業振興、観光リゾート文化都市を目指した「A国際ファンタスティック映画祭」の開催や「石炭の歴史村」をはじめとする観光産業を中心に産業振興を図ったが、バブル崩壊とともに市の財政は悪化し、2001年に産炭地域振興臨時措置法（産炭法）が失効し、財政状況はさらに深刻化した。2006年6月、市は財政の自主再建を断念し、法の下での財政再建に取り組むことを表明、2007年3月には財政再建計画が国に承認され—いわゆる財政破綻—、多額の赤字を解消するため18年間の長きに渡る再建計画に基づく市政の取り組みがスタートした。一方、各種市民団体やNPO法人の設立など市民自らと市との協働による「A再生」へ向けたまちづくりも動き出した。

現在は、2011年に就任した前市長が「A再生」に向けて掲げたコンパクトシティ構想¹²

に基づいた新しいまちづくりが進められている。

1.2. 農業のあらまし

1.2.1. 農業の夜明け

明治 23 年 A 炭山開坑間もなく御料地の賃下げを待たず入植していたと思われるが、明治 31 年の御料地の開放とともに入植者が増加した。A 町年代録によれば、明治 25 年に「町内に於ケル農業コノ年ヨリ始マル」とある。作付けは、豆や雑穀などのほか、炭鉱向けのナス、キュウリ、スイカなどが作付けされ、現在特産として育成中のそ菜も早くから栽培されていた。

1.2.2. 農業地としての特徴と特産・そ菜の誕生

A 市の農業地域は、三方を山岳に囲まれた地勢的環境から、農地は A 川など中小河川の沿岸に帯状に拓け、河川流域以外の農耕適地を求められない土地条件から、耕地規模は零細で農業条件は恵まれていない。

周囲を山岳に囲まれた山間地にあるため地勢は高く（農業中心地、沼ノ沢、標高 175m）、その環境から最低気温と最高気温差が著しい。そして、土性は、農地の大半が樽前系火山灰に覆われ、地力の低い粗粒火山性土であり、気象条件・土性ともに恵まれていない。そこで、一般的な農業経営では自立安定を図ることが困難なところから、昭和 30 年前後から自然条件、環境等に即応した農業振興目標の模索が行われた。この胎動のなかで生み出された方向は、地域の特性を生かし、特異性と収益性を備えた特産そ菜づくりを行うことで一致し、メロン、アスパラガス、長芋、イチゴを特産そ菜として選定、農業者、農業関係団体一体となった特産品づくりがスタートした。そして、生産、販売など主産地形成について試行錯誤を重ねた結果、逐次基幹作目としての位置づけが明確化し、生産、流通体制の整備とともに産地化が促進された。

1.2.3. A 市のメロン栽培

A メロンの栽培の起源は、大正 12～13 年頃まで遡ることができ、昭和 5 年頃には数種の栽培も試みたが、十分な糖度が得られず立ち消えとなり、当時の食料事情から、次第に減少し戦争の激化とともに消えていった。古くから北海道に住む住民であれば、A 市がある空知振興局（旧空知支庁）と言え、北海道の穀倉地帯というイメージがあるように、現在も北海道米ブームの火付け役となった「きらら 397」等を多く栽培している。

戦後、盛んに米の栽培がされていたが、米の栽培を開始するにあたっては、まず A の土壌の特徴である火山灰（火山泥）に覆われた土地（ここでは沼ノ沢地区）の改良が必要で、そのためには資金が必要で、米の栽培ができる農家は限定されたようである¹³。その結果、稲作で稼げる農家と雑穀・豆類・一般野菜中心の戦前同様の経営で農業所得も低く、農外収

入によって生計を立てなければならない農家に二分されていたようである。

このような事情から、A市のような狭い地形でも収益性の高い農作物を生産することが急務となり、メロンの栽培が真剣に見直されることになり、新しい品種の研究、育成が再開された。この研究に関しては、本格的にメロン栽培が開始されるにあたって貢献したとされる農業改良普及員に注目が集まるが、それ以前から北海道大学の教授が交配を指導し、農協や農家に協力してメロン栽培の可能性を模索していたという証言¹⁴もある。そして、試行錯誤の結果、「いい物（種）が出来た」ということで、この地域の人に「Aキング」の種が配られたのが「Aメロン」栽培の始まりである。

1960年4月、17名の有志によりAメロン組合が結成され、数々の試験栽培を繰り返した結果、1961年に果肉が赤いアールス種と香りの高いスパイシー種の交配に成功し、ネットが完全に外観を覆い、肉質はサーモンピンク、甘味、風味とも優れた一代雑種の「Aキング」が誕生した。こうして長年の悲願であった新品種が作り出されたことで、A市のメロン栽培の方向付けがなされた。

「Aメロン」は1960年の栽培開始当初から作付け、栽培、撰果、出荷を生産組合と農協が一体となり、一元出荷全量体制を確立し、品質統一、安定化は他に類を見ない産地作りとして高く評価され、名称も商標登録を受けている。

現在「Aキングメロン」（通称「Aメロン」）はそれを統括するJAA市の年間売り上げの約9割を占めている¹⁵。2015年には、「あおもりカシス」・「但馬牛」等とともに日本地理的表示（Japan Geographical Indication、略称GI）保護制度¹⁶に登録され、それは「Aメロン」の売り上げの安定につながっている。しかし、その一方でA市は財政再建下にあり、メロンをはじめとする特産そ菜を基幹とするそ菜の主産地を展開目標に農業関係団体等と一体となった農業振興を図っているところである。

これまでA農業を積極的に振興し、農業の安定的拡大を促進するため、Aの代表的な名産として成長したAメロンの付加価値を高めるために、メロンブランドの研究やワイン、スピリッツ、シャーベット、アイスクリームの製造・販売も行われてきた。

そして、現在はメロン果汁や果肉を使ったゼリー・菓子類等多数の商品が製造され、A市の道の駅をはじめ多くの店舗で販売されている。これらの原料となるメロンはA市のメロン農家から提供されている。

**本節は、『A市史（上巻）』（1981）、JAA市『農協要覧』（2019）・ホームページ、白崎(2020)を参考に
して、筆者が再構成した。

第2節 調査方法

2.1. 調査の概要

A市における調査の開始は、2010年の北倉公彦氏¹⁷の調査に同行し、実習生と実習生の受入農家に対してインタビュー調査を実施したのが始まりである。その後、この調査の案内役だったJA職員をゲートキーパーに翌年から単独でA市の実習生の調査を開始した。

大学院入学当初は、A市の実習生が主に日本人と会話する際に使用する日本語の特徴を調査していたが、それらには彼女たちの生活背景が強く反映されているのではないかと考え、彼女たちの日本や本国での生活実態を明らかにするために参与観察、アンケート調査、インタビュー調査を実施している。

参与観察は、例年、収穫作業が本格化する6月下旬から7月初旬にかけて、1日あるいは2日間、時間にすると7時間程度を実施している。この時期に実施する理由は、畑仕事だけでなく、収穫から出荷までの一連の作業にも従事しているため、様々な作業をしている実習生の様子が見られること、そして参与観察中であっても実習生に聞きたいことが発生し、コミュニケーションを取りたい場面もあり、わずかにではあるが、来日直後よりは日本語でのコミュニケーションが取りやすくなっているためである。そして、フィールドワーク中に実習生と一緒に作業をしたり、作業をしながら雑談をしたり、必要に応じて、その都度コミュニケーションを図っている。この際に、通訳(筆者が所属する大学院の院生等)が同行することもある。

アンケート調査は、基本的に来日直後と帰国直前に行っている。来日直後のアンケート調査では、実習生の基本属性や家族・家庭の状況等を、そして帰国直前のアンケート調査では日本での生活(労働を含む)や日本人とのコミュニケーションの状況等について調査している。調査票は中国語に翻訳してあるが、実習生が質問の意図を理解できない場合には、通訳が直接答えるか、通訳が筆者の説明を伝える。

質問の事項は、新たに聞きたい事柄が生じた時には追加するが、そうすると、アンケート全体の質問数が増えてしまうため、○×式や選択式の質問を多くし、実習生に負担が掛からないように配慮している。

尚、巻末には、2020年のアンケート調査票(来日直後と帰国直前の2種類(それぞれの日本語訳))を掲載する。

インタビュー調査は、通訳を同行して、主に帰国直前に行い、同じ農家に所属する複数の実習生、あるいは同じ宿舍の複数の実習生に対して実施し、実習生が女性であることに配慮して単独で実施したことはない。そして、農家の主人やその家族、仲介業者の職員が同席することもある。質問内容は、作業や実習全体を通じての評価や帰国後の予定について聞くことが多い。また、それらに加えて、来日直後に実施したアンケート調査や参与観察の結果をもとに、その内容についてより深く聞くこともある。

そして、実習生には、インタビュー調査に協力してくれたお礼にピアスやネックレスを持参する。これは、A市の実習生は女性であり、帰りの荷物にならないものを選んでいいる。また、インタビュー調査の他に参与観察にも協力してくれた実習生に小さな子どもがいる場合には、子ども用のお土産を用意することもある。

アンケート調査に際しては、JAの実習生担当に連絡し、「協議会」¹⁸会長の承諾を得て実施している。また、参与観察やインタビュー調査に際しては、実習生の所属農家に連絡し、実習生の作業や休日の休息の妨げにならない時に訪問し、実施している。

アンケート調査の結果は、3~4ヶ月後を目途にJAの実習生担当に渡すか、実習生関連の行事に参加した際に直接担当者として「協議会」会長に渡すこともある。この際に、結果を知りたい農家があった場合、知らせてよいかも確認する。また、インタビュー調査の結果は、インタビュー調査後に大まかな内容を直接農家に伝え、まとめた結果は後日郵送等で知らせることが多い。いずれの調査結果も論文等に使用する際には、JAの実習生担当か実習生の受入農家に使用する旨を伝えるか、記述したものを渡し、該当する部分を確認してもらっている。

アンケート調査・インタビュー調査ともに、調査の前に同意書に署名をしてもらっている。

また、実習生の受入農家やJA職員には、必要に応じて主にインタビュー調査を実施しているが、調査目的以外で農家を訪問することも多くあり、その際の立ち話の中で実習生に関連する情報を得ることも多く、貴重な情報収集の機会となっている。

尚、本稿では調査対象地域をA市と表記し、実習生、農家、実習生関係者も匿名で、農家はa農家、実習生はa1・a2(a農家の実習生の場合)、JA職員はJA1のように表記する。

2.2. アンケート調査

アンケート調査の概要は、〔表3〕の通りである。

本稿で用いる調査結果は、2015年から2019年にA市に来日し、メロン栽培に従事した実習生—すべて中国人女性—が調査の対象である。アンケート調査は施設の一室で筆者に直面する形で一斉に行い、実習生からの質問には、通訳が答えるか、筆者の説明を通訳に伝えてもらう。

2015年と2018年は、来日直後に時間が確保できず、帰国直前に実施している。2017年も同様であるが、7月に時間が取れたため、例年の来日直後に実施するアンケート調査の内容で実施した。

尚、適宜2020年の調査結果を使用し、上記の調査結果に補う。

また、実施したアンケート調査は、2015年の調査の場合には「2015調査」、そして2016年のように春と秋に2回実施した調査の場合にもそれらをまとめて「2016調査」と表記する。

〔表 3〕 アンケート調査の概要

年度等	実施日	場所	人数	年度等	実施日	場所	人数
2015	2015年10月22日	農村研修センター	60	2018	2018年10月31日	滝上地区生活館	50
2016(春)	2016年2月24日	同上	58	2019(春)	2019年2月28日	JAA市研修室	64
同(秋)	2016年10月18日	同上	58	同(秋)	2019年10月17日	同上	60
2017(夏)	2017年7月27日	JAA市研修室	62				
同(秋)	2017年10月18日	同上	60				

注)場所はすべてA市市内の施設。2015年と2018年は、帰国直前にのみ実施。

2.3. インタビュー調査

本稿では、2015年から2019年に実施したインタビュー調査の結果を適宜使用する。

尚、インタビュー調査の実施日、場所、調査対象、インタビューの時間等調査の詳細は、その都度脚注に記載する。

第2章 技能実習制度

第1節 技能実習制度の変遷

ここでは、財団法人国際研修協力機構(以下、JITCO)の『総合パンフレット』(2009)を参考にして記述する。

1.1. 研修制度の開始

高度経済成長に伴って主に企業が研修生を招へいた時代である。海外に進出した日本企業が、現地法人や合弁会社、取引関係のある企業の社員を日本に呼び、関連する技術や技能、知識を自社(日本)内で効果的に修得させた後、その社員が現地の会社に戻り、修得した技術を活かして活躍することを期待して実施したものである。この他に、JICA¹⁹やATOS²⁰などの公的機関による受け入れがある。

その後、1981年には、留学生の在留資格「4-1-6」の枝分かれとして研修生の在留資格「4-1-6の2」が出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)に定められた。さらに、1983年には、外国人研修制度が創設され、受入形態として「企業単独型」が誕生した。この「企業」とは、海外の現地法人、合弁企業、または外国の取引先企業の常勤職員を研修生として受け入れる日本企業を指し、受入人数は、常勤職員20名につき研修生1名という基準が定められた。

しかし、1980年代になると、在留外国人が増加する一方で、外国人の不法就労が顕在化し、1989年、入管法が改正され、在留資格・「研修」²¹に「団体監理型」²²が追加されることになった。

1.2. 外国人研修制度

これに伴って、1990年、研修制度が改正された。その趣旨・目的は、「産業界の受入れ要請に応えるとともに、併せて我が国が先進国としての役割を果たすこと、技術、技能などの諸外国への移転を図り、それぞれの国の経済発展を担う「人づくり」に貢献することを目指して、より幅広い分野における研修生受入れを可能にする」(JITCO[2009: 2])というものであった。その中で、もっとも大きな変更点は、「従前の「企業単独型」の受入れに加えて、中小企業等を通じてそれらが研修生を受け入れる「団体監理型」の受入れが認められ」(同上)たことであった。この「団体」(第一次受入機関)とは、「日本の公的な援助・指導を支援受けた商工会議所・商工会、事業協同組合などの中小企業団体、公益法人などが受入れの責任を持ち、その指導・監督の下に研修生を受け入れる会員・組合員企業」(同[2009: 5])を指し、具体的には、地方公共団体、農業技術協力を目的とする社団法人・財団法人、農業協同

組合がこれにあたり、農業協同組合の受入人数は、1 組合員（会員）に対して 2 名以内の研修生という基準が定められ、その目的は、「諸外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、原則 1 年以内の期間に、我が国の産業・職業上の技術・技能・知識の修得」（同[2009 : 2]）を支援することであった。そして、「研修内容は、「非実務研修」と「実務研修」に分けられる。前者は、実務研修を円滑に実施するために不可欠であり、具体的には、研修を行う技術・技能に関連した産業・職業の基礎知識やノウハウ、安全衛生の基本、日本語、生活環境・文化、研修への取組み姿勢等を教育する」（同[2009 : 3]）こと、後者は、「実際の仕事を通じて技能等を修得することです。生産現場で実際に生産に従事しながら、あるいは販売やサービス業務に携わりながら、技術・技能・知識を修得する」（同上）ことである。

また、1991 年、これらの事業を支援するために、法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省の 5 省共管の公益法人である JITCO が設置された。その役割は、外国人研修制度・技能実習制度の適正かつ円滑な推進に寄与することである。具体的には、(1) 受入団体・企業、あるいは送出機関に対して、総合的な支援・援助や適正実施の助言・指導を行う、(2) 研修生・実習生の相談、法的権利の確保のため助言・援助を行う、(3) 研修・実習の成果が上がるように受入機関、研修生・実習生、送出機関の支援を行う、以上の 3 点である。

そして、その組織体制は本部と 17 駐在事務所が設置され、全国各地に入国管理局への申請取次ぎを任務とする調査相談員、安全衛生アドバイザー、メンタルヘルスアドバイザー、日本語指導アドバイザー、労務保険相談員が配置されている。

1.3. 技能実習制度

1.3.1. 技能実習制度の創設

こうして創設された研修制度であったが、経済団体からの強い要望²³を受けて見直しが検討された。その主なものは、外国人労働者問題関係省庁連絡会議の「技能実習制度の基本的枠組み」、労働省の「技能実習制度推進事業運営基本方針」、法務省の「技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針」・「研修生及び実習生の入国・在留管理に関する指針」である。その結果、研修により一定水準以上の技術等を修得した研修生について、雇用関係下でより実践的な技術、技能などを修得することを可能にする「技能実習制度」（以下、実習制度）が 1993 年に創設された。

その特徴の 1 つめは、研修期間の延長である。研修 1 年と技能実習 1 年を合わせて最長 2 年の間に「研修生が研修により修得した技術・技能・知識を、雇用関係の下、より実践的にかつ実務的に習熟することを内容とする」（同[2009 : 3]）ものである。これは、研修制度を発展的に拡充する観点に立ち、研修で修得した「技術・技能・知識」を実践的・実務的に習熟させる機会（2 年目）を提供するものである。そして、研修から 2 年目の技能実習への移行条件は、研修成果が一定水準に達し、在留状況が良好と認められるなど、研修成果・在留

状況・技能実習計画の評価を受けて所定の要件を満たした場合であり、研修期間終了前に、学科試験を実施し、合格した者を技能実習へ移行させるというものである。これに伴って、在留資格は1年目の「研修」に変更はないが、移行後の技能実習（1年）は「特定活動」²⁴となった。

2つめの特徴は、移行後の技能実習は、これまでの入管法とともに労働関係法令—労働基準法、最低賃金法等—が保護対象となり、社会保険・労働保険も適用対象となった。そして、実習生は所属農家と「雇用契約書」をかわし、研修費に代わって賃金を受け取るようになった。つまり、これは、実習生が日本人労働者と同じ位置づけになったことを示すものであり、本制度の最大の特徴である。

そして、1997年には、技能実習の期間を1年から2年に延長し、最大3年（研修1年＋技能実習2年）の研修・技能実習が可能になった。しかし、労働力不足に悩む第一次産業や、いわゆる「3K」（危険、汚い、きつい）業種からの要望を受けて、再び見直し論議²⁵が起こった。

1.3.2. 技能実習制度への一本化

これを受けて、2009年7月、入管法の一部改正し、2010年7月、外国人技能実習制度が施行された。その理念と趣旨は、これまでの外国人研修制度・技能実習制度を引き継ぐものであったが、変更点の1つめは、在留資格がこれまでの「研修」（1年目）・「特定活動」（2年目）から新たに「技能実習」に変更、統一され、企業単独型の1年目は「技能実習1号イ」²⁶、2年目以降は「技能実習2号イ」、団体監理型の1年目は「技能実習1号ロ」、2年目以降は「技能実習2号ロ」となり、これまでの研修（1年）・技能実習（2年）合わせて最長3年から技能実習（最大3年）に統一された。

また、その特徴は（1）技能実習生は1年目から実習実施機関との雇用契約の下で技能実習を受けることになり、労働関係法令の保護が及ぶようになった、（2）技能実習生に対する講習（「日本語教育、技能実習生の法的保護に必要な講義等」（同[2009：2]）などの実施が義務化された、（3）監理団体による実習実施機関に対する指導、監督及び支援体制の強化、以上の3点である。これらの背景には、これまでの研修生（1年目）の処遇の曖昧さの解消や労働契約時期の早期化による労働関係法令の適用によって賃金の不払いなどの不正行為を防止しようという意図があったものと考えられる。

第2節 新しい動き

2.1. 実習法の制定

農業は、農業従事者の高齢化に伴い、農業人口が減少し、工業は、いわゆる 3K 労働部門の人員の補充が必要になった。このような状況の中で、安倍政権は『日本再興戦略改定 2014』²⁷において、実習制度の見直しを閣議決定し、東京オリンピックを控えた建設・工事関係の労働力不足解消の方策として実習生の活用を提言した。その内容は、「建設部門に限り、時限措置として実習期間を3年から5年に延長する」（『週刊朝日』2015.4.10）というものであった。建設業界には、日本人労働者を雇用するよりもコスト削減と 3K 部門の補填できるという道が開かれることになった。

そして、2016年10月25日には実習制度の適正化法案と日本で介護福祉士の国家資格を取得した外国人が継続的に働けるように、在留資格に「介護」を設けることを柱とした入管法改正案が衆議院本会議で可決、通過（11月18日、参議院臨時国会で可決）、さらに政府はこの適正化法案が成立すれば、施行と同時に技能実習の職種に「介護」を追加することを決定した。また、この法案には実習生への人権侵害行為について罰則を盛り込んだ他に新たに実習先等に対する監督機関の創設が盛り込まれた。

これを受けて実習制度の拡大と実習生の保護強化を目的とした「技能実習適正実施・実習生保護法」（以下、実習法）が2017年11月1日施行された。新法のポイントを整理すると、「(1) 外国人技能実習機構が監理団体と実習先を監督。悪質な不正行為には実習生の受け入れ取り消しも、(2) 実習生のパスポートを取り上げるなどの人権侵害には懲役刑を含む罰則を新設、(3) 農漁業や食品製造など対象職種に「介護」が加わり77種に、(4) 優良な企業や監理団体には、実習期間が最大3年から5年に延長となる」（『読売新聞』2015.11.1）。

しかし、実習制度は「国内外から実態は安価な臨時労働者確保の手段だとの批判もある。受け入れ団体や企業による賃金不払いや長時間労働などの違法行為も相次いでおり、同省は昨年、239の監理団体や企業などで不正行為を確認」（『朝日新聞』2015.10.31）していることや失踪の急増、「受け入れ拡大を進めるのであれば、まずは実習の適正な実施と実習生の保護が徹底されたかどうか検証されてからにするべきだ」（同上）、「制度は目的と実態が大きく乖離しており、国際貢献ではない。新しい制度になっても、中間搾取など構造的に変わっておらず、問題はなくなるらない」（『産経新聞』2015.11.1）との指摘もあり、特に、監理団体と実習先の監督業務を担う外国人技能実習機構の動向にも注目が集まることになった。

2.2. 特定技能の制定

2018年6月15日、政府が公表した『骨太の方針 2018』²⁸には、「外国人労働者の受け入

れを拡大するため、新たな在留資格を設ける方針が示された。治安の悪化を懸念する声もあるため、在留外国人の管理体制を強化する内容も盛り込まれた」（『朝日新聞』2018.6.16）。しかし政府は、「「移民政策ではない」として、滞在は最長で5年にとどまる」（同上）と従来と変わらぬ姿勢も示した。

しかし、「政府は「必要な専門技能と日本語能力を有する人材」としているが、実質的にはこれまで認めてこなかった、いわゆる単純労働分野での就労を可能にする政策の方針転換と言えそうだ」（『北海道新聞』2018.5.30）、「日本経済が直面する深刻な人手不足を背景に、単純労働分野における外国人への事実上の門戸開放に踏み切る」（『日経新聞』2018.5.30）との報道がなされたが、特定技能による受入拡大の背景には、2008年をピークに人口減少に転じた日本において、特に建設や農業分野における労働力が不足しているという現状があった。

2018年11月、安倍政権は入管法改正案（以下、改正案）を国会に提出、同月、本法案が衆議院で可決、新しい在留資格・「特定技能」²⁹が追加されることになった。政府は、「特定技能」で介護・外食・建設業を重点に14業種で約34万人を上限に外国人労働者の受け入れを想定し、その半数程度が実習生から移行すると見ているが、そうなれば、現在実習制度が抱える多くの問題—長時間労働・賃金の未払い・パスポートの取り上げ・強制帰国等—が特定技能でも発生するのではないかという懸念があった。

また改正案では、実習生以外の外国人が特定技能の在留資格を取得するには、技能試験と日常会話程度の日本語試験に合格しなければならないが、実習生の場合、3年以上の実習経験があれば無試験で「特定技能1号」（最長5年）の在留資格が取得することができ、他の入国を希望する外国人に比べて有利なこともその理由の一つである。さらにその5年後に技能試験に合格すれば、「特定技能2号」への移行も可能であり、その場合には家族の帯同や永住も認められることになっているが、現在はまだその対象となる者はいない。

第3節 考察

3.1. 実習制度の特徴

実習制度は2010年に一本化された後も対象職種は拡大・拡充され、在留期間も最長3年から5年—在留資格・「技能実習3号」³⁰の制定—へと延長された他に初年度から労働関係法令の適用、受入側の不正行為に対する罰則の制定や受け入れ取り消しなどの対策を打ち出してきた。しかし、その前身である研修制度制定時から一貫して在留期間は決められており、例外なく、期限を迎えると研修生(研修制度時)・実習生は本国への帰国が義務付けられ、そして同じ在留資格(「研修」・「特定活動」・「技能実習」)では再来日できない制度設計となっている。そのため、第3章1.2.で述べるように、実習生の最大の供給国が中国からベトナムへ移行し、現在はベトナム以外の東南アジア諸国やフィリピンからの実習生の増加も著しい。しかし、それらの国の規模(人口)を考えれば、中国よりも早く、人材が底を着くのは明らかであり、人材が枯渇すれば国を変えて人材を発掘・確保するという状況が繰り返される可能性が高い。つまり、実習制度が滞在期限を迎えれば必ず実習生を本国に帰国させるという方式を採用している限り、この問題が解決されることはないものと考えられる。

また、第3章2.2.で述べるA市の実習生の出身地が従来よりも広範囲になったこと、そして実習生の平均年齢の上昇や40歳以上の実習生数の増加は、供給国・中国での人材確保が難しくなっている現状をよく表している。

3.2. 実習生問題の現状

3.2.1. 国内の現状

実習生に関連する問題は、「外国人研修生問題ネットワーク」(2009)によれば、以下の通りである。

- ① パスポートの取り上げ
- ② 研修生への非実務研修の未実施・不完全実施
- ③ 研修生の時間外労働・休日労働
- ④ 合意の形をとった実質的な強制預貯金(通帳・印鑑の管理)
- ⑤ 研修手当の不払い(各種名目による実質的なピンハネなど)
- ⑥ 技能実習生への日本人と同等以上の賃金水準の未実施
- ⑦ 技能実習生への賃金不払い、時間外労働、休日労働手当の不払い
- ⑧ 生活面での様々な制約(携帯電話禁止、外泊禁止、遠出禁止など)
- ⑨ 送出し機関による保証金・違約金の定め(「外国人研修生問題ネットワーク」[2009: 87])

この他に、近年は実習生の失踪の急増が問題となっているが、それを除けば、受入側の不正行為である。受入側はこのような不正行為の実態が表面化しないような契約を結んでいることが、安田(2010)によって明らかにされている。その内容は、以下の通りである。

- ① 無条件に会社の規則・制度に従う
- ② いかなる無理な要求もしない
- ③ いかなる動機によってもストライキやめごとを起こさない
- ④ 携帯電話・パソコンの所持を禁じる
- ⑤ 誰とも同居・結婚・妊娠を引き起こす行為をしない（安田[2010：5]）

以上、2つの書から実習生に関する問題が大きく労働時間や賃金に関する問題と実習生の人権に関わる問題に分かれることがわかる。特に人権に関しては、国際社会から多くの批判を浴びている。

そこで、以下では、旗手(2014)を参考にして国際社会からの批判をまとめて示す。

3.2.2. 国際社会からの批判

旗手(2014)は、「近年、この制度がはらむ人権侵害に対して国際社会からの関心は極めて高」(旗手[2014：106])とした上で、自由権規約委員会の総括所見（2008年）、女性差別撤廃条約委員会の総括所見（2009年）、国連人権理事会の人身売買に関する特別報告者（ジョイ・ヌゴジ・エゼロ氏）の報告書（2010年）、同移住者の人権に関する特別報告者（ホルヘ・ブスタマンテ氏）の報告書（2011年）等で繰り返し問題点が指摘され続けていると述べている。さらに、「アメリカ国務省（人身売買監視対策室）が毎年六月に発表する人身売買報告書でも二〇〇七年以降、毎年、この制度による労働搾取について言及している。これらの文書では、共通して労働搾取や人身売買への懸念が表明され、日本政府による効果的な措置や制度改善が要求されている」（同上）と述べている。そのうち、自由権規約委員会所見、ブスタマンテ報告書、アメリカ国務省・人身売買報告書の内容は、以下の通りである。

① 自由権規約委員会所見

「彼らがしばしば有給休暇も与えられずに単純労働で搾取され、法律上の最低賃金をしたまわる研修手当の支給を受け、時間外賃金の支払いもなく時間外労働に従事することを強制され、しばしば使用者に旅券を取り上げられているとの報告に、懸念を有する」

② ブスタマンテ報告書

「極端な低賃金……賃金不払いの残業、電話やメールの使用制限、職場や住居から出ることを制限するなどの移動と私生活の自由に対する制約」に触れ、「レイプを含む暴力と性的虐待」についても報告している」・「二〇一〇年の制度改定にも触れ、

新たな「制度の構造は実質的に(旧来の制度と)同じで、技能実習生が有効な保護制度に直接アクセスできる仕組みは導入されていない」としている」

③ アメリカ国務省・人身売買報告書

「日本政府は、政府が運営する技能実習制度における強制労働の存在について、実務と政策のいずれを通じても対処しなかった。技能実習生の多くは中国人であり、中には職を得るために最高でおよそ五〇〇〇ドル相当額を支払い、実習を切り上げようとした場合には、何千ドルにも相当する金銭の没収を義務づける搾取的な契約の下で雇用されている者もいる。手数料、保証金、および違約金契約は、二〇一〇年以降、禁止されているが、引き続き報告されており、脱出や外部との連絡を防ぐために、技能実習生のパスポートや他の渡航書類を取り上げ、技能実習生の行動を制限する企業もあった」(同上)

これらの批判の基準は、竹信(2011)がアメリカ国務省人身売買監視対策室の「人身売買被害者の見分け方」(人身売買を見分けるための質問として)を明らかにしており、その内容は、以下の通りである。

- ① 本人が職場から自由に外出できるか
- ② 身体的、性的、または精神的な虐待を受けているか
- ③ 本人のパスポートまたは有効な身分証明書があるか。また本人がそれらを所持しているか
- ④ どのような報酬および雇用条件で雇われているか
- ⑤ 自宅に住んでいるか、それとも職場の中または近くに住んでいるか
- ⑥ 外国人の場合、どのようにして現在の居住地に到着したか
- ⑦ 本人またはその家族が脅迫されたことがあるか
- ⑧ 本人がその仕事をやめた場合、本人または家族に害が及ぶことを恐れているか(竹信[2011 : 231])。

3.2.3. 人権侵害の観点から

このように実習制度が問題の多い制度であることに関して旗手(2014)は、厚生労働省労働基準局の「外国人技能実習生の労働条件確保のための監督指導及び送検の状況」、そして法務省入国管理局の「不正行為の認定について」からも明らかだとしている。そしてこの他にも「実習生が受入れ機関を移動できない(=職業選択の自由がない)ことから、技能実習生と受入れ機関との間の力関係が非対称的となり、人権侵害を生み出す根本的な要因になっている」(旗手[2014 : 107])と分析し、「相談し問題を解決してくれる公的機関は、全く未整備である」(同上)と指摘している。また、宮島他(2017)は「この外国人研修・技能実習制度の下で、建前と実態との著しい乖離という構造的な矛盾から、労働法令違反や人権侵害が多発」

したと述べている。つまり、実習制度下での人権侵害は、実習生と受入側の力関係の非対称性や実習制度の理念や目的と実態との乖離がもたらした産物と言える。しかし、その一方で、金を稼ぎたい実習生と労働力不足を解消したい農家との利害関係は一致し、奇妙な制度となっている。

3.3. コロナ感染症拡大による労働力不足の発生

3.3.1. 労働力不足への対応

2019年12月に発生したコロナウイルス感染症の拡大による各国の外国人の出入国制限によって、世界の人流が滞った。その影響は実習生にも及び、実習を終了した実習生が帰国できない、あるいは新規実習生が入国できないという事態が発生し、日本では2020年3月上旬以降外国人の移動は制限され、特に入国できない実習生の発生によって北海道農業は実習生に代わる労働力の確保に奔走することになり、労働力不足解消に向けて官民一体となって労働支援が行われたが、その状況は、冒頭のはじめに(p7)に示した通りである。

また、長谷川(2021)によれば、帰国できない実習生に対してとった出入国在留管理庁の対応策は、以下の3つである。

- ① 本国への帰国が困難な実習生については「特定活動」(6ヶ月・就労可)又は「特定活動」(6ヶ月・就労不可)への在留資格変更を認めた。
- ② 技能検定等の受検ができず、次段階の技能実習に移行できない実習生に「特定活動」(4ヶ月・就労可)への在留資格変更を認めた。
- ③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった実習生には、一定の条件を満たす場合、特定産業分野(介護、農業等の14分野)で就労が認められる「特定活動」(最大1年・就労可)への在留資格変更を認めた。この③の「特定活動」は、技能実習が修了しているが帰国が困難となった実習生をも対象としていた(長谷川[2021: 48])。

これらの対応策は、これまでの入管の実習生に対する出入国管理の厳しさを考えると、かなり柔軟な対応と言えるだろう。

そして、A市の「技能実習2号」(以下、「2号」)へ移行を予定している実習生には、「技能実習1号」(以下、「1号」)の残り期間(「1号」から「2号」までの移行期間)を別の場所での就労することが認められた。監理団体によれば、この対応は特例措置であり、次年度に認められるかどうかはわからないということだった。

3.3.2. コロナ禍で見えてきた「1号」での受け入れの問題点

北海道の耕種農業³¹では、降雪のため全く作業ができなくなる期間があり、その期間も

実習生を雇用していれば、作業がなくても給料を払わなければならないため、A市も同様の理由で、毎年2月から10月までの8ヶ月間の単年度雇用―「1号」での受け入れ―を繰り返してきた。

2020年は、コロナ感染症の拡大が懸念される中で、「協議会受入型」は実習生の来日を2週間ほど早めた結果、入国制限の影響を受けずに68人の実習生は来日することができた。しかし、3月に実習生の受け入れを予定していた「個人受入型」農家の4軒中3軒の実習生は入国制限のため来日することができず、それらの農家は労働力の確保に奔走した。

そして、本稿を執筆している2022年1月現在、昨年(2021年)に続き、新規の実習生の来日は決まっていない。

これまでA市では、実習生・農家双方の事情から「1号」で受け入れをしてきたが、このような単年度雇用ではコロナ感染症拡大のように出入国に関わる制限が伴う緊急事態には対応できないことが明らかになった。

第3章 技能実習生

第1節 日本国内・北海道内の外国人労働者と技能実習生

1.1. 国内の外国人労働者

日本国内と北海道内の外国人労働者数は、序章第1節の〔表1〕に示した通りである。

特に2016年以降、外国人労働者数は1年間に20万人に迫る勢いで増加してきたが、2019年12月に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、2020年の増加数はこれまでより鈍化した。

2020年の外国人労働者の出身国上位3つは、ベトナム・443,998人(全体の25.7%)、中国・419,431人(同24.3%)、フィリピン・184,750人(同10.7%)の順となっている。また、その増加率上位3つは、ベトナム・10.6%、ネパール・8.6%、インドネシア・4.0%となっているが、その中でもベトナム人の流入の勢いが凄まじい。

在留資格別上位3つは、「身分に基づく在留資格」・546,469人(全体の31.7%)、技能実習・402,356人(同23.3%)、資格外活動・307,346人(同21.5%)の順となっている。また、その増加率上位3つは、「特定活動」が10.9%、「専門的・技術的分野の在留資格」が9.3%、技能実習が4.8%となっている。

都道府県別上位3つは、東京・496,954人(全体の28.8%)、愛知・175,114人(同10.2%)、大阪・117,596人(同6.8%)の順となっている。また、その増加率上位3つは、福井が13.3%、群馬が13.1%、大阪が11.6%となっている。

最後に、産業別上位3つは、製造業・482,002人(全体の28.0%)、サービス業(宿泊業、飲食サービス業を除く)・276,951人(16.1%)、卸売業/小売業・232,014人(13.5%)の順となっているが、それらの増加率を前年と比較すると、それぞれ-0.3%、3.9%、9.2%となっており、増加率は産業ごとに異なるが、いずれも前年値よりも低下しており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と考えられる。

1.2. 国内の実習生

〔表4〕は2014年から2020年までの日本国内と北海道の技能実習生(以下、実習生)数を示したものである。

在留資格別では「身分に基づく在留資格」(546,469人)について実習生が多く、2020年には約40万人が来日し、その数は2014年の3倍に迫る勢いで増加しており、その傾向は北海道においても同様であるが、外国人労働者数と同様に2020年は前年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限の影響で増加数は鈍化した。

〔表 4〕日本国内と北海道の技能実習生数

対象／年度	地域	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
技能実習生(人)	国内	145,426	168,296	211,108	257,788	308,489	383,978	402,356
	北海道	4,976	5,583	6,749	8,553	10,357	12,946	13,400

厚生労働省・「外国人雇用状況」の届出状況まとめ、厚生労働省北海道労働局・「外国人雇用状況の届出状況を公表します」をもとに筆者が作成。

そして、〔表 5〕は実習生の来日が多い上位 4 か国の実習生の推移を示したものである。2016 年までは中国がトップだったが、2017 年には日本国内・北海道ともにベトナムが中国を上回り、2020 年はベトナムが全体の 54.3% を占めている。そして、近年はベトナム以外の東南アジア諸国やフィリピンからの実習生の増加が著しい。

都道府県別の上位 3 つは、愛知・44,268 人、東京・22,897 人、大阪・20,034 人の順となっている。

〔表 5〕中国・ベトナム・インドネシア・フィリピンの実習生数

国／年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
中国	92,151	85,935	84,373	84,179	84,063	86,982	76,922
ベトナム	25,638	43,828	72,740	105,540	142,883	193,912	218,600
インドネシア					24,935	32,480	33,239
フィリピン	10,819	15,087	20,846	26,163	29,875	34,965	34,590

(出典：同上)

1.3. 北海道内の実習生

北海道内の実習生に関しては、「北海道経済部労働政策局人材育成課 外国人技能実習制度に係る受入状況調査 2020 年度調査結果報告書」(対象期間・2020 年 4 月 1 日～2021 年 3 月 31 日)を参考に記述する。

北海道の実習生数は 12,293 人で、受入地域(振興局別)別上位 3 つは、石狩・2,551 人、オホーツク・1,744 人、渡島・1,409 人の順となっている。その中でも、石狩の受入数は、コロナ禍でも前年を 300 人以上(前年の約 10%増)上回った。

職種別上位 3 つは、食料品製造業(以下、食料品)・6,202 人、農業・2,421 人、建設関連工事業(以下、建設業)・2,123 人となっている。食料品が農業・建設業の約 2.5 倍となっているが、これは食料品の他に水産加工業がここに分類されているためで、漁港を有するほとんどのまちに実習生が来日していると言ってもよい。

これに市町村別上位 3 つを重ねると、札幌市・1,682 人(建設業・778 人、食料品・519 人)、函館市・523 人(食料品・410 人、建設業・52 人)、釧路市・464 人(食料品・371 人、農業・38 人)の順となっており、上位 10 市町村の上位 1 位の業種をみると、食料品が 7 つ、さら

に2位までを加えると、10市町村中すべてに食料品が入っている。

また、農業に絞ると、上位3つは十勝・950人、オホーツク・398人、根室・310人の順となっている。

実習生の出身地の上位3つは、ベトナム・7,624人、中国・2,358人、フィリピン・675人となっているが、ミャンマーが608人とフィリピンに肉薄している。また、それらに加えて、ベトナム以外の東南アジア諸国—タイ・インドネシア・カンボジア—も増加しており、その中でもインドネシアの増加が著しい。

男女別の数値は、男性・4,487人、女性・7,806人となっており、北海道では女性が男性の約1.7倍となっている。

滞在期間は、1年目・2,428人、2年目・4,074人、3年目・4,383人、4年目・790人、5年目・618人となっているが、この数値を前年と比較すると、1年目は4,365人から1,937人減少となっているが、2年目以降はそれぞれ1,073人、1,209人、269人、461人の増加となっており、滞在期間が長期化してきている。

最後に、事業者の受入予定は、172回答中、拡大が94件、現状維持が61件、縮小が14件、中止が3件となっている。

1.4. パンデミックの発生・拡大による入国制限とその影響

〔表1〕に示したように、実習生を含む外国人労働者数は増加の一途をたどってきたが、2019年12月、コロナ感染症の発生により、状況は一変した。そして、現在もコロナ感染症は世界中に拡大し、今もなお世界各国で猛威を振るい続けており、落ち着いてきたかと思われた日本でも新たなオミクロン株の出現で、第6波への懸念が高まっている。

その結果、各国で出入国に関する制限が実施され、世界中の人々の移動が停滞し、日本でも滞在する外国人や外国人労働者が出国できない、あるいは来日予定だった外国人や外国人労働者が入国できないという状況が発生した。

〔表6〕は2019年10月から2021年3月までの技能実習1号口(以下、「1号口」)での中国人入国者数を示したものである。

コロナ感染症発生以前と比較すると、感染拡大による入国制限のため「1号口」での入国者数はかなり減少しているが、全く入国者がいない訳ではない。

2020年の入国者は、1～3月と8～12月に集中している。前者の1月から3月はまだコロナ感染症拡大の影響が出る前、後者の8月から12月は日本では感染拡大がやや落ち着いき、出入国制限緩和の影響が出てきた時期(長谷川[2021:45])だと考えられる。つまり、A市の「協議会受入型」の実習生68人は前者の時期だったため入国できたが、「個人受入型」の実習生6人は前者の時期でも再び入国制限が厳しくなる3月後半に入国を予定していたために入国できなかったものと考えられる。

〔表 6〕 2019 年 10 月から 2021 年 3 月までの技能実習 1 号口での中国人入国者数

年度	月	10	11	12	1	2	3	4	5	6
2019・10	全体	17,738	15,238	13,013	15,792	13,272	10,988	77	0	0
	中国人	3,222	3,107	2,269	3,097	1,121	252	0	0	0
～	月	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	2021・3	0	174	1,824	5,042	11,625	17,933	21,885	1	0
	中国人	0	0	0	82	3,057	4,085	3,420	0	0

『e-Stat 政府統計の窓口 統計でみる日本』(2019 年 10 月～2021 年 3 月(月報))を参考にして筆者が作成。

2020 年に入国できた「協議会受入型」も、次年度の実習生が入国できるかどうか不透明な状況であったため、来日した実習生の中から次年度も雇用を希望する者—「技能実習 2 号」(以下、「2 号」)—への移行—を募った結果、29 人が「2 号」へ移行することになった。さらに、2021 年はその 29 人の中から「2 号」2 年目—A 市での滞在期間が 3 年となる—の雇用希望者を募ったところ 19 人が「2 号」の 2 年目(滞在 3 年目)へ移行することになった。

しかし、2020 年の 29 人も例年の半数程度を確保したに過ぎず、「2 号」の実習生がいない「協議会受入型」の農家と「個人受入型」の農家の中で、実習生に代わる労働力が確保できなかった農家は、作付面積を減らす、あるいは作付時期を遅らせる等の対応を取らざるを得ず、次年度も新規実習生が来日できなかった場合には、さらに、同様の措置を取らざるを得ない農家が増え、生産量(出荷量)への影響も懸念される。

そして、2021 年は「協議会受入型」の新規実習生も 2020 年末から再び強化された入国制限によって入国できず、また、2022 年 1 月現在も 2021 年 11 月末からの入国制限によって、新規実習生入国の目途は立っていないことは、第 2 章 3.3.2. で述べた通りである。

1.5. 考察

1.5.1. 実習生の出身地等について

これまで中国が他の国を圧倒していた理由に関して上林(2015)は、「これまでの研修生受け入れ事業が中国から出発したという歴史的経緯があること」・「中国は地理的に日本に近いために往復の渡航費を節約できること、外見が日本人と似ているために職場や受け入れ地域で外国人として目立たないこと、同じ漢字文化圏に所属するために漢字でのコミュニケーションがある程度は可能であること」・「中国側も国策として労務輸出を強く推進しており、日本語教育訓練など日本側受け入れ機関の要望に沿うようなサービスを提供しているなどの諸点も重要であろう」(上林 [2015 : 126]) と述べている。

そして近年、派遣業者によるベトナム人実習生の売り込みとともに受入数も増加し、2015 年のフィールドワーク中には、後志振興局のある農協では中国人実習生にかえてベトナム人実習生を受け入れたという情報を入手していたが、2017 年には国内・北海道内ともにベ

トナム人実習生数が中国人実習生数を上回り、それに加えて、フィリピンやベトナム以外の東南アジア諸国の実習生の増加が著しい状況は、上述した通りである。

A市は、2009年の受入開始から中国人実習生を受け入れ、現在も仲介業者に中国人実習生をリクエストしているが、その一番の理由は、中国人実習生の扱いに慣れてきたためである。

近年は実習生の平均年齢が上昇し、そのほとんどが既婚者で子どももいるが、このように本国に夫と子どもを置いて来日できるのは、同居している夫の親に夫と子どもの面倒を見てもらえるからである。

1.5.2. 受け入れ地域について

実習生の受入数には、地域の産業状況が反映している。石狩は、これまでの沿岸部の水産加工業に加えて、近年はスーパー等で販売される弁当や総菜を生産する製造業での受け入れと、インバウンド事業拡大の影響によるホテルや大型施設の建設に伴う建設業での実習生の受け入れが進んだ結果だと考えられる。

オホーツクと渡島の食料品は、水産加工業での受け入れであり、渡島の漁業で受け入れが多いのは、水産加工業の受け入れと深く関わっている。また、オホーツクの食料品は渡島と同様に水産加工業での受け入れであるが、農業は酪農業での受け入れも多い。

これらの状況は、石狩の食料品と建設での受け入れは都市部の傾向を表し、オホーツクや渡島の第一次産業での受け入れは都市部以外の地域の傾向を反映しているものと考えられる。

そして、本研究の調査対象地域のA市は、空知振興局にある。実習生の受入数は、振興局全体で398人と14振興局中11位と北海道内では比較的実習生の少ない地域である。

職種別の上位3つは、建設業・94人、農業・85人、食料品・68人となっている。そして、A市には68人の実習生が来日していることから、空知振興局の農業の8割がA市の実習生ということになり、この状況から、空知振興局内では人手を必要とする農業部門が少ないことがわかる。

1.5.3. 滞在期間について

安倍政権の『日本再興戦略改定2014』³²における建設業種への特別措置、そして、実習法³³の施行により、上述したように北海道でも4年目・5年目への移行が見られたが、A市では事情が異なり、やはり冬期間の降雪により屋外での作業ができない、あるいは仕事が少ない期間があり、そのような状況下でも実習生を雇用していれば、賃金を支払わなければならないため、A市では滞在期間が8ヶ月前後となっており、この状況は北海道の畑作を中心とする農業全般に当てはまるものと考えられる。

これまでA市では、2009年から2014年まで「2号」・1年目の実習生を受け入れた農家が一軒、そして2年間のみ「2号」・1年目の実習生を受け入れた農家も2軒あるが、「2号」・

2年目の実習生を受け入れた農家はなかった。しかし、2022年は「2号」（1年目）から「2号」（2年目）へ移行する実習生が19人おり、初めてA市滞在3年目を迎える実習生が出ることになる。

このような北海道の天候等の特殊事情を踏まえて、北倉他（2011）は農閑期における実習生の有効な活用方法として、本来の作業（職種）に関連する作業や業務—生産活動以外の生産物に関する工場業務や販売活動—への実習生の業務範囲の拡大を提案しているが、入管は実習生のこのような活動を認めていないのが現状である。

1.5.4. 「1号」受け入れの問題点

今回のコロナ感染症発生・拡大のような状況下では、A市のような「1号」のみの受け入れは、脆弱な受入体制であることが明らかになった。そして、予定していた実習生が来日しなかった農家は実習生に代わる労働力の確保に奔走したが、その確保は困難を極め、地方公共団体、JAに加えて、民間の力も借りて急場を凌がざるを得ない状況が発生したが、2022年1月現在も、前年11月末からの入国制限によって、新規実習生の来日に関しては、不透明な状況が続いている。

このような状況への対策としては、「2号」・「技能実習3号」や「特定技能」への受入方法の変更が考えられるが、そのためには受入側の農家が仕事のない冬期間に発生する外国人労働者への人件費を捻出できるかどうかという課題がある。

つまり、受入方法を変更することで労働力不足を回避することはできるが、ほとんど仕事のない11月から1月までの3ヶ月間、外国人労働者を雇用すれば、一人当たり約56万円³⁴の支出となり、2人雇っていけば約110万円の出費となるため、農家が複数年滞在の外国人労働者を受け入れるためには、農家にそれだけの賃金を支出するだけの経営体力があるかどうか問題となる。

特に、A市では「協議会受入型」で実習生を受け入れている農家が圧倒的に多く—2019年は39農家—、仮に新たに複数年滞在が可能な在留資格で外国人労働者を受け入れるとしても「協議会」に加盟する農家の合意が必要となる。しかし、「協議会」に加盟する農家の規模、経営状況はそれぞれ異なり、合意形成には時間が掛かると思われるため、今回のような出入国の制限を想定し、受入方法の変更を検討するならば、早期に議論を開始しなければ、次年度の受け入れに関しても依然不透明な中で、再び実習生が来日できなくなった場合には、再度実習生に代わる労働力の確保に奔走しなければならない状況が発生するものと考えられる。

第2節 A市の実習生

前節では、国内と北海道の実習生の入国・受入状況を中心に考察した。

本節では、本稿の調査対象であるA市の実習生のプロフィール—基本属性、本国の家庭や生活の状況、就業状況と収入等—に加えて、来日の目的や稼ぎの使い道等を含めて紹介する。

2.1. A市の実習生の受入状況

2.1.1. 実習生受け入れの経緯

A市では、少子・高齢化の進行による労働人口の減少に加えて、日本人の女性アルバイトの高齢化も重なり、メロンの生産に必要な労働力の確保・調達が難しくなっていた。そこでJA A市では、「人口流出が進み、雇用労働力の確保がますます難しくなると予測される中で、組合員が近隣で受け入れているのを見て、農協に受け入れを希望したことから」（北倉他 [2009: 4]）実習生（当時は研修生）の受け入れを決め、2008年、その準備と受け入れのために「協議会」を設立した。

2.1.2. 実習生・受入農家数と採用条件

〔表7〕は、これまでA市が受け入れた研修生(当時)・実習生数と受入農家数の推移を示したものである。

A市の実習生受け入れは、2009年に初めて14農家で17名の研修生を受け入れ、翌2010年には農家・研修生数ともに増加し、22農家で34名の研修生を受け入れた。その後も実習生数は増加し、近年は実習生数が60名前後、農家数は減少傾向にあるが、35～40軒の間で推移している。

〔表7〕 研修生・実習生数と受入農家数の推移

対象者/年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
実習生（人）	17	34	58	64	70	66	63	61	62	54	60
農家数（軒）	14	22	37	42	44	40	38	36	37	35	39

JA A市提供の資料をもとに筆者が作成。2009年・2010年は研修生での受け入れ。尚、2010年の研修生のうち2名は資格を「技能実習」に変更し、2011年にも雇用されている。

A市の実習生の採用条件は、健康な女性という一点である。女性のみを採用に関しては、「例えば、B農協のように性別や既婚・未婚別を問わないというものがある一方で、その他の農協では、女性に限るとしている。これは、E農協に代表される女性の方が事故を起こすことが少ないというのが主たる理由のようである」（北倉他 [2006: 28]）が、A市の場合、「緻密で丁寧な作業には女性の方が適しているという判断」（北倉他 [2009: 7]）や「特に

実習生が来日直後に行うことになる接木作業は、実の活着性³⁵や形・ネットの掛かり方にまで影響を及ぼすような作業である」（「講習用ビデオ」より）こと、そしてA市では石炭産業で隆盛していた頃、炭鉱夫の奥さんたちをパートタイマー(以下、パート)・アルバイトとして雇っていたこともその要因の一つだと考えられる。

2.2. 基本属性

2.2.1. 出身地・年齢・学歴

〔表8〕は、A市の実習生の出身地（省）を示したものである。

受入開始から2015年までは、「協議会」が契約していた業者の経営する研修所が遼寧省阜新にあったため、遼寧省出身の実習生が多かった。その後も遼寧省と同じ中国北部の吉林省や河北省出身の実習生の来日が続いたが、2018年には中国南部・雲南省出身から多くの実習生が来日した。

〔表8〕 出身地

年度	回答数	出身地
2015	58	遼寧省・28、吉林省/河南省・各11、陝西省・5、内モンゴ・2、黒龍江省・1
2016	55	河北省/吉林省・各27、遼寧省・1
2017	61	河北省・59、吉林省/遼寧省・各1
2018	50	河北省・25、雲南省・23、山東省/広西省・各1
2019	64	山東省・63、陝西省・1

注)「出身地」欄の数値は、回答数。

〔表9〕は年齢と最終学歴、〔表10〕は年齢分布、そして〔表11〕はA市の40歳以上の実習生数とその割合を示したものである。

年齢は、平均年齢が30歳を超え、近年は35歳前後で推移している。〔表10〕を見ると、20～29歳までの数値が低く、特にその中でも20～24歳までの数値が低くなる一方で、30歳以上の数値が高くなり、また、〔表11〕に示したように、2015年に初めて40歳代の実習生が来日して以来、現在も同じような状況が続き、2016年・2018年には実習生の1/3強を40歳代の実習生が占める状況も発生し、それに伴い、平均年齢も上昇したものと考えられる。

また、学歴は、2018年までは中学卒業までが圧倒的に多かったが、2019年には高校卒業までの数が中学卒業までの数を逆転し、実習生の2/3を占めている。

尚、中学卒業までの数と高校卒業までの数には中退者³⁶の数も含まれている。

〔表 9〕 年齢と最終学歴

年度	回答数	年齢			学歴		
		平均	最高	最少	～中卒	～高卒	高卒～
2015	60	30.5	40	23	53	3	4
2016	58	37.0	49	24	43	6	0
2017	62	33.5	44	22	39	10	0
2018	50	36.6	47	22	31	14	0
2019	64	35.0	44	21	21	42	0

注)高卒には専科と回答したものを含む。また、高卒～とは専修学校・短期大学・大学を指す。

〔表 10〕 年齢分布

年度	回答数	平均	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～
2015	60	30.5	6	24	14	14	2	0
2016	58	37.0	1	5	18	13	17	4
2017	62	33.5	3	11	15	17	13	3
2018	50	36.6	3	9	10	10	10	8
2019	64	35.0	4	4	22	16	18	0

〔表 11〕 40歳以上の実習生数とその割合

項目/年度	2015	2016	2017	2018	2019
全体の人数	60	58	62	50	64
40歳以上の人数	2	21	16	18	18
その割合(%)	3.3	36.2	25.8	36.0	28.1

2.2.2. 婚姻状況と子どもの有無等

〔表 12〕は婚姻状況と子どもの有無等を示したものである。

A市では既婚の実習生が圧倒的に多くなっている。上述したように、近年は平均年齢の上昇に加えて、40歳以上の実習生が多く来日するようになり、その子どもたちの中には成人している者も多いが、ここに示したように、小学生に満たない幼児(6歳以下)を含む小学生以下(12歳以下)の子どもを持つ実習生も多い。

〔表 12〕 婚姻状況と子どもの有無等

項目 /年度	婚姻状況				子どもの有無等				年少者の状況	
	回答数	未婚	既婚	既婚率(%)	回答数	有	無	いる率(%)	12歳以下	6歳以下
2015	60	6	54	90.0	54	54	0	100	36	17
2016	58	1	57	98.2	57	57	0	100	30	11
2017	62	0	62	100	61	61	0	100	47	32
2018	49	3	46	93.8	46	44	2	95.7	33	11
2019	64	10	54	84.4	54	52	2	96.3	36	34

2.2.3. 居住地域

〔表 13〕 は、実習生の本国の居住地域を示したものである。

農村部が圧倒的に多くなっているが、2017年から結合部・都市部の居住者が現れ、結合部は増加傾向にある。

〔表 13〕 実習生の本国の居住地域

年度	回答数	農村部	結合部	都市部	年度	回答数	農村部	結合部	都市部
2016	57	57	0	0	2018	44	29	10	4
2017	57	49	5	2	2019	60	47	9	4

注)現在の居住区を表しており、戸籍を反映したものではない。

2.3. 本国での就業状況

2.3.1. 来日直前の職業

〔表 14〕 は来日直前の就業状況を示したものである。

2016年のように農業関係の職業がほとんどを占める年、2015年・2017年・2019年のように1/3から半数程度を占める年、そして2018年のように全く現れない年に分かれている。そして、農業関係以外の職業は、様々である。

〔表 14〕 実習生の来日直前の職業(複数回答のみ)

年度	回答数	来日直前の職業
2015	60	農業・19、OL・18、主婦・8、個人経営・4、アルバイト・2
2016	58	農業・52、会社員・5
2017	56	農業・26、工場・9、洋服/縫製・4、毛皮・3、百貨店・販売員/食品/インテリア/紡績・各2
2018	13	紡績・3、セールス/工場・各2
2019	60	農業・23、スーパー・8、工員・6、紡績工・4、ウエイトレス・3

2.3.2. 雇用形態・収入・勤務年数

〔表 15〕 は雇用形態別の勤務年数を示したものである。

非正規雇用が圧倒的に多くなっており、2016年だけは正規雇用が全体の約2/3を占めた。

そして、勤務年数が0～4年の者に非正規雇用が多く見られるが、それ以降も非正規雇用が正規雇用よりもやや多く現れており、雇用形態と勤務年数に相関関係は見られない。

〔表15〕雇用形態と勤務年数

年度	正規／非正規					
	年数 回答	0～4	5～9	10～14	15～19	20～
2016	6/9	4/2	1/2	1/2	0/1	0/2
2017	4/36	2/25	2/6	0/4	0/0	0/2
2018	5/18	4/11	0/5	0/0	1/2	0/0
2019	11/22	4/16	5/2	1/4	0/0	1/0

〔表16〕は本国での雇用形態(正規雇用・非正規雇用)と収入を示したものである。

月収は、正規・非正規雇用ともに2016年以降上昇傾向にあり、2017年以降、その平均は正規雇用が3,000～5,300円、非正規雇用が2,900～3,500円の間で推移し、最高月収の平均は、正規・非正規雇用ともに4,000～8,000円の間で推移しており、大きな差は見られない。そして、最低月収の平均は、2018年の正規雇用が突出して低い数値となっているが、それを除けば正規雇用は1,800～4,000円、非正規雇用は1,000～1,500円の間で推移している。

〔表16〕雇用形態と収入

年度	雇用状況			収入(月収)							
				正規				非正規			
	回答数	正規	非正規	回答数	平均	最高	最低	回答数	平均	最高	最低
2016	29	10	19	8	2,350	4,000	1,800	30	2,103	4,000	1,500
2017	54	4	50	4	5,375	8,000	4,000	33	2,991	6,000	1,500
2018	35	5	30	4	4,050	8,000	1,200	23	3,210	8,000	1,000
2019	44	11	33	11	3,000	4,500	2,000	31	3,510	4,000	1,500

注)収入(金額)の単位は円。

2.4. 夫の就業状況と本国での生活状況

2.4.1. 夫の職業と年収

〔表17〕は、実習生の夫の職業を示したものである。

各年度とも農業が最も多くなっているが、2016年を除き、その割合は5割に満たない数値である。

また、農業を除くと、運転手の数値が高くなっているが、その他は様々な職業が現れている。

〔表 17〕 実習生の夫の職業(複数回答のみ)

年度	回答数	夫の職業
2015	47	農業・18、サラリーマン・13、工場勤務・5、運転手・4、船員・2
2016	55	農業・47、運転手 3
2017	60	農業・22、工場・13、溶接・7、料理人・5、運転手・4、会社員/インテリア・各 2
2018	42	農業・19、運転手/作業員・各 3
2019	69	農業・13、工員・9、職員・2

〔表 18〕 は、実習生の夫の年収を示したものである。

2016 年以降は、40,000～50,000 元の間で推移している。夫が農業従事者である場合の収入も 2016 年が極めて低くなっているが、その他の年は 29,000～35,000 元の間で推移しており、専業農家の収入平均よりも農業以外の職業を交えた収入平均の方が高くなっている。また、全体、専業農家ともに最高収入と最低収入の差が極めて大きくなっている。

〔表 18〕 実習生の夫の年収

年度	全体				夫が専業農家の場合			
	回答数	平均	最高	最低	回答数	平均	最高	最低
2015	10				7	34,285	80,000	10,000
2016	40	17,997	100,000	700	38	17,760	100,000	700
2017	58	50,293	200,000	4,000	19	32,526	80,000	1,000
2018	28	42,178	150,000	1,000				
2019	28	43,964	100,000	10,000	10	29,300	50,000	10,000

2.4.2. 本国での生活状況

〔表 19〕 は、本国の家にある電化製品等の所有状況を示したものである。

この結果を見ると、現在の中国の家庭内の様子は現在の日本と変わらないことがわかる。

〔表 19〕 本国の家にある電化製品等の所有状況(%)

年度	回答数	カラー テレビ	白黒テ レビ	ラジオ	冷蔵庫	洗濯機	電子炊 飯器	パソコ ン	自動車
2015	59	91.5	18.6	11.9	100	98.3	88.1	88.1	33.9
2016	52	84.4	17.2	8.6	86.2	82.7	70.6	51.7	32.7
2017	61	87.0	40.3	27.4	96.8	98.4	85.5	90.3	75.8
2018	50	94.0		22.0	94.0	92.0	88.0	64.0	42.0
2019	64	100		30.0	100	100	93.8	92.2	67.2

注) カラーテレビの所有が進んでいるため、2018 年から白黒テレビを調査項目から除いた。

2.5. 来日の目的と稼ぎの使い道

2.5.1. 来日の目的

〔表 20-1〕・〔表 20-2〕 は来日の目的を示したものである。

2 つの表ともに「金を稼ぐ」が圧倒的に多くなっている。それに次いで前者では、「生活の向上」・「生活の改善」・「見聞を広げる」・「農業技術を学ぶ」・「農業・先端の科学技術を学ぶ」・「日本の先端技術を学ぶ」が比較的多く見られる他、「視野を広げる」、「日本の文化・習慣を知る」等自己啓蒙的な回答も見られる。また後者では、「金を稼ぐ」が圧倒的に多く、それに続いて「人生経験のため」・「農業の勉強」・「日本を知る」・「外国に行く」の順で多く現れている。

〔表 20-1〕 来日の目的

年度	回答数	来日の目的
2015	63	金を稼ぐ 29、生活の向上 11、見聞を広げる 8、日本の文化・風俗を知る 7、農業技術を学ぶ 6、子どもの教育/経験・各 2、勉強/気分転換/日本の景色を見る/家計/遊び/成長・各 1
2016	42	金を稼ぐ 22、日本の文化・習慣を学ぶ 7、農業・先端の科学技術を学ぶ・各 6、知識を積む（勉強をする）/生活の改善・各 5、家計を補う/視野を広げる・各 4、コミュニケーションをする/収入を増やす・各 3、子どもの教育 2、家庭の負担を減らす/農業の知識を学ぶ・各 1
2017	56	金を稼ぐ 26、生活の改善 15、日本の先進技術を学ぶ 8、家計の改善/農業の勉強/見識を広げる・各 3、海外旅行をしたかった 2、外の世界を見る/経験/子どもによりよい環境を与える/知られたくない・各 1

注) 「来日の目的」の数値は回答数で、複数回答。

〔表 20-2〕 来日の目的*

年度	回答数	①	②	③	④	⑤	年度	回答数	①	②	③	④	⑤
2018	49	38	22	16	20	29	2019	64	57	52	49	41	51

注) 回答は複数回答。①は金を稼ぐ、②は農業の勉強、③は日本を知る、④は外国に行く、⑤は人生経験のため、を表している。

*2018 年から回答の方法を記述式から選択式に変更したため、2 つの表を作成した。

2.5.2. 日本での収入と使い道

〔表 21〕 は日本での月収と帰国時に持ち帰る金額を示したものである。

月収の平均は 2017 年以降上昇傾向であり、約 12 万円から 16 万円の間に推移し、すべての年を合わせた月収の平均は約 14.5 万円、そして最高月収は 20.8 万円、最低月収は 8 万円となっている。

本国に持ち帰る稼ぎ(金額)は、約 96 万円から 108 万円の間に推移し、すべての年を合わせた稼ぎの平均は約 102 万円、そして最高額は 125 万円、最低額は 70 万円となっている。

また、月収と持ち帰る金額の相違は、当然実習生の労働時間によって異なってくる。通常

は、来日直後に講習の受講が義務付けられているため、労働時間が少なく、それに伴い収入も少なくなる。また、最高月収は5月下旬から8月中旬までの農繁期の労働時間の増加に伴う収入の増加である。

〔表 21〕 日本での収入

年度	月収				持ち帰る稼ぎ(金額)			
	回答数	平均	最高	最低	回答数	平均	最高	最低
2017	44	12.6	20.8	8	39	101.7	120	82
2018	39	16.1	20	13	43	96.6	120	70
2019	52	15.1	20	10	51	108.0	125	90

注)収入の単位は万円。

〔表 22-1〕・〔表 22-2〕は、日本での収入の使い道を示したものである。

前者では、「子どもの教育」・「起業のための資金」が多く現われ、それらに次いで「家計を補う」・「生活の改善」・「貯金」が比較的多く現れた。また、後者では「子どもの教育費」が最も多く、それに続いて「家計を補う」・「生活の改善・向上」・「起業する」・「貯金」の順に多く現れている。そして、どの年にも「起業する」(店を開く)という回答が現れるのも特徴である。

〔表 22-1〕 収入の使い道

年度	回答数	収入の使い道
2015	58	起業のための資金 14、子どもの教育 11、貯金 7、不動産の購入 5、金が少な過ぎて何もできない・4、自家用車の購入/借金の返済/家の援助(親孝行)・各3など
2016	36	子どもの教育 13、家計を補う 11、生活の改善 7、店を開く(商売をする) 3、家族のため 2など

注)「収入の使い道」の数値は回答数で、複数回答。

〔表 22-2〕 収入の使い道*

年度	回答数	①	②	③	④	⑤	
2017	57	26	35	26	13	22	
2018	48	17	25	18	5	16	
2019	62	46	44	31	26	30	マンションの購入/観光・各2、一家で決める1

注) 回答は複数回答。①は家計を補う、②は子どもの教育費、③は生活の改善・向上、④は貯金、⑤は起業する、を表している。

*〔表 11〕(2)と同じ。

2.6. 考察

2.6.1. 実習生の基本属性の変化とA市の採用条件との関係

2009年の受入開始当初は、中国北部・遼寧省出身の実習生が多く来日していたが、2015

年からは遼寧省の他に複数の省から実習生が来日するようになり、2018年には初めて中国南部・雲南省から多くの実習生が来日した。このように実習生の出身地が変化した背景には、中国の経済成長による農村部出身者の都市部への流入の影響(陳 2010)や中国国内の賃金の上昇と円安、そして実習生の日本赴任のメリットが減少したこと(大島他 2016)により、人材の確保が難しくなったことに加えて、実習制度では一度しか来日できない—在留資格・「技能実習」では再来日できない—という制約があり、中国だけでは実習生を確保することが難しくなり、[表 3] に示したように送り出し国を中国からベトナムやベトナム以外の東南アジア諸国、そしてフィリピン等へ拡大・移行せざるを得ない状況が発生しているものと考えられる。

実習生の年齢は、平均年齢の上昇と40歳以上の実習生数の増加を指摘したが、この結果は「実習生は20歳代の若年者中心であることが特徴である」(上林[2012:53])との指摘とは異なる。

これは2.1.2.で述べたように、A市の採用条件が「健康な女性」という一点であり、「受け入れ側日本企業が、若年者のみを選別」(同上)するような状況にはないため、A市では高年齢かつ既婚の実習生が多く来日しているものと考えられる。また、学歴は、中学卒業までが圧倒的に多くなっており、これは上林(2012)の指摘と一致する。つまり、A市における実習生の出身地の変化、平均年齢の上昇、40歳以上の実習生や既婚者の増加、最終学歴が中学卒業という実習生が多く来日している状況は、中国で技能実習希望者の確保が困難になってきている状況を示す一方で、そのような技能実習希望者にとっては、採用のハードルが下がり、応募しやすくなっているものと考えられる。それは、A市のほとんどの実習生が一度の応募で来日前の研修を開始していることから伺える。

2.6.2. 来日直前の就業状況と雇用形態

2016年はそのほとんどが来日直前まで農業関係の職業への従事者であったが、2015年・2017年・2019年は半数あるいはそれ以下であり、さらに回答数は少ないが、2018年は皆無であり、農業関係の職業従事者が多かった2016年を除けば、様々な職業に就いていた実習生が来日している。

しかし、ここでの問題は「技能実習制度では、母国で就労していた職種と日本での就労職種が同一であることが来日条件となっている」(上林[2012:53])が、上述したように、2016年を除けば来日前に様々な職種で就労していた実習生が来日しており、仮にそうだとすれば、実習制度の理念や目的³⁷が十分に達成されない可能性がある。但し、この調査結果は、来日直前の就業状況について尋ねているため、それ以前に来日要件を満たしている可能性があることを付け加えておく。このような要件を満たしていない実習生の来日は、2017年以降「前職要件が緩和されている」(澤田[2020:78])との指摘もある。

本国での雇用状況は、農業関係、その他の職種に関わらず、非正規雇用が圧倒的に多くなっている。[表 14]には実習生の月収を示したが、総じて正規雇用の方が高くなっている。

最高・最低月収は、正規雇用とは言え、非正規雇用と差がない数値もみられ、本国での月収からは正規雇用と非正規雇用の明確な違いや正規雇用の有利さを明らかにすることはできなかったが、どちらの雇用形態であっても日本での収入と比較すると、その差は歴然である。

2.6.3. 実習生の来日目的と稼ぎの使い道

〔表 18〕に示したように、多くの実習生の来日目的が稼ぐことであることは明らかである。〔表 14〕の結果をもとに算出した本国での月収平均は、正規雇用が約 3,300 円・非正規雇用が約 2,900 円となり、それらを日本円(1 円=15 円)に換算するとそれぞれ約 49,500 円・43,500 円となる。上記 2.5.2. で示したように、日本での平均月収は約 14.5 万円であり、この金額と本国での月収を比較すると、日本での月収は本国の月収のそれぞれ約 2.7 倍・3.1 倍に当たる。

〔表 23〕は、稼ぎの満足度と実習生として再来日の意向を示したものである。

稼ぎの満足度は、2016 年と 2019 年は満足が不満足を大きく上回ったが、2017 年・2018 年は不満足が満足をわずかに上回った。しかし、実習生としての再来日の意向は、調査年を見る限り、半数あるいは 7 割以上が実習生での再来日を希望していることから、実習制度への一定の評価が伺える。

〔表 23〕 稼ぎに対する満足度と実習生としての再来日の意向

年度	稼ぎに対する満足度			再来日の意向		
	回答数	満足	不満足	回答数	したい	しない
2016	34	27	7	39	26	13
2017	44	16	28	49	36	13
2018	46	22	24	45	32	13
2019	55	41	14	56	53	3

また、稼ぎの使い道は、上記 2.5.3. で述べたように「子どもの教育」・「家計を補う」・「生活の改善・向上」が多くなっている。

そこで、〔表 19〕を参考にすれば、家庭内の電化製品等の耐久品の所有状況は日本の家庭と変わらないため、稼ぎの使い道は、その多くが本国の生活環境の改善や質の向上に目が向けられているものと考えられる。

上述したように、多くの実習生の来日の目的が稼ぐことであるが、実習制度では高年齢・低学歴でも実習生として来日のチャンスがあり、本国の前職での収入と比較しても 8 ヶ月という短期間で高収入を得られることから、実習制度が実習生から評価され、魅力的な制度になっているものと考えられる。

第3節 来日までの流れ

3.1. 実習制度の認知度

〔表 24〕は、どのようにして実習制度を知ったのかについて示したものである。

近年は、パソコンやスマートフォンの急速な普及によって、インターネットを利用して様々な情報を収集できるようになっているが、本調査によれば、インターネットによる情報獲得は極めて少なく、友人からの情報獲得が圧倒的に多くなっている。

〔表 24〕 どのようにして実習制度を知ったのかについて

年度	回答数	家族	親戚	友人	ネット	広告
2018	48	6	11	35	4	8
2019	61	5	7	42	5	8

注)ネットはインターネットを指す。

〔表 25〕は、周囲に実習生経験者がいるかどうかについて示したものである。

その数は、両年ともほぼ半数である。その内訳を見ると、2018年は、経験者には友人が多く、2019年は家族と親戚も友人とほぼ同数となっているが、総じて友人からの影響が大きいものと考えられる。

〔表 25〕 周囲に実習生経験者がいるかどうかについて

年度	回答数	経験者		いる場合、それは誰か				
		いる	いない	家族	親戚	友人	業者	その他
2018	49	23	26	2	4	17	1	
2019	62	30	32	11	13	13	2	1(相談していない)

3.2. 応募から来日前研修までの流れ

A市の実習生の応募から来日までの流れは、受入開始当初と現在とではわずかに異なる。受入開始当初は、〔募集(応募)―研修―面接―合否の発表―研修―派遣先決定―来日〕であったが、ここ数年は〔募集(応募)―面接(派遣先の話を含む)―合否発表―研修―来日〕となっている。前者では、派遣先の決定が来日直前ということもあったが、現在は面接時に派遣予定先を伝えられ、派遣先の同意を含めて合否が決定されている。

実習生の募集は、中国の送り出し機関が「協議会」の希望人数に従って応募し、その人数の1割増し程度を面接し、合否を決定している。合格者は、通常、研修所に入り、研修を開始し、研修が終了すると、自動的にA市に派遣されるシステムになっている。

そこで、以下では、本国の研修の概要と研修の内容、そして来日後の講習の概要と内容を含めて説明する。

3.3. 本国における来日前研修

3.3.1. 中国の研修所・仲介業者

一般的に、実習生は来日前に本国の研修所等の教育機関で日本語や日本の文化等について学んでから来日する。

この研修所等の経営形態には、中国側の業者が研修所だけを経営するもの、中国側の業者が派遣業とともに研修所を経営するもの、そして日本の仲介業者が経営するものがある。

3.3.2. 研修費用と研修期間

〔表 26〕は研修に係る費用を示したものである。

2018年の平均が16,860円であり、その平均を日本円に換算(1元を15円)すると252,900円であり、実習生が本国で就労している場合の月収³⁸を考えると、かなりの高額と言える。

〔表 26〕 本国での研修費用

年度	回答数	平均	最高	最低	～1.4	1.5～1.9	2.0～
2018	26	16,860	2.0	1.38	9	7	10
2019	55	15,200	2.0	1.4	41	6	8

また、〔表 27〕は研修期間を示したものである。

受入開始当初は2.5～5ヶ月(北倉他[2011:95])であったが、2016年は1～2ヶ月、そして2018年は1ヶ月で来日する実習生が多かった。しかし、2019年は再び3ヶ月以上の研修期間を経て来日する実習生が多かった。

〔表 27〕 研修期間

年度	回答数	平均	最長	最短	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月～
2016	28	1.93	13	1	14	11	2	1
2017	11	2.54	6	1	4	3	2	2
2018	23	3.52	8	1	10	2	4	7
2019	60	6.40	13	1	1	5	12	42

3.3.3. 研修所での生活

研修所での生活は、ほとんどの実習生が研修所に付設、あるいは隣接する寮で生活しているが、自宅からの通学を認めている研修所もある。そして、一日10元程度支払えば、寮内で3食を食べることもできる。

研修所の休日は、土曜日の午後から日曜日であり、外出や自宅に帰ることもできる。

3.3.4. 来日前の日本語学習に関するガイドライン

「派遣前日本語教育については、従来その内容や時間に特段の定め」(JITCO: [2007:5])

はない。

そこで、ここでは JITCO の『研修生派遣前教育ガイドライン—日本語教育編—』(JITCO ホームページ(2007))を参考にして説明する。

まず、その目的は「来日後の集合研修における日本語教育への円滑な導入を図」(同[2007: 6])り、「来日してから必要となる日本語によるコミュニケーションを身につけるための入り口として、まず土台を築くことを目指しましょう」(同上)となっており、その趣旨を踏まえて「ひらがな、カタカナが読み書きできること」・「日本語の発音に慣れ、日本語を聞き取る基礎力を養成すること」(同上)など 5 つの目標が掲げられ、「来日前と来日後の日本語教育の連携、すなわち「学習の連続性」を考えながら、送出し機関と受入れ機関が事前に十分協議して定めた目標を互いに確認し、共有することが肝要」だとしている。

学習の範囲は、「文字と数字」・「コミュニケーション力」・「健康管理や危険回避の言葉」・「日本で生活するために必要なルールやマナーの言葉」があげられ、「研修生が日本で生活を送るために必要な言葉、研修・技能実習に必要な言葉に的を絞ることが重要」(同[2007: 7])だとしている。

学習期間と実施時間数は、JITCO が 2003 年に発表した旧ガイドラインの「1~3 ヶ月間、最低でも累計 200 時間程度」(同[2007: 9])を踏襲しているが、個人差そして来日前後と実施期間の「学習の連続性」への配慮がなされた上で、到達目標を達成するために「計画的に指導するための日本語指導のカリキュラムの作成が不可欠」(同[2007: 10])で、「最大の効果を上げるためには、毎日一定の時間、必ず日本語に接するようにすることが肝要」(同上)であるとし、その消化のための指導体制は、「相応の日本語指導員の配置」(同[2007: 12])とそれらの「日本語指導に関する基本的な知識やノウハウが必要」(同上)だとしている。

A 市の実習生の研修の概要は、以下の通りである。

3.3.5. 日本語学習

ここでは、比較的多くの回答が得られた「2016 調査」を参考にして記述する。

(1) 研修所での学習時間

研修所での学習時間は、平均 8.8 時間で、学習時間帯は 9 時~17 時、あるいは 8 時から 16 時までの 8 時間で設定しているところが多い。

(2) 家庭学習の時間

家庭学習の時間は、平均約 2.4 時間で、「2 時間」という回答が圧倒的に多い。そして、実習生の多くが研修後も家庭学習の時間を確保していることが伺える。

0 時間という回答があるが、「子どもがうるさくて勉強できない」というのが理由で、既婚者の場合、子育てや家事という制約のため、家庭学習の時間を確保できないこともあるということを示している。

また、家庭での学習方法は、「本を読む」ことが多い。この本は、研修所の日本語学

習の際に使用しているテキストではないかと考えられるが、業者や研修所の違いによって使用するテキストも異なってくるが、実習生の多くが、研修所で使用した日本語のテキストを持参して来日し、これを講習や宿舎での家庭学習に際に使用している。

(3) テキスト

テキストは、「みんなの日本語」と「新日本語の基礎」がほぼ同数（それぞれ 15 人・16 人の使用）現れ、その他に「標準日本語」、「日本語補助教材」の 2 種類のテキストが使用されている。2015 年までの仲介業者が経営する研修所では、「新日本語の基礎」を使用していたが、2016 年は業者が代わり、複数の研修所から実習生が派遣されたため、4 種類のテキストが現れたものと考えられる。

尚、従来の仲介業者がいくつかの研修所から実習生を募集した際にも、複数のテキストの使用が確認されている。

(4) 日本語教師の国籍

日本語教師の国籍は、中国人のみであった。研修所では、中国人の教師からのみ日本語を教授されており、ネイティブ（日本人）の日本語（発音）を聞いたことがない、あるいは、日本語ネイティブと会話をしたことがないという状況である。

(5) 日本語の以外の学習

日本語以外の学習は、マナーに関する学習が多くなっており、その他に文化、習慣、農業、英語、品格、衛生、料理の学習が行われている。過去のインタビュー調査では、「たまに体育があった（走った）」³⁹ という回答もあったが、研修のほとんどは日本語の学習となっている。

(6) 日本語の難しい点

日本語の難しい点は、多くの実習生が発音の難しさをあげているが、具体的に「発音」のどのような点が難しいのか、その詳細については、わかっていない。

3.4. 来日から共同生活の開始まで

3.4.1. 渡航費用

実習生は、研修を終了すると、入国の手続きとともに健康診断を受ける。「2016 秋のインタビュー」⁴⁰によれば、この費用は、実習生の自己負担であり、ビザの申請費用と健康診断の費用を合わせて 1,000 元（約 15,000 円）を支払っている。

例年は、中国から新千歳空港に到着し、新千歳空港から A 市までは「協議会」が用意した貸し切りバスで移動する。

尚、来日の際の渡航費用(往復)と空港から A 市までのバス移動の費用は、受入農家が負担している。

3.4.2. 来日から農家との対面まで

A市に到着後、JAの研修室や市内にある公共施設で受入農家も参加して対面式が行われ、ここで初めて実習生は受入農家やその家族と対面する。その後、農家とともに生活の拠点となる宿舎(住居)へ移動し、宿舎の設備や暖房器具等の使い方を通訳を通じて聞く。また、同居する実習生とどのように食事作りの分担をするのか決めるように説明を受ける。この日から宿舎で生活を開始する実習生もいるが、例年、この日は農家の自宅に宿泊し、翌日から宿舎で生活することが多い。

来日翌日の午前中は、JAA市の研修室で作業に必要な作業着等の販売がある。この購入費は、農家が負担することが多い。

午後は、講習の一部である「買い物実習」のために農家とともにJAA市の店舗に出向く。そして、同じ宿舎で暮らす実習生同士が話し合いながら翌日からの生活に必要な食料品や日用品を購入する。大量の米や小麦粉を購入した場合には、配達してもらう。この時、農家は実習生に当面の生活費として一人当たり20,000円を渡し、実習生はこれを使って購入した商品の支払いをする。

そして、夕刻から宿舎ごとに実習生の歓迎会を行う。通訳がいないため、農家はコミュニケーションを図るのに苦労しながら実習生をもてなす。

上述したように、実習生は2日目までには買い物を済ませており、来日2日目の夕方からは宿舎での生活を開始する。そして、3日目から講習も始まるが、この際の宿舎から講習会場までの移動は、まだ季節的に寒いため、農家が用意した自転車は使わず、農家が自家用車で送迎をする。

尚、その年の日程の関係で、対面式、作業着等の販売、「買い物実習」の順番が入れ替わることがある。

3.5. 考察

技能実習を知ったきっかけは、友人からの情報や紹介が圧倒的に多く、家族や親戚、そしてインターネットという回答を大きく上回っている。その原因の一つは、家族・親戚よりも友人に実習経験者が多いことが考えられる。そして、この実習生と友人間のやり取りは、スマートフォンを使用したやり取りだと考えられるが、スマートフォンを使ったロコミ的な情報収集が行われているものと考えられる。

また、2015年のa農家⁴¹の実習生の夫は、長野に実習生として来日していた。この実習生は1年で帰国したが、夫は技能実習制度の最大期限である3年間(当時)の予定で、もう一年日本に滞在するという事だった。そして、この実習生には娘も一人いたが、この子どもは夫の両親が面倒を見ているということだった。

そして、この実習生の夫の姉も実習生の経験があり、上述したように、夫も来日しているということで、実習制度に関する認知度が高かったものと考えられ、実習生は技能実習に関する情報を友人や家族という身近な人たちから獲得しているものと考えられる。

現在の A 市の実習生の応募から出国までの流れは、〔募集(応募)―面接(派遣先の話を含む)―合否発表―研修―来日〕であるが、研修期間が〔表 27〕のように、2019 年を除いて 1 ヶ月、あるいは 2 ヶ月に集中しているのは、本国で来日前に 1 ヶ月以上、160 時間研修した場合、来日後の講習期間(時間)が短縮されるという特例があり、その期間を消化した後は、できるだけ早く実習生を日本に送り出す方に重きがおかれているものと考えられる。裏を返せば、それだけ日本側に需要があるということでもある。

研修所での生活は、基本的に研修所内、あるいは隣接した宿舎で共同生活をするが、自宅からバイクで研修所に通った実習生もいる。

そして、研修所での学習内容のほとんどが日本語の学習であり、わずかに体育、(日本の)文化、(日本の)習慣、農業、英語、品格、衛生、料理の学習も見られる。

実習生はこの研修を受けるために送り出し機関に平均で約 25 万円支払っているが、「2020 年インタビュー調査」⁴²によれば、調査に協力してくれた 4 名の実習生すべてが、「これ位の費用は、自分で用意できる」と回答しており、この回答は、これらの費用を家族や親戚に借りるなどして工面していたこれまでの実習生とは異なっており、これは実習生の本国側での保証金徴収の問題とも深く関わっており、さらに詳細な調査が必要だと考えている。

3.6. 実習生の日本語学習・日本語教育の問題点と提案

3.6.1. 制度に関する問題点

上記 2.2.1.では、A 市の実習生の出身地が分散化し、実習生の平均年齢の上昇は中国における実習生の確保が困難になってきていることを示し、その原因には実習制度の制約があることを明らかにしたが、特に実習生の平均年齢の上昇は日本語教育に与える影響も大きいものと考えられる。

A 市の実習生は、最終学歴が中学卒業(15 歳)という者が多く、仮に、現在の年齢を 40 歳だとすると 25 年もの間教育を受ける機会から離れていることになり、そのような状況の中で、少なくとも研修と講習を合わせて最低でも約 2 ヶ月間座学形式の講義を受けること、そして新しい言語の学習・習得に取り組むことには、かなりの苦痛と困難が伴うものと考えられる。

また、実習生が日本での生活に必要な最低限の日本語―サバイバルのための言語―を身に付けると、もうそれ以上は、日本語学習に取り組まなくなる傾向があるように思われる。これには、A 市の実習生が日本に滞在する期間は 2 月から 10 月までの 8 ヶ月間であり、実習制度のルール上、再来日できないと考えれば、日本語学習に対するモチベーションは上がり、その維持も難しいことは容易に想像がつく。

つまり、実習生の来日の目的は稼ぐことであり、そのために労働に集中することになり、帰国後に日本語教師を目指したり、日系企業で働くことを希望したりしない限り、仕事の後

に宿舎で日本語学習に取り組むことはないのである。

それらに加えて、他にも問題がある。1つめは、上述したように、本国での研修の短期化の傾向である。北倉他(2011)によれば、実習生の研修期間はほとんどが3~4ヶ月であるが、現在は1ヶ月の研修で来日することもある。この背景には、講習期間短縮に関する特例の存在があり、講習期間が短ければ、それだけ早く現場に出て働くことができ、労働力不足の受入側、そして稼ぐために来日している実習生双方にメリットがある。しかし、3~4ヶ月間研修で日本語を学習してきても、日本人とのコミュニケーションは不自由な状況であり、それが1ヶ月となれば、結果は見るまでもない。

2つめは、研修期間の短縮に加えて、ほとんどの日本語教師が送り出し機関や仲介業者の中国人の職員である。これには、中国・日本両国において日本人の日本語教師を確保することが難しいという事情があるようだ(JITCO[2006:2])。それに加えて、研修所が複数になると、研修所ごとに使用しているテキストや学習内容も異なってくるため、研修と講習の連続性を考えた場合には、懸念もある。

以上、これらの問題の背景には、実習制度が労働力供給システムとして機能し、実習生を労働に集中させるような制度設計になっていることがあげられる。

3.6.2. コミュニケーションに関する問題点

「来日前、不安だったことは何か」という質問に対して、「2016調査」によれば58人中40人(複数回答)、そして「2017調査」によれば60人中20人(複数回答)が、ことばやコミュニケーションに関する回答をあげている。

実習生は本国の研修所で1ヶ月以上にわたり来日のためのトレーニングを受け、その大部分が日本語の学習に当てられている。また来日後も、日本語学習を中心とした講習(3週間から1ヶ月程度の期間)を受ける。A市の場合、毎年講習の6割以上が日本語学習にあてられているが、講習終了時でもほとんどの実習生が挨拶と自己紹介、そしてどうにか農家からの作業指示が理解できる程度の日本語能力であり、実習生自身が持っている情報を日本語で正確に農家に伝えたり、農家の話す日本語を正確に理解することは難しい。そこで、多くの農家は実習生のつたない日本語での情報をこれまでの経験とノンバーバル―身振り・手振り等―から推測し理解しているのが現状であり、通訳の存在が重要になってくる。この点に関して宮入(2018)は「病名や症状等専門的な用語の習得は日本語の講習をしたとしても十分ではなく、緊急的な対応においては通訳の存在が大きいことが示唆される」(宮入[2018:140])と述べている。そこで、通訳や農家が不在の場合、実習生が自然災害を含めた緊急時に際してどのように対応すべきか、そして「命を守る」ための行動をどのように指導するかが重要な課題となってくる。

3.6.3. 提案

上記の考察から現制度下でも実現可能だと考えられる実習生の日本語教育・日本語学習への改善策と実習生のコミュニケーション能力向上のための学習内容を提案する。

- ① 緊急時・災害時によく使う日本語、健康状態や病状の説明に特化した日本語の学習内容⁴³を講習に組み入れる。つまり、いざという時に備えて、「生命を守る」という観点から来日直後の早い段階でそれらを取り入れる。
- ② 継続的な学習の観点からも「技能等実習活動」の中で、有給で日本語学習をさせる(北倉他[2011 : 100])。
- ③ 実習生の日本語学習に対する意識の向上を図るという点で、実習生の日本語能力の向上を滞在期間の延長につなげる(中川[2017 : 6])ことも良策だと考えられる。
- ④ これまで実施したフィールドワークから得られた知見をもとに提案する 2 つの学習内容がある。一つめは、動詞の習得である。例えば、農家が実習生に対して作業道具を持って来て欲しい場合、「(鎌を)持って来て」のような複合動詞⁴⁴を、「持つ」・「来る」の 2 つに分解して表現(発話)するためである。そして 2 つめは、動詞の「て形」⁴⁵の習得である。「て形」には、並列・原因・対比・指示・命令等多くの機能があるが、その中でも指示・命令が重要である。その理由は、実習生が農家と多く接触する場面は作業の場面であり、そこでは農家から実習生に対して指示(命令)を出すことが多いためである。
- ⑤ 懸念はある⁴⁶が、農家が比較的作業の少ない時期や冬期間に中国語の学習に取り組み、実習生と農家がお互いの母語を教えあうような学習機会を作ることも実習生と農家双方のコミュニケーション能力の向上とともに、異文化理解や多文化共生社会の構築に向けた第一歩となるのではないかと考える。

以上の 5 点である。

第4節 日本での生活

4.1. 宿舎

4.1.1. 宿舎の形態と人数構成

実習生の宿舎(住居)は、受入側によって用意される。宿舎の生活形態は、北海道の農業地域では、農家と離れた宿舎に複数人で共同生活をする、あるいは農家の住居の一室や離れで農家とともに生活する、そのいずれかのパターンが多い。A市は前者のパターンであり、自治体が所有する使用していない住宅やJA職員の住宅を借り上げて使用する、あるいは使用しなくなった農家の住居を使用している。A市では受入開始当初、後者のパターンで生活する実習生もいたが、現在はいない。また、北海道の別の地域では、廃校になった小学校を買い取り、改造して使用しているケースもある。

宿舎の人数構成は、1つの宿舎に4人で生活するのが基本的なパターンで、その場合、2軒の農家から2人ずつ、合計4人となる。これには、実習生の受け入れが1組合員2人までというルールが関係していたものと思われる。但し、実習生を1人しか受け入れない農家もあるため、1つの宿舎に3人、あるいは1つの宿舎に3軒の農家から実習生が集まったり、時には1つの宿舎に2人で住むこともある。

宿舎の家賃は、実習生1人当たり月額2,200円、光熱費が月額10,000円を上限に負担し、光熱費の超過分は農家が折半して支払っている。また、この他に各自でWi-Fiの使用料⁴⁷を払っている。

4.1.2. 宿舎の管理

宿舎の管理・指導は、実習生の所属する農家が行うが、上述したように複数の農家の実習生が宿舎にいる場合が多く、宿舎の管理・指導は複数の農家が協力して行うことになる。宿舎の使用に関しては、来日直後仲介業者の通訳(以下、通訳)を通じて農家から説明を受けるが、使用に関する詳細は、基本的に実習生に任されている。

その後の日常の管理・指導は、定期的に宿舎を訪問する農家もいれば、ほぼ実習生任せという農家もいる。複数の農家で管理している場合は、農家同士が話し合っただけの役割分担を決めているが、A市の実習生はすべてが女性であることから、宿舎の使用や管理は農家の奥さんが担当することが多い。

4.1.3. 宿舎の整備

実習生の受け入れにあたっては、実習生を受け入れる農家が協力して、日常生活に必要な調理用品・台所用品、寝具、そして、車のない実習生が通勤や移動に必要な自転車等を持ち寄り、準備できなかった物品は、受入農家が「協議会」に納めている負担金⁴⁸から支出し、購入した。また、炊事・入浴のために給湯器と浴室には新しい浴槽が設置された。

A市では、実習生の受け入れを開始してから13年が経過し、日常生活に必要な物品等は揃っているため、新規に購入する物品は少なく、修理・補充が中心となっている。

4.2. 食事

4.2.1. 食事の分担

実習生の多くが農家の自宅から離れた宿舎で共同生活をしているため、自分たちで3食を賄う。食事に関しては、来日直後の宿舎の見学の際に通訳からこれまでの実習生の状況について説明を受けるが、いつ、誰が、どのように担当し、どのような料理を作るのかは、実習生同士が相談して決めるため、そのパターンやルールは宿舎ごとに異なる。例えば、1日3食を1人が担当する、朝食・昼食と夕食を分担する、あるいは他の実習生と嗜好が異なるため単独で別の料理を作る場合もある。

主食は、米飯か小麦粉で作る餅（ビン）や饅頭（マントウ）である。本国では米飯を主食にしている実習生も、日本の米の値段が高いため、食費を節約するために主食を餅や饅頭に代えることもある。そして、食事は3食とも一汁一菜が基本で、野菜を中心とした炒め物や卵を使った料理が多く、味は辛い物よりも薄い塩味の物が多いというのが筆者の印象である。

昼食は、朝食とともに作るが、主食が米飯の場合には、ご飯と惣菜を一品、そして汁物をランチジャーに詰めて持参する。また、餅や饅頭の場合には、それらと惣菜を弁当箱に詰め、汁物はないことが多い。そしてA市の場合には、昼食を農家とともにする実習生も多い。

実習生の所属先は農家であり、家庭用の米や野菜を栽培していることも多く、実習生はそれらを頂く機会もあり、食費の節約につながっている。

筆者が訪問した長野県の農家⁴⁹では、実習生（タイ人男性）は、農家の自宅の一室に住み込み、食事はすべて農家の奥さんが作ったものを農家の家族やファーマーズサポーター⁵⁰とともに食べていたが、食生活は共同生活なのか、住み込みなのかによっても異なってくる。

4.2.2. 食事に伴う買い物

基本的に休日を利用して、週に一回程度、食料品や生活用品の購入のため、買い物に出掛ける。

繁忙期の平日は、作業の終了時間が18時、最寄りのスーパー等の閉店時間が19時のため、農家やその家族が実習生を車に乗せて買い物に行くこともある。また、10kg・20kgの袋入りの米や小麦粉を購入したり、大量の食材等を購入することも多く、それらを自転車に積んで運ぶのは危険なため、農家が車を出すことも多い。もちろん、実習生同士で買い物に出掛けることもあるが、実習生の交通手段が徒歩と自転車に限られているため、遠くの店へ行くことはできない。そこで、実習生の中には、近隣の大型スーパーが休日に運航している無料バスを利用して買い物に行く者もいる。

4.3. 風呂

日本のように浴槽に湯を張って浸かるという習慣がなく、もっぱらシャワーを使用している。実習生が日本滞在中に銭湯や温泉に行きたい、あるいは農家が連れて行ったという話を聞いたこともない。

4.4. ごみ出し・清掃

A市では、ごみを一般ごみと資源ごみ（プラスチック容器、缶・びん・ペットボトル）に分類して出す。前者は有料の指定袋を購入し、後者は透明または半透明の袋に入れて、指定された日の朝、指定された場所に出す。

a 農家の場合、実習生の宿舎の近隣住民からの苦情の防止策として、溜まったごみは自宅に持って来させ、農家の家庭ごみと一緒に処理している。

また、宿舎の部屋や台所・浴室の水回り清掃は、必要に応じて実習生自身が行う。これは、上述したように、宿舎の使用の仕方は、実習生に任されていることが多いためである。これまで、数回実習生の宿舎を訪問したが、来日直後や帰国直前のためか、室内は綺麗に整理整頓されていた。

4.5. 考察

4.5.1. 宿舎

宿舎に関する考察は、第5章3.2.に記述する。

4.5.2. 食事

ある実習生は、米の値段が高いため、小麦粉を購入して餅や饅頭を主食にしていた。さらに、肉を使用して作っていた料理に肉を入れずに作ったり、嗜好品の購入を控えたりすることがあったが、これは、食費を節約してできるだけ多く稼いだ金を持って帰るためである。幸運にも、A市の実習生は所属先が農家であり、農家が自家用に栽培している米や野菜を頂けることは、食費の節約につながっている。

しかし、過去には、食費を削る余り、健康を害する実習生が出たこともあったため、実習生の健康は農家の一番の関心事である。ある年のa農家の実習生は、同僚と2人で生活していたが、2人とも料理が苦手で、一人はスマートフォンで料理のレシピを見ながら作ったり、本国にいる母親に連絡して料理の作り方を聞きながら作っていた。しかし、もう一人の実習生は、そうすることも面倒で、乾麺を茹でて食べたり、インスタントラーメンを食べたりしていた。a農家では、これ以前にも同様のケースがあり、実習生に聞いてみると、「夫が料理人である」「普段は夫の母が食事を作ってくれていた」という理由で、料理が苦手な

実習生がいた。

A 市の実習生は既婚者が多いため、受入側にとっては料理が苦手な実習生がいるという状況は想定外であり、農家と離れた宿舎で生活し、一緒に調理することがないため、実習生の料理の得手・不得手までを把握することは難しい。

実習生の健康状況は、来日の前後に健康診断が実施されているが、食生活や料理作りの得手・不得手までの情報はない。しかし、人手不足の農家にとって、生産活動を順調に進めるためにも実習生の健康の維持は最重要課題であり、監理団体や農家は実習生の食生活に関する情報をどのように入手し、把握するのかについては、早急な対応が必要である。

また、「2019 調査」によれば、日常生活での不便・不自由だったことに関しては、「あった」が 25 人、「なかった」が 26 人（回答数・51）となっている。どのような不便・不自由が「あった」のかに関しては、「買い物が不便」(13)、「コミュニケーション・言葉が通じない」(8)、「(自分の)日本語のレベルが低い」(2)、「交通が不便」(1)等(()は回答数)となっている。特に、買い物の際の移動に関しては、実習生の移動手段が自転車に限られるため、実習生の宿舎から買い物をする店が遠く、宿舎から店までの移動に時間が掛かる場合もあり、不便を感じているものと考えられる。

さらに、A 市では、まちを縦断していた A 支線—JR の支線—が 2019 年 4 月に廃止になったため、市内の公共交通機関は、バスとタクシーの 2 つになり、A 市民も実習生と同様に買い物などの移動には不便・不自由を感じる状況となっている。

4.5.3. 風呂、清掃、ごみ出し

受入開始にあたって給湯器や浴槽を設置し、風呂も使用できるようにしたが、中国の習慣では浴槽に湯を張って使用することはなく、現在はシャワーのみの使用となっている。

宿舎の清掃は、実習生が適宜必要に応じて行い、基本的には実習生の自主性に任されているが、帰国の前々日には自分が使った部屋を含め宿舎全体を掃除し、整理整頓してから退去する。

ごみの分別と処理は、分別状況やごみ出しの時間が守られていない場合、近隣住民とのトラブルに発展しかねない懸念があり、近隣住民との関係上、受入側が大変に気を使う事柄の一つであり、日本で生活する上で大切なルールとして講習にも組み込まれている。

第5節 日本での労働

本節では、一年間のメロン栽培のプロセスと一日の作業スケジュールを説明した上で、実習生の労働実態について述べる。

5.1. メロン栽培の過程

〔表 28〕は、A 市のメロン栽培の年間スケジュールである。

種まきは、1 月の中旬以降に始まるが、本格的な作業は 3 月からの定植で、多忙を極める時期は収穫が始まる 5 月下旬から収穫が終了する 8 月中旬までである。

〔表 28〕 A 市のメロン栽培の年間スケジュール

作業期間	作業名	作業時期の目安	作業内容
1月～4月	種まき		ビニールハウス内で専用の箱に種を蒔く。
2月～4月	植え付け		発芽した種をポットに植え替える。
2月～5月	接木	植え付けから 10 日後	別種の苗にポットで成長した苗を台木に移植する。
3月～6月	定植	接木から約 1 ヶ月後	成長した苗をビニールハウス内の畑に植える。
4月～6月	交配・受粉	定植から 1 ヶ月後	ビニールハウス内にミツバチを放し、受粉させる。
4月～7月	摘芯・摘果	交配・受粉後から収穫まで 5 回から 6 回行われる。	一本の弦に 2 つだけ実を付け成長させるため、その他の弦と実はすべて取る。
	台座敷き	交配・受粉から 2 週間後	実に安定のために十数センチ角のプラスチック製の板を敷く。
5月～8月	収穫・選別・箱詰め・出荷		ビニールハウスから収穫したメロンを規定に従って選別し、箱詰めする。その後、指定された業者によって集荷される。

(出典)：『メロンの一生』（JAA 市講習用ビデオより抜粋）

5.2. 作業スケジュールと作業内容

5.2.1. 一日の作業スケジュール

実習生の一日の作業スケジュールは、a 農家を参考にして、収穫作業がなく、比較的作業が少ない農閑期と収穫と摘芯・摘果作業のため多忙を極める農繁期に分けて記述する。

(1) 農閑期（収穫のない時期—1 月下旬～5 月中旬、8 月下旬～10 月中旬）

出勤時間は 8 時、途中、昼食を含めた 3 度の休憩 2 時間（10 時から 30 分間、12 時から 1 時間（昼食）、15 時から 30 分間）を挟み、退勤時間が 17 時である。

例年、2 月の第 3 週目に来日し、来日直後から約 3 週間は講習（座学、9 時から 17

時まで)の受講が義務付けられているため、実際に農家で作業を行うのは、講習終了後の3月中旬以降からとなる。

(2) 農繁期(収穫時期—5月下旬～8月中旬)

出勤時間が7時、途中、昼食を含めた4度の休憩2時間半(収穫後30分間、10時から30分間、12時から1時間(昼食)、15時から30分間)を挟み、退勤時間が18時である。農繁期は、集荷の関係上、10時までに収穫したメロンの選別・箱詰めが終了しなければならないため、農閑期より1時間早い出勤となる。また、収穫と並行して摘芯・摘果の作業も多くなるため、退勤時間は1時間遅くなる。

a 農家では、作業が最も多くなる5月下旬から7月中には、農家とその家族に奥さんの兄、実習生2人、そして女性アルバイトは最大4人雇用している。

尚、一日の作業時間は農家によって異なるため、JA A市がメロン購入者に送付している『購入者用ダイレクトメール』の中で紹介されている「ある農家の一日」を参考にして、筆者が表にまとめた。

〔表 29〕「ある農家の一日」

時刻	作業内容等	時刻	作業内容等
7:00	収穫	7:30	朝のミーティング
8:45	選別・箱詰め	9:50	休憩
10:15	芯摘み	12:00	昼食・休憩
13:30	芯摘み	15:00	休憩
18:00	作業終了	18:00	退勤

5.2.2. 作業内容

次に、実習生の具体的な作業内容を農閑期と農繁期に分けて記述する。

(1) 農閑期—収穫のない時期

3月下旬から5月中旬は、ビニールハウスの補修・完成とビニールハウス内の整備、接木、定植が主な作業で、農繁期を経て、8月中旬から10月中旬はビニールハウスの補修・解体と翌年に向けた畑作り(土作り)が中心となる。

農閑期の主な作業内容の詳細は、以下の通りである。

- ① ビニールハウス作り—主に、マルチングの作業が中心である。マルチとは、土中の温度を維持するために、古くなったビニールを土の表面に敷く作業である。
- ② 接木—「バーネット種」⁵¹を台木として発芽した「Aキング」の穂木(発芽から10日後)を接木し、鉢に植えて約1ヶ月間育てる。この接木の仕方が活着性や実の形にまで影響するため、注意深く、慎重に行われる。

- ③ 定植—接木から1ヶ月後、あらかじめビニールハウスの中に作られた苗床に植えていく。定植の初期は、雌花の分化の始まる時期であり、細かな心遣いが必要である。
- ④ ビニールハウスの解体等—ビニールハウスの解体後のビニールシートやマルチに使用したビニールシート、灌水チューブ⁵²を来年度も使用できる物とできない物に分類する。前者は、畳んで小さくして倉庫に収納する。また、後者は、産廃業者を通じて廃棄するための準備をする。

(2) 農繁期—収穫時期

5月下旬～8月中旬の期間である。早朝は、メロンの収穫とそのメロンの作業場までの運搬、そして集荷のトラックが来る10時までに、収穫したメロンを作業場で選別し、箱詰めする作業が行われ、その後は摘芯と摘果の作業となる。

農繁期の主な作業内容の詳細は、以下の通りである。

- ① 収穫したメロンの運搬—収穫は、農家の主人と息子さんが行うため、実習生は収穫したメロンを一輪車に積んだコンテナ⁵³に入れて軽トラックまで運び、そのコンテナを軽トラックに積む。そして、軽トラックで運ばれたメロンを作業場に降ろし、コンテナに入ったメロンを一つ一つ丁寧に濡れたタオルで拭き、作業場の床に並べていく。
- ② メロンの選別—農家の主人と息子さんが成熟の度合い(糖度等)と形・ネット(網の目)のかかり具合によって、特秀・秀・優・良・個撰の5つに分類する。実習生は一つずつ重さを計って基準—2.0kg・1.6kg・1.3kg—に合わせて3種類に分類する。
- ③ 箱詰め—②で分類したメロンを、共撰(農協の検査場に出荷されるメロン)用の箱(白箱)、あるいは個撰(共撰より形状等が悪く、検査はせず農家の責任で出荷するメロン)の箱(茶箱)に詰める。一箱に4個から6個詰めるのが基本であるが、時には7個入りや「デカメロン」—1玉2.6kg以上—と呼ばれる3個入りのメロンが出荷されることもある。その後、箱の横にスタンプで出荷日、生産者番号、玉数を押し、それらの内容を出荷票に記入して箱に入れる。
- ④ 摘芯(芯摘み)—一株から2本の蔓しか出さないように新しく伸びた蔓と花芽を摘み取る作業である。
- ⑤ 摘果—1本の蔓に2つだけ実を残す作業で、残した2つの実に栄養を集中させ、メロンを成長させる。この摘果されたメロン—選り(すぐり)と呼ばれる—は、塩漬けにされ、かつては冬場の保存食だった。現在は、塩漬けの他に味噌漬けや浅漬け、そして油炒めの材料として人気があり、選りの購入のために店を訪れる客も多い。また、数年前にはメロン農家の奥さんたちが選りのピクルスを作り、「道の駅」で

販売したり、「ふるさと納税」の返礼品として使われたこともある。

5.3. 考察

5.3.1. 女性の実習生の採用

A市では、人口減少や少子・高齢化の進行による生産人口の減少に加え、日本人の女性アルバイトの高齢化も重なり、メロンの生産に必要な労働力の確保・調達が難しくなっていた。

実習生の採用に関しては、メロン生産者の意向を受け⁵⁴、JA B町の受け入れを参考に、「協議会」を設置してA市としての受け入れについて協議し、2009年から受け入れを開始した。その基準は、開始当初から健康な女性という一点で、年齢制限はない。そして女性の採用に関しては、特に、接木作業が、定植後の活着性や実の形にまで影響する作業であり、丁寧かつ繊細さが求められるという理由からである。また、炭鉱が栄えた時代に炭鉱夫の奥さんたちをアルバイトとして雇用していたという経緯も関連しているものと考えられる。

5.3.2. メロンの運搬

メロンを積んで重くなった一輪車のバランスを取る、メロンの入ったコンテナを軽トラックに積み下ろしする作業は、女性にとってかなりの重労働である。かつて実習生の一人は、線の細い華奢な体つきであったため、来日当初農家夫妻はメロンを運搬するような作業ができるかどうかを心配していた。最初は一輪車の操作に苦戦したようだったが、徐々にその作業にも慣れ、最後には例年の実習生と変わらぬ働きぶりだった。しかし、別の実習生は、一人では一輪車を使って運搬できないため、収穫したメロンをコンテナに入れ、それを実習生2人で運び、軽トラックに積み下ろししていたこともある。

5.3.3. ビニールハウス内の作業

筆者は過去に、ビニールハウス内で作業をしている実習生の参与観察を行っていた際に、外が薄曇りだったため油断をして30分程被っていた帽子を外していたところ、帰途の車中で頭が痛くなり、軽い熱中症ではないかと思われる症状に襲われたことがあった。こうした事態を回避するためには、日除けのための装備（帽子と風通しのよい作業着の着用）と水分補給が重要になるが、筆者のように作業環境に馴れていない者、そして性別・年齢を問わず、夏の暑いビニールハウス内での作業は困難を極める。しかし、農家や実習生、そして日本人の女性アルバイトは休憩時間以外にはほとんど水分補給をすることなく、作業を進める様子を見て、筆者の弱さに辟易とした思い出がある。

この作業は収穫前、そして収穫時期を迎えても続く単調かつ人手の掛かる作業で、農家はこの作業のために実習生を雇用していると言っても過言ではない。また、この作業は中腰や膝をついた態勢で行い、この姿勢のままで移動しながら行うため、腰や膝への負担が大きい。

いずれにしても女性の実習生にとっては、重労働かつ過酷な作業環境もあるが、農業従事

者が減少し、日本人の女性アルバイトも高齢化し、減少していく中で、A市のメロン生産にとって実習生は、貴重な労働力となっている。

第4章 実習生のコミュニティの形成状況

第1節 コミュニティとは

1.1. コミュニティの特徴―「地域性」と「共同性」

米田(2003)は、「旧来の「コミュニティ」の概念は、曲がりなりにも一定の地域を前提としていた。先に述べたヒラリーの検討でも、コミュニティの一般的な定義として共通項を見いだすとしたら、第一に、「社会的相互作用」、第二に「地域性」、第三に「共通の紐帯」の三つがほぼ一致点」(米田[2003: 74])であり、「さらに、一般性を追求すれば、「地域性」と「共同性」が共通項として浮かび上がる」(同上)と述べている。

この「地域性」と「共同性」の2つに関して角(2008)は、「「地域性」と「共同性」という二つの要件を中心に構成されている社会。つまり、社会学におけるコミュニティとは、「地域性」と「共同性」の二つが重要であると考えられている。単に同じ地域に人が集うだけではコミュニティとは呼ばず、そこに共同性というもう一つの契機を要求するわけである。また、共同性については二つの大きな要素があると指摘されている。それは、共同することによって得ることのできるさまざまな利得に起因する、道具的あるいは実利的な共同性、そして、自らのアイデンティティの確認や精神的な安定をもたらすところの、表出的あるいは心情的な共同性である」(角[2008: 3])とした上で、コミュニティを形作るものとして、定住意志、快適な居住空間、主体性(同[2008: 8])の3つをあげている。

1.2. 新しい時代の人間関係の2項対立モデル

「都市社会学のなかでコミュニティを分析する概念は、伝統的な地域社会から新しい近代的で都市的な社会への変化のなかで生み出されたものが多いため、集団の特徴を2つにタイプ分けすることで理解しようとするものが多い」(坂倉[2020: 17])、つまり、血縁・地縁にもとづく伝統的な人間関係の対概念として、共通の利害や関心にもとづいて結びつく、新しい時代の人間関係のモデルを提示された。その代表が、[表 30] に示したように、クーリーの「第一次集団」・「第二次集団」、テンニースの「ゲマインシャフト」・「ゲゼルシャフト」、マッキーバーの「コミュニティ」・「アソシエーション」、そしてパークの「コミュニティ」・「ソサイエティ」である。

そして、これらには「都市化・産業化の中で旧来の血縁・地縁に代わる新しい人間関係が優位化しているという同時代の観察から発見された概念」(山田[2012: 167])という共通点がある。

そこで、マッキーバーが「コミュニティという言葉をはじめて社会学の用語として定義付けて使用したとされる社会学者である」こと、また、本稿の「まとめ」における「コミュニ

ティ」という用語の使用に関する議論の際の基準としてマッキーバーの「コミュニティ」と「アソシエーション」の概念が適切ではないかと考えたことから、次節では、米田(2003)と山崎(2006)を参考にして、マッキーバーのコミュニティの概念とその機能を中心にまとめる。

〔表 30〕 コミュニティを分析する代表的な概念

	伝統的な共同体	都市社会における共同体
クーリー C.H.Cooley (1929)	第一次集団 親密で協力的な結びつき	第二次集団 理解に基づく集団
テンニエス F.Tonnies (1887)	ゲマインシャフト 地縁・血縁による自然的集団	ゲゼルシャフト 選択的目的的集団、法社会
マッキーヴァー R.M.Maclver (1917)	コミュニティ 共同生活の基盤	アソシエーション 教会やクラブなど共通の関心
パーク R.E.Park (1925)	コミュニティ 生物的競争の集合	ソサイエティ 社会的抗争の集合

出典：坂倉(2020)、17 ページ。

1.3. コミュニティの重なりと幅

米田(2003)を参考にすれば、マッキーバーのコミュニティは、第一に「社会は個別的な科学との対象となりうる領域に分けることができ」(米田[2003: 75])ず、「社会を「コミュニティ」の概念とほぼ同義に扱う」(同上)。そして第二に、「村とか町、あるいは地方や国とかもっとも広い範囲の共同生活のいずれの領域をさす」(同上)とした上で、コミュニティは程度の問題であり、「あるコミュニティがより広いコミュニティの一部となったり、すべてのコミュニティが「程度」の問題であつたりする」(同上)とし、従来のコミュニティが一定の範囲を想定しているのに対して、マッキーバーのコミュニティはいくつも重なり、人間の相互関係によって幅を持つとしている。共同生活とは、「一定の範囲に住んで、生活の様々な側面にわたって、自由にお互いに接することであり、それが社会的特徴を示す」(米田[2003: 76])とし、社会的特徴として、「社会的類似性、共同の社会観念、共同の慣習、共同の伝統、共属意識をあげている」(同上)。そして、後年のマッキーバーはコミュニティの構成要件として、「地域と並んで「共同社会感情」をあげ、その構成要素として「われわれ意識」、「役割意識」、「依存意識」を指摘し、コミュニティの源泉は「共同関心」にあるとし、「類似者の類似関心は、一部分、類似者の共同関心である」(同上)と述べている。

また、マッキーバーのコミュニティは、重なりと幅を持つものとしたが、「あまりに壮大

かつ抽象的で、現実を理解する上で不十分であった」(同上)こと、そして、コミュニティとは、「我々意識」であるという意識論の領域に入っていった」(米田[2003: 77])ことにより、あいまいさを残し、「一定の社会構造との間の、具体的、分析的視角にかけている」(同上)と園田は指摘している。また、時代の転換もあり、「牧歌的な村や町という小単位のコミュニティを前提としている部分があった」(同上)ため、「村落型コミュニティの崩壊とともに、マッキーバーのコミュニティ論もほとんど省みられることはなかった」(同上)。

1.4. アソシエーションの位置づけ

山崎(2006)を参考にすれば、マッキーバーは、コミュニティの概念をアソシエーションとの対比で規定しているとした上で、「人間が生活するところには常に、ある種のまたある程度の独自の共通の諸特徴が発達する。これらは、有効な共同生活の標識であり、また結果である」(山崎[2006: 39])としている。そして、アソシエーションを「アソシエーションは、明確に設立された社会生活の組織体」、「コミュニティは、社会生活の、つまり社会的存在の共同生活の焦点」、「アソシエーションは部分的であり、コミュニティは統合的である」(山崎[2006: 40])とし、コミュニティとアソシエーションの関係をコミュニティは共同の関心によって創出されるアソシエーションを生み出す母体、アソシエーションはコミュニティ内の一組織、一器官であるとし、「一つのアソシエーションの成員は、多くの他の違ったアソシエーションの成員になることが出来る。コミュニティ内には幾多のアソシエーションが存在し得るばかりでなく、敵対的なアソシエーションでさえ存在出来る」(同上)とし、コミュニティとアソシエーションが、ある領域をもって成り立ち、自由に相互に関係し合っていく「人間存在の共同生活」を前提とする地域社会であり、集団をコミュニティとし、ある程度の社会的凝集性をもつ共同生活の一定の範域であるとしている。

そこで、上記の米田(2003)と山崎(2006)の考察をまとめると、「コミュニティにとって不可欠な要素は、「地域性」と「共同性」の2つで、この両者が相互に関連性をもちながら、包括的実体としてのコミュニティが構成されると述べた。また、共同の関心のために組織された集団としてのアソシエーションと対比させるかたちで、「一定の地域の上でおこなわれている共同生活」としてコミュニティを把握した」(後藤[2002: 35])。つまり、現実の社会においては地域的なコミュニティはすでに地域性と共同性とのかかわりは分化したものとなり、むしろ特定の目的を追求するアソシエーションの展開にともなって空洞化の方向をたどりつつあった。そして、社会学におけるコミュニティの概念は、地域的な具体性を曖昧にしなが、一方、抽象的・理念的な共同社会を意味するものとして発展することになったということになる。

1.5. ネットワークとしてのコミュニティ論

米田(2003)を参考にすれば、「このような議論とは異なる新しい方向性を提起したのが、「ネットワーク」としてのコミュニティという議論である。その代表的な著作の一つが『21世紀日本のネオ・コミュニティ』(米田[2003:83])であり、その論者の共通点が「これまでのコミュニティの議論が地域性に結びついたものであったのに対し、ネオ・コミュニティは将来を見据えたものであり、地域社会の人々の結びつき(絆)が崩壊してきたという前提から出発している。そして、20世紀の終盤に生じてきた経済的・社会的・政治的变化の方向が一層強化され、加速されると考えている。それは、よく言われる国際化であり、情報化であり、高齢化である」(米田[2003:84])。

(1) 『21世紀日本のネオ・コミュニティ』

そこで、米田(2003)を参考にして、改めて米田が注目した『21世紀日本のネオ・コミュニティ』の論者たちのネットワークとしてのコミュニティの考え方を取り上げ、それに対する米田の指摘等を付して整理すると、以下のようになる。

まず、森岡は「社会分化における異質性の増大、分節型社会から脱分節型社会、都市的生活様式の深化という3つの変数が独立変数に位置づけられている(中略)けれども筆者の説明したいことが、近未来における人びとの関係のあり方にあること、その分析的概念としてライフスタイルと友人ネットワークを措定していることは明白である」(森岡[1993:10])と述べたことに関して米田は、「従来の人間関係の結びつき方に代わって、友人関係が重要な意味を持つようになると述べる。それにより、コミュニティも、これまで前提とされてきた一定の範囲を基盤にするものから、よりゆるやかなネットワークとして捉えるような、地域性を前提としない結びつきまで視点を広げて問題にする必要性が指摘されている」(米田[2003:84])とした。

次に、蓮見がコミュニティのイメージについて「従来の地域コミュニティというイメージではなくて、むしろ、ネットワークと呼んだり、あるいはインタラクト・コミュニティと呼んだりするような、そういうコミュニティになっていくのではないか」(蓮見他[1993:250])と述べたことに関して米田は、「ネットワークとしてのコミュニティという考え方を提起している」と指摘している(米田[2003:84])。

最後に、佐藤が同書にある吉見の「回線のなかのコミュニティ—情報化社会と電話コミュニケーションの変容—」から、「地区区画的で実体的な地域から、むしろ施設のネットワークとしての空間を経て、機能のひとつのネットワークとしての空間が取り上げられるようになって、地域から空間へという形で概念の焦点が移動したと思う」(蓮見他[1993:276])と述べたことに関して米田は、「ネットワーク・コミュニティがよりリアリティを持ちだしたとみている」(米田[2003:84])。

(2) 『バーチャル・コミュニティ』と『ネットワーキング・コミュニティ』

また、米田は、電子ネットワーキング・コミュニティの代表的な著作としてハワード・

ラインゴールドの『バーチャル・コミュニティ』と池田謙一の『ネットワーキング・コミュニティ』をあげているが、この2つの著作に関しても、(1)と同様の方法で整理すると、以下のようになる。

まず、『バーチャル・コミュニティ』に関して米田は、「この本では、コミュニティの定義は明確になされていない」(米田[2003 : 85])とした上で、「社会的ネットワーク資本、知識資本、「共有感覚(コミュニオン)」(ハワード・ラインゴールド[1997 : 33])の3つが社会的な結びつきを可能にするものとしてとらえ、「何らかの共有された知識を有し、ネットワーク化された集団が何らかの共有感覚を持つことになる」とき、それをコミュニティととらえている」(米田[2003 : 85])としている。

また、『ネットワーキング・コミュニティ』の中で池田は、「電子メディアの特性をふまえたうえで、人々はキースラーらが伝わりにくいと考えたさまざまながかりをむしろ積極的にメッセージに盛り込み、また探し出していくという側面すらある。このことを通じて、コミュニケーション上のリアリティ基盤がしだいに形成・共有化されていくと考えられる。こうしてリアリティの共有化された集団をここではコミュニティと呼ぶ。コミュニティはもともと「構成員相互の交流」「共通の目標・関心事等の絆の存在」、そして「一定の地理的範囲を伴うこと」をその要件としてきた。しかし、電子ネットワーキングの発達とともに第3の要件は必須と考えられず、むしろ最初の2つの要件によって生じる「共同性」が重視されてきている」(池田他[1997 : 9])と述べているが、これを踏まえて、米田はバーチャル・コミュニティから「第一に、空間的、時間的なバリアを越えた人間のつながりが広がる可能性が確実に拡大した」・「第二に、これまで限られた地域の中では見つけることができなかつた共通の趣味などを持った者同士の結びつきをより容易にした」(米田[2003 : 85])、そして、第三に「このようなコミュニティの存在が、中間集団の脆弱性を補完するものとして期待されている(中略)これまでの地縁などの縁のあり方に、新たに「情報縁」というものが加わることによって、社会がより豊かなものになる」(同上)という可能性を見いだしている。

1.6. コミュニティ論の今日的課題

米田(2003)を参考にすれば、これまでのコミュニティに関する議論は、大きく(1)マッキーバーのコミュニティ論、(2)「地域性」を重視したコミュニティ論、(3)「共同性」を重視したコミュニティ論に分類出来るが、「これまで自明のものとしてとらえられてきた「地域性」・「共同性」という従来からのコミュニティ理解の基本的な二つの軸が今日、分裂したものとして理解される傾向が強まっていることがわかる」(米田[2003 : 87])。その理由の一つが、都市化の進行であり、〈地域生活の位相〉における極端な〈私化〉の進行であった。それは、都市における人間関係の希薄化・孤立化を進めているのではなく、「地縁というものに代わって友人関係などが重視され、いわばネットワーク型の人間関係に重きを置くよう

に」(同上)なり、これを推進したのが「情報縁」であり、この背景には情報ネットワーク社会の進行がある。

そして、地域性に重点を置いたコミュニティと共同性に重点を置いたコミュニティについては、前者は「マッキーバーが強調していた「相互作用」あるいはコミュニケーションという問題を重要視」(同上)されず、「共同性」においてコミュニケーションの成立が暗黙の了解と位置づけられすぎていた」(米田[2003 : 88])という問題があり、また、後者は情報メディアを利用したコミュニケーションを基盤にし、対等な関係の成立するコミュニティを想定し、21世紀のコミュニティの可能性とグローバルな広がりを持つ可能性のあるコミュニティであるが、「「コミュニティ」に参加できるものとそうでないものが存在する」(同上)という問題を抱え、「これは「コミュニティ」ではもはやなく、正確には「アソシエーション」といわなければならない」(同上)としている。

また、「「地域コミュニティ」は崩壊しつつあるという認識でいいのか」(米田[2003 : 89])という問題を抱えながらも、電子的コミュニティの形成は、「地域のコミュニケーションを可能にするものとしても捉えられ、地域における「共同性」の再形成に影響を与えるものとして位置づけ」(同上)、それは「共有感覚を実現するものであり、マッキーバーの言い方言えば、「我々感覚」(we-feeling)」(同上)であり、そのために「重要な役割を果たすのは情報ネットワークのあり方」(同上)であり、情報ネットワークの問題は情報ネットワークを受け入れる我々の側にあるとしている。

1.7. 日本におけるコミュニティの考え方

「日本におけるコミュニティの概念の登場は、高度成長期における社会変容が契機となっている。つまり、都市化・工業化によって、伝統的な地域共同体の基盤が揺らぎ、共同生活の実体が失われるとともに、改めて生活基盤としての地域社会の意味づけと再編成が求められたのである(中略)したがって、日本におけるコミュニティ概念は先に見たアメリカにおける推移、変遷とは基本的に異なっており、最初から理想的・希望的観念が付着していた。その嚆矢となったのは、1969年の国民生活審議会の報告書である。その副題「生活の場における人間性の回復」が端的にコミュニティ概念登場の社会的背景を物語っている(中略)このコミュニティ概念のもとに、各省はそれぞれコミュニティ政策を推進すること」(板橋区・大東文化大学地域デザインフォーラム分科会中間報告書[2000 : 5])になり、「日本のコミュニティ論は行政主導で始まり、コミュニティ論よりはコミュニティ政策の性格が強かった」のである(同上)。

山田(2012)は、「日本の行政レベルで地域社会の崩壊が初めて本格的に問題化された事例として、1969年の国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告書『コミュニティ—生活の場における人間性の回復—』をあげることができる(中略)同報告書は、その後の日本のコミュニティ政策の指針となり、今日にいたるまでその影響力は大きい」(山田[2012 : 150])

としている。しかし、その一方で、「地縁にもとづいた共同体が「崩壊の過程を辿ることになった」ことの具体的な要因」(山田[2012: 151])の一つに、「地域共同体に対する行政機能の拡大」(同上)をあげており、具体的には「これまで地域共同体が行なっていた防火、防犯、生活扶助、環境整備などの仕事が次第に行政の責任において行われるようになり、住民もこれらの機能を行政機関に期待するようになってきた」(同上)とし、これを含む要因から生じた共同体の崩壊について、「報告書では「解放」と「喪失」の2つの視点から評価」した上で、小委員会のメンバーが、「「都市化」「産業化」「情報化」の急激な変化のなかで、人間性を失うような社会状況が出現しつつあるという危機意識があった」(山田[2012: 152])ことを踏まえてコミュニティが不可欠であるとの提言なされ、「その定義として、「生活の場において、市民としての責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」「住民の自主性と責任性にもとづいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」という表現が使われている。小委員会のメンバーらが「コミュニティ」に期待したのは、地域の人びとの相互の信頼にもとづいた交流や助け合いをとおして、生活の場を改善し充実させていく主体もしくは場としての役割であった。また、そのつながりのあり方も、伝統的な共同体の負の側面を克服した、地域性を保ちながらも、開放的で、「拘束からの自由」と「参加する自由」を保障するものとして構想された」(山田[2012: 153])ということである。

1.8. 暫定的な定義

本稿では、講習・宿舎・農家での実習生や日本人の集まりや集団を3つの擬似的コミュニティとして考察を進めるため、暫定的にはあるが、コミュニティを「「地域性」と「共同性」という二つの要件を中心に構成されている社会」(角[2008: 3])と定義し、「人間が、それに対して何らかの帰属意識をもち、かつその構成メンバーの間に一定の連帯ないし相互扶助(支え合い)の意識が働いているような集団」(小林[2020: 11])、「人が依存することができ、たやすく利用が可能で、お互いに支援的な、関係のネットワーク」(植村勝彦[2012: 7])という定義も考慮しながら、3つの擬似的コミュニティ＝講習・宿舎・農家のコミュニティに関する考察を進め、第6章のまとめで、これらをコミュニティと呼ぶことが適切だったのか検討し、実習生の日本での生活実態をまとめたい。

第2節 華僑たちのコミュニティ形成とその特徴

現在日本には、多くの外国人が様々な理由で入国し、生活している。その中には実習生の母国の中国から来日し、日本で生活している人々—華僑・残留孤児・留学生など—も多くいる。

そこで本節では、実習生のコミュニティの形成状況を探る手掛かりとして、実習生の母国・中国の先輩にあたる華僑・華人たちがどのように日本でコミュニティを形成していったかについて記述する。

2.1. 華僑とは

駒井（2003）によれば、「海外にいる中国人は華僑と呼ばれている。華僑の「僑」は「仮住まい」という意味を持ち、よって、華僑とは中国国外に一時的に滞在する中国人を表している。学術的には、海外に移住し依然として中国の国籍を有する人を「華僑」、そして、居住国の国籍を取得した者を「華人」と呼んで区別している」（駒井[2003：233]）。また可児は、「居住区に根をおろし、現地国籍を取得し、その国の国民として、その地における歴史の想像に参画していくという意味で「華人」というのである。（中略）これにたいし、「華僑」とは中国の国籍を保持して海外に滞在するものを指すのが現在の状況なのである」（可児他[1996：p23]）が、本稿では、永住権を持たなくても定住と考えてよい人たちもいるため、「華僑」と「華人」を区別せず、便宜上、華僑と呼ぶことにする。しかし華僑には、彼らが来日した時代の違いによって「老華僑」と「新華僑」に区別されることもある。この区別は、「一九八〇年代に入り、日本の華僑社会は大きく変容する。それはいわゆる「新華僑」の流入である。中国の改革開放後、それまで世界に門戸を閉ざしていた中国からあらたに流出したグループは、いわゆるニューカマーとして「新華僑」と呼ばれ、先に見た七〇年代以前から日本に暮らす「老華僑」とは区別される」（駒井[2003：234]）を参考に、70年代以前から日本に暮らす華僑を「老華僑」、それ以後来日した華僑を「新華僑」と呼ぶことにする。また、本稿で「華僑」と記述した場合には、概ね「老華僑」・「新華僑」の双方に共通する内容として扱い、必要に応じて区別して記述する。

2.2. 建造物の建設とコミュニティの形成

2.2.1. 建造物の建設

人は、故郷を離れて一定期間別の国で生活するようになれば、同郷人との接触を求めて同郷人が集まる場所や建物を訪ねたり、あるいは自分たちで必要な施設を作ったりする。そして次第にその施設に人が集まるようになり、今度はそこを拠点として様々な活動をするようになる。華僑ではその象徴が会館だろう。このように華僑が海外で会館を設立するのは、

国内での移住と会館の設立という動きの延長線上の現象(可児他[1996:139])のようだが、これまでも会館の他に、海外では香港菴埠同郷会が故郷への公共投資事業、華僑医院、小・中学校を建設したり(同[1996:208])、国内では、長崎県大浦町に「孔子廟」が建立され、その12年後には学校が作られたり(譚他[2008:26])、長崎華僑は4つの寺を作っている(同上)。建設された学校は当然、教育の場としての機能を果たすが、寺(菩提寺と墓所)は、故国に繋がる心の拠り所となっており、これらは災害時の居住場所(同上)という機能も果たしている。

2.2.2. コミュニティの形成

「異郷にある潮州人によって結成される同郷関係を軸とした社会関係ネットワークは、決して潮州人にのみ特有なものではない」(可児他[1996:217])というように、中国国内で同郷人によるネットワークやコミュニティが形成されるのは、ごく自然のことであり、「国内よりも海外の異郷にあるほうが、同郷結合に基礎を置く血縁関係・同職同業関係、さらに同学(同窓)関係が相互補完的に結びついた社会関係ネットワークがその重要性を高めるのは不思議ではない。移住地の新しい生活環境の中で経済活動を展開する華僑にとって、安定した社会関係に支えられて、相互扶助が実現し、あるいは情報交換が行えることは心強いにちがいない」(同上)つまり、「従来のエスニック・ネットワークは移住の初期段階において、彼らの生活上の必要から紡ぎ出されていく。特に、同一言語(方言)や受け入れ社会との交渉を必要とする言語面での障壁が彼らを集団化する契機となっている」(田嶋[2010:282])ようだ。

2.3. コミュニティでの活動

こうして会館のような建造物が作られた結果、そこは華僑たちが集まる場所となり、情報交換の他にも様々な活動が行われるようになる。譚他(2008)は、「横浜華僑総会は、料理講習会・太極拳教室・中国映画鑑賞会・パソコン教室等を頻繁に開催し、総会所有の講堂を華僑に開放し、各種講演会や冠婚葬祭に利用されている。また、毎年十月十日の「双十節」(中華民国の建国記念日)に繰り広げられる大規模な記念活動やパレードは、多くの日本人観光客を呼び寄せる、横浜中華街の一風景となって」(譚[2008:244])いたり、「東京華僑総会では、会員たちの交流と健康を促進するために、カラオケ、釣り、卓球、ハイキング、IT知識の学習などのサークル活動を進めている。(中略)東京華僑総会は「老華僑」の憩いの場、という印象を強く受けた」(同[2008:246])と述べている。また、田嶋(2010)によれば、「L氏によれば、会員に登録している人は1000人程度(2001年現在)。旧正月、忘年会、国慶節、ゴールデンウーク前の花見大会など年に数回の大きなイベントを行って」(田嶋[2010:286])おり、これらの建造物が華僑にとって情報交換や情報収集のためだけでなく、サークル活動のような文化的な活動や冠婚葬祭等を通して交流を深めているものと

考えられる。

しかし、譚他（2008）によれば、「私は長崎のランタンフェスティバルや各種行事に積極的な参加しています。長崎市の繁栄に貢献することが、私たち華僑の義務だと思っております。新たに日本にやってきた若い中国人たちは、今のところ行事には参加していませんが、落ち着いた生活を送れるようになったら、きっと長崎に愛着が湧き、各種行事にも参加してくれるでしょう。それまで待っていますよ」（譚[2008：53]）というように、居住地域に対する関わり方は、老華僑と新華僑とは異なってきているようである。

2.4. 老華僑と新華僑との相違

駒井(2003)によれば、老華僑と新華僑との違いを、以下のように 4 つに分けて述べている。

- ① 老華僑は横浜、阪神など旧開港場に集中し、伝統的なエスニック産業に従事しながらコミュニティを形成しているのに対し、新華僑の特徴として、居住地、従事している分野、そして生活レベルなど、どれをとっても極めて多様であることが挙げられる。新華僑は全国各地に分散しており、日本のサラリーマン社会に参入している者もいれば、地方の工場などで労働に従事している者もいる（駒井[2003：235]）。
- ② 高学歴で専門知識や技術を持つ者が新華僑には多い。（中略）最近の統計では、研究、教育、医療、技術、技能、法律・会計、芸術、人文知識・国際業務、投資・経営などの在留資格で滞在する中国人はおよそ三万五〇〇〇人で、ワーキングビザ取得者の中心を構成している（同上）。
- ③ 第三の特徴として、新華僑は日本に定住する傾向が強い。上にも見たように、もともと留学生などとして来日し、大学や大学院を卒業後、企業や大学、研究機関などに就職し、日本に生活基盤を築いている者が多い。（中略）近年では、日本国籍に帰化する在日中国人が増えており、その数は年平均で五〇〇〇人に上ると見られ、在日中国人の定住化、そして日本の多民族化が進んでいるのがわかる（同[2003：236]）。
- ④ 第四の特徴として、新華僑は中国文化や中国に関連した分野で活躍しており、またそうした分野が日本社会に定着してきていることが挙げられる。中国医学、気功、芸能など中国の伝統文化が新華僑の流入とともに日本社会に広まっている。老華僑に関しては、中華街を代表に食文化の面で日本社会への浸透は果たしたものの、それ以外の分野での影響力はあまり見られなかった。しかも、老華僑に関しては、日本の文化や生活習慣に同化しているのに対し、新華僑は中国文化を基礎として生活している者が多い。日本における中国事情への関心の高まりに乗じて、新華僑が従事している事業は、衣食に限らず、医療、芸能、新聞、テレビなど多分野に及び、かつ日本文化の一部と化している」（同上）。

これら 4 つの特徴を参考にすれば、老華僑が「伝統的なエスニック産業に従事しながらコミュニティを形成しているのに対し、新華僑の特徴として、居住地、従事している分野、そして生活レベルなど、どれをとっても極めて多様であることが挙げられる」ことや、「老華僑に関しては、日本の文化や生活習慣に同化しているのに対し、新華僑は中国文化を基礎として生活している者が多い。日本における中国事情への関心の高まりに乗じて、新華僑が従事している事業は、衣食に限らず、医療、芸能、新聞、テレビなど多分野に及び、かつ日本文化の一部と化している」（同[2003 : 236]）ことが、老華僑と新華僑の大きな違いだと考えられる。

2.5. 考察

老華僑たちは、生活に必要な会館や学校という建造物を作ってきた。その結果、それらの建造物に人が集まるようになり、次第にコミュニティも形成されていった。また、これらの建造物は、情報収集や情報交換のためだけではなく、文化的な活動や冠婚葬祭を通じて交流を深めるなどしてきた。つまり、これらの建造物が、同郷人たちの集まる場所、情報収集・情報交換の場所、互助的な場所として機能してきた。そのため、老華僑たちは特定の地域に集中して居住し、コミュニティを形成してきたのに対して、新華僑にそのような様子は見られないが、「日本で暮らす外国人の滞在長期化や定住化傾向が研究者や外国人支援団体、行政機関などから指摘されている」（依光[2005 : 30]）のである。

では、新華僑の特徴として定住傾向が見られるが、これまで老華僑が形成してきたようなコミュニティや会館のような建造物は必要ないのだろうか。

その大きな要因として、「とくに新華僑は、老華僑とくらべてインターネットの利用が顕著であり、この媒体による交流は、直接の対面交流より多くなりつつあるとも指摘されている。各地に分散している新華僑の情報交換やネットワーク化に、空間に拘束されないインターネットの特性が果たす役割は大きいと考えられる」（駒田[2003 : 307]移民）ことや、「現在、外国籍住民の利便性や暮らしやすさを担保するものは、インターネットなど、いわゆるネット上のコミュニティの存在であったり、あるいはトランスナショナル・コミュニティのような、必ずしも地理的な「場所」や「空間」的な集まりを基礎にしないようなコミュニティであったりすることもある」（小泉他[2016 : 46]）ことが挙げられるだろう。今やインターネットはわれわれの生活、そして人の移動には欠かせない情報収集・情報交換等のツールとなっている。

また、本研究の調査対象である実習生にとってもスマートフォンは必携アイテムとなっており、本国の送出国がスマートフォンの所有を奨励している程であり、実習生も新華僑のようにスマートフォンによるインターネット利用が日本での生活に影響を与えているものと考えられる。

そこで、実習生のスマートフォンの所有と使用に関しては、第 5 章で詳細に記述する。

第3節 3つの擬似的コミュニティ

実習生の本国・中国の先輩である華僑は集会所・宗教施設・学校等の建造物を作り、そこは生活に必要な情報交換や情報収集、サークル活動をしたり、また相互扶助の場としての機能を果たしてきたが、実習生にそのような様子は見られない。

しかし、日本で生活する上で、多少なりとも情報収集や情報交換が必要になるものと考えられるが、実習生が華僑のように建造物やコミュニティを作ったという話を聞いたことがない。では、実習生はどのように生活に必要な情報等を収集しているのだろうか。

そこで本節では、3つの擬似的なコミュニティ—農家・講習・宿舎のコミュニティ—が華僑の作った建造物やコミュニティの機能の代替を果たしているのではないかという仮説にもとづき、A市の実習生の生活実態・労働実態を参考にして、検討する。

3.1. 農家というコミュニティ

3.1.1. 実習生の作業(実習)の内容

実習生の作業(実習)内容は、第3章第5節で説明したため、ここでは省略する。

3.1.2. 休憩時間

作業途中の休憩時間は、農家が用意した菓子を食べたり、飲み物を摂りながら話に花が咲く⁵⁵。話の内容は様々であるが、農家が用意した菓子や飲み物が話題のきっかけになることも多く、筆者は、フィールドワークの際に休憩時間や昼食時の話題作りのために手土産を持参して農家を訪問することも多い。

a 農家では、収穫の全盛期（5月中旬から7月下旬頃）には午前中に女性のパートが3～4人勤務していることもあり、10時と15時からの休憩時間にはa 農家と作業に携わっているa 農家の家族、そして実習生（2名）を合わせて8名前後が作業中のビニールハウスの内外で車座になって飲食をしたり、話しをしたりする。その際、実習生は、みんなが座るために収穫したメロンを入れるプラスチック製のケース等を使って円形状に席を作るが、その席に日本人より先に座ることはなく、筆者のような訪問者がいれば、座るように勧めてくれるなど客や年長者への気遣いや用意された菓子や飲み物に自ら手を出すことはない等の遠慮深さも見られる。そこで、日本人が実習生に菓子や飲み物を取るように勧めたり、実習生が話しの輪から外れることがないよう気遣いながら、休憩時間を過ごす。

また、このような休憩時間は、日本では農業だけでなく、漁業・林業の現場や建設・土木の現場でも見られる光景である。しかし、これは機械・工業関連職種には見られない労働文化で、農業と機械・工業との大きな違いである。A市では、この休憩時間が実習生と日本人がコミュニケーションを図るよい機会となり、人間関係の構築や相互理解を図るための貴重な時間となっている。

3.1.3. 昼食時間

a 農家の実習生は、午前中の作業が終わると、車庫の奥にある更衣室で作業着から通勤時に着用してきた服に着替える。そして、農家自宅の裏口にある洗面所で手を洗い、昼食を摂る茶の間に入る。そして、実習生の一人が台所からお湯の入ったポットや水を茶の間のテーブルに用意し、その間に、もう一人の実習生は自分たちの座る場所に座布団と昼寝用の布団を用意する。この時、昼食をともにする常雇いの日本人の女性の分も用意をする。筆者が訪問した際には、筆者にも座布団を用意してくれた。

実習生の昼食は、ランチジャーにご飯とおかず一品、そして汁物を詰めて持参することが多い。筆者がおかずを覗き込むと、「どうぞ」とおかずが入った器を差し出してくれたりもする。

2009年の受入開始から数年間の実習生（受入当初は研修生）はテレビを見ながら食事をしてきたが、近年の実習生はスマートフォンを見たり、操作しながら食事をしていることが多い。また、農家や奥さんから新聞の折り込みに入ってきたスーパーのチラシを渡され、安い物がないかをチェックすることもある。チラシに書かれた文字や内容がわからない時には、常雇いの日本人の女性に聞いて買い物の情報を入手する。

そして、食後の残り時間は、昼寝をして午後からの仕事に備えるため、筆者は実習生との雑談を止め、昼寝の邪魔にならないように別の場所で仕事の再開を待つ。

昼食時間は、休憩時間と同様、実習生・日本人の双方にとって貴重な情報収集・情報交換の場であり、午後の仕事のための英気を養う大切な時間となっている。

3.1.4. 農家との人間関係

(1) 農家と実習生の3つの関係性

1つめは、「親子関係」である。つまり、日本では農家が実習生の親代わりということである。農家は実習生と最も長く接する人であり、実質的な身元引受人である。そして、農家側も真摯に作業に取り組む実習生のために、宿舍の家賃を低額に抑えたり、光熱費を補助したり、Wi-Fiを設置するなどしている。また、時には畑で育てた野菜を差し入れるなどして、実習生の生活全般をサポートしている。

2つめは、「師弟関係」である。実習生にとって農家はメロン栽培の指導者である。実習生はメロン栽培の経験がないため、メロン栽培に関しては一から農家やその家族に学ぶことになる。ただ、実習生の場合、栽培技術を学ぶというよりは一連の作業の一部―摘芯・摘果・運搬・選別等―の人手を必要とする単純作業を担うことになる。

3つめは、「労使関係」である。つまり、〔実習生(労働者)―農家(使用者)〕という関係であり、実習生にとって農家は給料をくれる人であり、実習生の目的達成の鍵を握っている人である。その一方で、農家には人手不足という現状があり、農家にとっても実習生は大切な存在となっている。この状況は実習制度の理念や目的からは乖離している

が、両者の間には「稼ぎたい実習生—労働力不足の農家」という絶妙な関係が成立している。そして、この関係は、ソフトでファティックな「親子関係」に比べて、労働を提供し、それに対する対価—賃金—を支払うというシビアな側面を持った関係である。

(2) 実習生の農家の人たちの呼び方

実習生は、所属農家の主人を「お父さん」、奥さんを「お母さん」というように呼ぶ。この呼称の使用は、来日直後の仲介業者の説明の中で「これからは所属農家を実質的な身元引受人だよ」、あるいは「協議会」会長が対面式の挨拶の中で、農家とその奥さんを「日本のお父さん、お母さんだと思って(何でも相談してください)」と挨拶することに由来しているものと考えられる。

また、実習生は息子さんのことを「お兄さん」と呼ぶが、筆者のことも「お兄さん」と呼び、これにはかなり違和感を覚えるが、とりあえず、若く見える人は「お兄さん」と呼び、日本人の女性アルバイトも若く見える人は「お姉さん」、年配に見える人は「おばあさん」と呼ぶ。

(3) 日本人の実習生へのファティックな振る舞い

a 農家は、作業中に収穫したメロンを実習生に放り投げておどけてみたり、奥さんは畑の雑草取りをしている際に、その筆って集めた草を実習生の体に掛けておどけてみたり、作業中ではあるが、微笑ましい場面も多く見られる。

また、休憩時に筆者が実習生に質問すると、隣にいた奥さんが「お母さん、厳しいもね」と言って割り込んできて笑わせたり、a 農家が食べ過ぎの実習生を見て「お腹出てきた」とジェスチャー交じりで言ったりする。そして、よくない作業の仕方に対しては、怒ったような表情や素振りを見せながら仕事中に指示を出すなど、常に実習生に配慮し、場の雰囲気が悪くならないようにファティックな言動や態度で実習生に接している。

3.1.5. 考察

(1) 農家コミュニティという場所

農家は実習生にとって職場であり、ここでどれ位労働提供出来るかが、来日の目的である稼ぎを左右する。しかし、不慣れな作業に、時には、労働の厳しさ・辛さを味わったり、本国での働き方との違いにギャップ感じることもある。

その一方で、実習生は日本特有の労働文化に接したり、日本人が真摯に仕事に取り組む姿や勤勉さを学ぶ場でもある。特に、作業途中の休憩時間や昼食時間は、井戸端会議的な雑談をする場であると同時に、買い物等の日常生活の情報を入手したり、日本の生活・文化に関する知識を吸収・学習する場となっている。

(2) 実習生と農家の3つの関係性

ここでの実習生と農家の関係は、大きくファティックな親子関係とシビアな師弟関

係・労使関係に分けられるが、どれ一つ欠けても実習全体が上手くいかなくなる。そして、実習制度では職場の移動が認められていないため、実習生は稼ぐためには嫌でも毎日農家と顔を合わせなければならず、そのような環境下での仕事は長続きせず、帰国するか、最悪の場合、失踪にも繋がる。

(3) 良好な人間関係の構築

そのような状況を起こさないためにも、良好な人間関係の構築の大切である。

例年、A市の「協議会」会長は、来日後の対面式の挨拶のなかで、農家とその奥さんを「日本のお父さん・お母さんだと思って何でも相談してください」と話し、日本では農家が親代わりであり、実習生を家族の一員として迎える旨のスピーチをしている。

農家コミュニティでは、このような家族的関係が存在する一方で、実習生と農家には労使関係も存在し、実習生は農家の主人を「日本の父」と捉えて接するのがよいのか、それとも使用者と捉えて接するのがよいのかは複雑である。来日直後のアンケート調査の記述部分には、農家の主人を「厂主」（農場主という意味で使用したものと考えられる）という表現等を用いて記述する実習生も見られるが、これを親しみを込めた「お父さん」・「お母さん」という表現に変えるためには、良好な人間関係の構築が必要である。そうでなければ、実習期間中、お互い気まずい雰囲気の中で仕事に取り組まなければならない。実習生が気持ちよく、仕事に取り組めるかどうか、そして滞在中、快適な生活を送れるかどうかは、農家の対応に掛かっていると言っても過言ではないと筆者は考えている。そのためには農家や奥さんが日本の「お父さん」・「お母さん」として実習生を我が子のように面倒が見られるかどうかのポイントであり、農家の実習生への対応の良し悪しが実習生の滞在中の生活を左右する。つまり、両者の関係がぎくしゃくしている時は、仕事も捗らないし、最終的に実習生が目標通りに稼ぐことができても、充実した実習・生活であったという評価にはつながらないだろう。それだけ、実習生を受け入れる農家の責任は重い。

そして、実習制度下では、依然として受入側の不正行為が見られるが、これも実習生との信頼を損ねる大きな要因であり、良好な関係構築のための第一歩は、受入側が実習生を貴重な労働力、大切なパートナー、そして何より一人の人間として尊重することである。これが実現すれば、古くから日本にある労働市場の構造的な問題—使用者、正規雇用労働者上位の関係等—の発生や受入側の不正行為の防止もつながるものと考えられる。

(4) 女性たちとの関係

上述した3つの関係は、主にa農家(男性)との観点から関係性を考察したが、a農家では実習生たちは多くの女性たちとも過ごす時間が長いため、それらの女性たちとの関係も大切になる。

その中でも奥さんは実習生の作業を含めた生活全般の面倒を見ているため、奥さんとの関係は重要である。奥さんは、休憩時間に実習生を日本人の輪に取り込み、実習生

がその輪から外れないように配慮している様子が見られる。そして、軽食のお菓子や飲み物を勧めたり、コミュニケーションの仲立ちをしながらファティックな雰囲気づくりをしている。

また、A市の実習生はすべて女性であり、実習生にとっても周囲に同性が多くいることは安心して作業に取り組むことができ、また、女性特有の問題について相談したり、ことばが通じなくてもその様子で察してくれる可能性も高く、実習生にとってはよい環境とも言える。

(5) 実習生の所属農家の人たちの呼び方について

実習生は、所属農家の主人と奥さんを「お父さん」・「お母さん」と呼ぶが、この呼称の使用は、来日直後の仲介業者の説明や「協議会」会長の挨拶の影響が強く反映しているものと考えられる。そして、この方が実習生にとっても簡単で覚え易く、使い易い表現であり、農家も自分自身のことを「お父さん」と言って話をする場面もあるため、この呼び方が次第に実習生に定着していく。

その中で、筆者を「お兄さん」、日本人の女性アルバイトの年配の方を「おばあさん」と呼んだり、若干、違和感を覚える呼称の使用もあるが、これに対して周囲の人たちが注意したり、訂正を求めたりすることはなく、日本人は上手に日本語が話せない実習生が親しみを込めてそう呼んでくれていると好意的に捉えているものと考えられ、これらの呼称を用いることが、その場にファティックな雰囲気を創出しているように思われる。

しかし、このような呼称の使用に関して上林は、「技能実習生受け入れ職場では、まだ経営家族主義的ともいえるような雰囲気が残されていた。事業主をお父さん、その妻をお母さん、呼ばせるような職場の雰囲気は、ある意味では近代的な労使関係を覆い隠す偽善的なものであったことに間違いはない」（上林[2015: 38]）としているが、A市の実習生は農家に対して純粋に日本における身元引受人として、あるいは、職場の長として信頼を寄せ、親しみを込めて「お父さん」・「お母さん」と呼んでいるように思われる。そして、すべての実習生ではないが、帰国後も日本の「お父さん」・「お母さん」と慕い、私生活の悩みを相談する者や本国で行われる結婚式に農家を招待する者もいることから、必ずしも上林(2015)の指摘がA市の実習生に当てはまるとは言い難い。

(6) 日本人のファティックな振る舞い

筆者が見ている時には、農家のリップサービスの振る舞いもあるかもしれないが、休憩時間や作業場所、作業内容が変わる時などの機会を見つけて、ファティックなことばやちょっとしたノンバーバルでのパフォーマンスを用いて実習生やその場の雰囲気を和ませている様子が伺える。また、a農家の奥さんは、実習生に対して皮肉を交えながら話してみたり（実習生がどれくらい理解出来ているのかはわからないが）、質問形式の表現を使用して実習生に話し掛けている場面が多くあり、これは奥さんが無意識のうちに実習生が発話しやすい質問形式等の表現を使用して発話を引き出そうとして

いるのではないかと考えられる。

また、a 農家の作業を観察していると、作業中であっても上述したようなファティックなやり取りがあり、休憩と作業(労働)を明確に区別するのが難しい場面もあり、これは、実習生が携わる職種によって変わってくるように思われる。例えば、実習生が機械を操作している場合、使用者は実習生に対して a 農家やその妻が取ったファティックな言動や行動を取ることはないだろう。この違いは作業の危険度が関連しているのではないかと考えられる。つまり、a 農家では実習生に危険が伴う作業はほとんどなく、農家が運転する車両に気を付ける程度で、機械を操作する実習生のように危険と隣り合わせの作業はなく、この違いが作業中にファティックな場面があるかどうかに関係しているものと考えられる。

3.1.6. 問題点

(1) 問題点

しかし、良好な親子関係が構築できたとしても、多くの実習生の来日目的が稼ぐことだと考えると、農家を使用者として意識せざるを得ない側面もある。

上川振興局内の C 町を訪問してインタビュー調査をした際、同行して頂いた監理団体の代表は実習生に対して「思った通り答えていいよ」と通訳を通じて伝えたが、やはり、実習生は監理団体の代表の顔色を伺いながら答える場面があり、実習生と代表との間の上下関係(権力関係)を感じざるを得なかった。この背景には、実習生が職場を代えることができないという実習制度のルールがある。実習生は、農家との関係がうまくいなくても原則その農家から離れて別の農家で働くことは出来ない。そして、農家から「面倒をみない、帰れ」と言われてしまえば帰国せざるを得ず、来日の目的だった稼ぎを持って帰ることもできなくなる。実習生は、そのような状況になると困るので、どうしても農家の動向に気を遣うことになる。

それに加えて、仕事の内容に不満があってもそれを日本語では上手く伝えられないことがある。実習生は来日前と来日直後にも日本語の学習をしているが、日本人と仕事の交渉をするまでの日本語能力がないため、どうしても弱い立場に立たされてしまう。

(2) 課題

農家の実習生と良好な関係を構築するためには、日常のたわいもない会話や交流が重要であり、実習生と一緒に買い物をしたり、実習生に日本を代表する国民食のカレーライスを作って提供したり、時には、外食に出掛けて食事をするなどよい方法だと考えられる。

そして、農繁期の中でも 6 月中旬から 7 月下旬は宿舎と農家の間を往復するだけの単調な生活となり、また、暑いビニールハウス内で疲労が蓄積してくる時期でもある。そこで、忙しい時期ではあるが、敢えて連休を設けるなどして、実習生の健康・体調を

整え、気分転換を図ることも必要だろう。

また、農繁期が過ぎたお盆に実施される各地区の盆踊りや A 市の夏の最大のイベントである花火大会には積極的に参加し、異文化や地域の人たちに触れ合うことも重要であり、実習生の滞在中のよい思い出にもなるだろう。

しかし、アンケート調査の結果によれば、上記のような食の交流や日本食を口にしたことがないという回答もある。

このように、農家の実習生への対応にはバラツキがあるため、「協議会」が主導して日本の文化体験や地域住民との交流を深める機会を設定したり、それらの内容を講習の一環として組み入れることも一つの方法ではないかと考えられる。そして、こうした機会を通じて、実習生に日本や北海道、そして A 市の良さを伝え、実習生を A 市と A メロンのすばらしさを伝える伝道師として育成することが、次の実習生の呼び水となるのではないかと考えられる。

3.2. 講習というコミュニティ

3.2.1. 講習期間と到達目標

監理団体には、「技能実習生が実習実施機関において技能等の修得活動をする前に、一定時間以上の講習を実施することを上陸基準省令「技能実習 1 号ロ」第 8 号⁵⁶で義務付けられて」（法務省入国管理局[2009：7]）いる。

この講習時間は、「講習の必要時間数は、上陸基準省令で定められており、基本的には「技能実習 1 号ロ」の活動に従事する予定時間の 6 分の 1 以上ですが、入国前 6 月以内に、監理団体が実施した講習又は外国の公的機関若しくは教育機関が実施した外部講習を 1 月以上の期間をかけて、160 時間以上受けている場合は 12 分の 1」（同上）となっている。そして、講習内容は「上陸基準省令で「日本語」、「本邦での生活一般に関する知識」、「技能実習生の法的保護に必要な情報」及び「本邦での円滑な技能等の修得に資する知識と定められており、これらすべての科目が含まれていなければなりません」（同[2009：8]）となっており、「実習実施機関において技能実習を効率的かつ安全に行うため」、そして「技能実習の基盤となる日常生活を円滑に送るためにも」（同[2009：9]）日本語教育の必要性と重要性が謳われている。また、到達目標に関しては、「技能実習生が技能実習の遂行や日常生活に不自由しないレベルに達することが望まれ」（同上）ている。

3.2.2. 講習の内容

ここでは、『平成 31 年度 A 市実習生講習日程表』（JAA 市提供）を参考に記述する。講習期間は 15 日間、総時間数は 113 時間で、月曜日から土曜日までの午前 8 時から 12 時と午後 13 時から 17 時まで一日 8 時間行われる。講習の内容は、日本語学習が 56 時間で最も多い。その他に「法的講習」・「農業専門知識」（各 8）、「生活一般等」・「ごみ処理」・「健康

診断」(各 4)、「消火・通報訓練」・「救急講習」・「交通ルール」(各 2)等となっている(()は実施時間数)。そして、上述したように、来日翌日には実際に JA の店舗で買い物を体験する「買い物実習」も実施される。

講師は、受入当初から 2016 年までは専門家の招聘が必要な法的講習⁵⁷を除いては、JA 職員と受入農家、そして仲介業者の職員が分担して講習を担当していた。2017 年は、東京で講習を受講してから A 市に派遣されたが、2018 年からは従来の A 市で実施する形態に戻り、講師は、法的講習を除いては、仲介業者の職員が行い、「生活一般等」・「農業専門知識」・「消火・通報訓練」等の一部は JA 職員や受入農家、A 市職員が担当している。また、日本語の学習には、仲介業者が作成した日本語テキストとその内容に付随した学習ノートが使用されている。

3.2.3. 休み時間の様子

休み時間は、講義と講義の間に 10 分間設定されている。休み時間中、通訳のもとを訪れる実習生があとを絶たないが、決まって座席を共にする仲間や同じ宿舍の仲間 2・3 人で通訳のもとを訪れる。

話の内容は、講義内容でわからなかったことを質問することはもちろん、生活に関する相談や農家に聞いて欲しいことや伝えて欲しいことをお願いする者もいる。

昼食は 12 時から 13 時までの 1 時間で、多くの実習生は、ランチジャーに詰めて持参した弁当を食べる。食事の時間は長くても 20 分程度で済んでしまい、残り時間は来日直後の疲れから寝ている実習生もいるが、周囲の実習生や席を移動しておしゃべりをして過ごす実習生の方が多。実習生の移動先は、同郷の者や同じ研修所で研修を受けた実習生の所が多い。

近年は、スマートフォンの普及により、一人でスマートフォンを操作している者やスマートフォンを操作しながら同僚とおしゃべりをしている者もいる。このように、スマートフォンを使用しているためか、現在よりも受入開始当初(2009 年)の方が実習生数は少ないが、もっと賑やかだったという印象がある。

3.2.4. 実習生と仲介業者の関係

(1) 仲介業者とは

ここでは、農家が実習生を受け入れる場合、実習生はどのようなプロセスを経て来日するのか、典型的なパターンと A 市のパターンを提示し、説明を加える。

本稿で仲介業者と呼んでいるのが、パターン 1 の業者②、パターン 2 の業者①である。

そして、パターン 1 がもっとも基本的な受け入れパターンである。さらに、これに中国側の業者①と日本側の業者②の部分に別の業者がいくつも加わることもあり、仲介

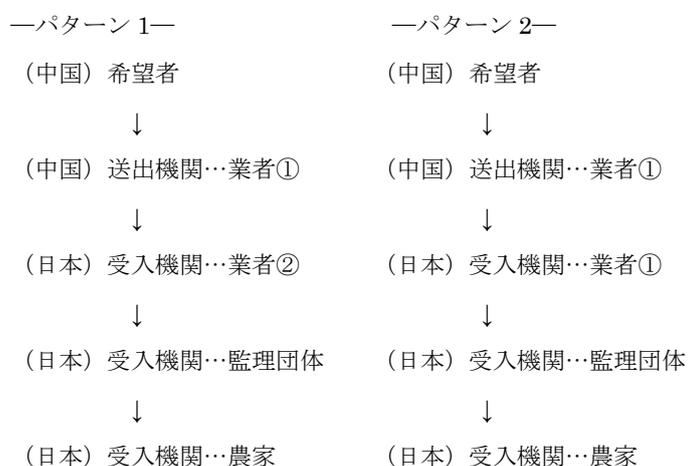
業者が多く介在すればするほど、送り出しから受け入れまでの流れの透明度は低くなり、問題が発生した場合など、その責任の所在がわかりにくくなる。また、実習生が仲介業者へ支払う諸費用が増加したり、監理団体—JA や A 市の場合は「協議会」—や実習実施機関—本稿では、農家—が業者に支払う管理費が高くなり、その分が実習生の賃金に跳ね返ってくる—賃金の減少—可能性もある。

中国側の送出機関は政府公認の業者であり、中国政府にとって実習生の派遣は外貨獲得のための「労働力輸出政策」の一つである(上林[2015: 246])。また、日本側の業者には、規制はないが、実習生を受け入れる監理団体は、「事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体(監理団体)(JITCO[2021: 14])」となっている。

また、パターン 2 が A 市の受入開始当初のパターンである。パターン 1 との違いは、中国側と日本側の送出機関と仲介業者が同じだという点である。つまり、A 市の日本側の業者(以下、A 業者)は中国側でも送出業務をしており、さらに自ら建設した研修所で日本語学習など来日前の研修を行っているため、送り出しから受け入れまでの流れがわかりやすいことと実習生の来日前の情報が一元的に伝わることが利点である。

現在、A 市はパターン 1 となっており、[図 1] では業者①と業者②を区別したが、業者②は業者①の系列会社であり、業者②が A 市の実習生の全般的な業務を担っている。業者②の業務内容は、下記の(3)で説明する。

[図 1]



(2) 選定方法と変更

受入機関の選定方法には、これまでの A 市のようにほぼ随意契約的に長期間に及ぶものの、契約期間を決め、その期間が終了すると自動的に別の業者に変更するもの、毎年入札をして業者を変更するもの、そして、様々な情報を収集し、適宜、変更するものなどがある。A 市は受入開始から A 業者と契約していたが、2016 年に初めて変更した。

(3) 仲介業者の仕事

業者の職員兼通訳(以下、通訳)が講習で最も時間数の多い日本語学習の講師を務めるため、おのずと実習生はこの通訳と接する機会が多くなり、実習生の通訳に対する信頼も篤くなってくる。

通訳の主な仕事は、以下の通りである。

- ① 来日時の空港への出迎え
- ② 所属農家と実習生との面会時の通訳
- ③ 宿舍の説明への立会い
- ④ 実習生と農家との話の通訳
- ⑤ 講習での日本人講師の通訳や日本語指導
- ⑥ 巡回指導(月 1 回程度)
- ⑦ 実習生のトラブル発生時の対応
- ⑧ 修了式での司会進行
- ⑨ 帰国時の空港での見送り

また、実習生の所属農家も②・③・⑥・⑦を通して通訳との関係が密になり、通訳は、実習生・受入農家双方にとって重要かつ不可欠な存在になってくる。

特に、来日直後から実施される講習は、来日して間もない実習生が不安を抱えながら、日本での生活を模索している時期と重なり、実習生は、授業の合間の休み時間(10分)や昼食時間(60分)を利用して頻繁に通訳のもとにやって来る。通訳は、日本のことを熟知している同郷の先輩であり、年齢的にも「お兄さん」・「お姉さん」的存在、あるいは同年代ということで、実習生の通訳への信頼は絶大であり、実習生の心の拠り所となっている。また、通訳は農家とのコミュニケーションの仲立ちをしてくれる人としても大変重要である。

また、近年はほとんどの実習生がスマートフォンを所有しているため、お互いに何かあれば、すぐにスマートフォンで連絡が取れるようになっている。現在、「協議会受入型」の通訳の実習関係の登録者数は 3,000 人(そのうち実習生が 2,000 人)に上り、その中には実習生希望者も入っているとのことだった。相談内容で多いのは、宿舍の実習生と「仲が悪い」などの人間関係の問題や農家に関する情報、そして帰国後の仕事の斡旋も含まれているという。

3.2.5. 考察

(1) 同郷人コミュニティ

実習生にとっては来日前研修から引き続き実施される学習の場である。講義の内容は日本語学習を中心にプログラムが組まれている。上述したように、A市では日本の生活に関する注意点、法的講習、緊急時の対応の他に、「買い物実習」のような体験的な

講義を盛り込んでいる。

実習生の日本での生活は、来日翌日から始まる。異国の地での新生活に不安を抱えていることは容易に想像がつく。宿舎ではともに生活する同僚と協力しながら新生活をスタートするが、休み時間や昼休みを使って他の実習生から他の宿舎の状況について情報収集したり、自分たちでは解決できない問題や悩みを相談したり、反対に知っていることは他の実習生に情報提供する場となっている。

昼休みの食後は、新生活や講習の疲れで寝ている者もいるが、多くの実習生は前後の実習生と話したり、席を離れて話しをしている。また、席を離れて話をするグループのメンバーは、同郷人や同じ研修所で生活したものが多く、講習の場は、宿舎という同郷人コミュニティの拡大版と言ったところである。

そして、実習生は10分の休憩にも頻繁に通訳のもとを訪れるが、その際の話の内容は、通訳によれば、宿舎でのトラブルや「農家がどのような人なのか」を訪ねるものが多いようである。

また、実習生は農家と日本語では上手くコミュニケーションが出来ないため、実習生は農家に聞きたいことや伝えて欲しいことを講習中の休み時間や講習終了後の時間を使って通訳をお願いをすることもある。そして、それとは反対に、農家が実習生に伝えて欲しいことを通訳がこの場を借りて伝えることもある。

このように講習は、宿舎と同様に通訳を含めて同郷人のコミュニティのようになり、講習での指導や実習生の相談への対応は通訳の業務であるが、実際には、実習生と同郷の先輩である通訳が、同郷の後輩の実習生の指導や相談をするという構図となっており、講習が学習の場であるとともに、実習生のサポートセンターのような機能を果たしている。

(2) 仲介業者の選定

契約が随意契約的に長期間に及ぶ場合、受入機関と仲介業者との間に緊張感がなくなり、馴れ合いになった結果、実習生の質の低下が懸念されるため、ある程度両者の信頼関係は維持した上で、質の高い実習生の供給されるような選定方式の確立が必要である。

A業者では、上述したベトナム人を派遣する会社に対抗しようとする動きがあった。その一端として、例年であれば来日直後に一回程度訪れる社長が、2015年は4・5回訪れる予定だとJA2職員から聞いた。また、通訳(女性)は、例年であれば講習期間中は日帰りで札幌から通っていたが、この年は講習期間中A市に滞在して講習の講師と実習生の相談業務にあたっていた。さらに、夏に市内で開催されるビールパーティの際にもこの通訳が実習生とともに商品の調理と販売にあたっていた。

このような業者の対応は、ベトナム人派遣会社の動きに敏感に反応したものと考えられる。しかし、この翌年からA市の「協議会受入型」は仲介業者をA業者から別の仲介業者へ変更した。

また、この年、A 業者は初めて自社の中国研修所を含めて 4 ヶ所の研修所から実習生を集めて A 市に派遣したが、これに関して白崎(2020)は、すでにこの時、中国北部での人材の確保が困難になり、送出機関は募集範囲を広げた結果、実習生の出身地が多様化し、それに伴って研修所も複数化し、さらに若い希望者が集まらず、比較的高齢の実習生が多く来日したため、実習生の平均年齢も上昇したものと指摘している。

(3) 実習生と通訳との関係

講習中、実習生と通訳はファティックな関係— [相談者する者—相談を受ける者]・同郷の [先輩—後輩] —にある一方で、来日前の契約によって、[顧客—業者] というよりは [労働者—管理者] という上下関係も形成されている。少し特殊なケースであるが、筆者が講習を見学している最中に、急遽 A 業者の社長が研修会場に訪れることがあった。それまでは通訳と和やかに進んでいた講習が、社長が研修室に入った途端、一瞬にしてその部屋の雰囲気は一変した。実習生の背筋はピンと伸び、緊張感が漂い、社長の話に聞き入る実習生の様子を目の当たりにしたが、筆者はその様子から社長と実習生との間のただならぬ上下関係（権力関係）を感じた。この背景には、業者にとって実習生は顧客であるが、この顧客である実習生が何か問題を起こしたり、働けなくなったりすれば、農家や監理団体から信頼を失い、次年度の契約に影響を及ぼす可能性があるためである。

但し、農家は業者ができるだけ優秀な実習生を派遣してくれることが望ましく、優秀な実習生を確保するためにも業者選定にはある程度厳しい条件提示をして質の高い実習生を受け入れていくことも必要である。

(4) 講習の問題点と課題

講習では、法的講習や日本の生活に関する講義を除いて講師は仲介業者の中国人職員(通訳を兼務)が務める。特に日本語学習も来日前研修と同様に仲介業者の中国人職員が務めるため、ネイティブの日本語に接する機会がないまま来日し、来日後の講習期間もネイティブの日本語に接する機会がないため、実際に日本人と接した際には、日本人の話すスピードが早い、丁寧な表現—「です」・「ます」—を使わない、省略した表現—「取ってください」が「取って」—が多い等の理由で、日本人の話すことが聞き取れない、理解できないという状況が発生している。

また近年は、実習生のスマートフォンの所有が進み、その使用によって余暇の時間の使い方が大きく変化し、日本語学習の継続や時間の確保に影響を与えているものと考えられる。

講習の課題としては、上述したように、ネイティブの日本語に接する機会がないことである。来日前の研修時・来日後の講習時に日本人の日本語教師の確保が難しいことが指摘されているが、その解決方法としては、日本語学習の際に、農家や JA 職員に協力を仰ぎ、アシスタントとして参加してもらったり、実習生の会話練習の相手となってもらえる等の方法が考えられる。そして、この時に実習生のコミュニケーション向上のため

の会話練習をするだけでなく、日本人が実習生から中国語を習うことを並行して行えば、実習生と日本人双方のコミュニケーション能力の向上と異文化への理解に繋がる可能性があり、異文化交流のよい機会となるものと考えられる。

3.3. 宿舎というコミュニティ

3.3.1. 宿舎の形態と構成

宿舎の形態等に関しては、第3章第4節で説明しているため、ここでは省略する。

3.3.2. 実習生同士の人間関係

ここでは、実際に a 農家で起きたトラブルを参考にして、実習生の人間関係について考察する。

(1) トラブルの内容

筆者が a 農家を訪問する前にトラブルは発生していた。それは、宿舎での出来事のように、a1 が仕事に必要だと思うことを a2 に言っても a2 はそれを聞こうとしなかったようである。a 農家や奥さんは、a1 に a2 より先に来日したのだから「優しく教えてあげなさい」と諭したが、a1 が言っても a2 が聞いてくれなかったので、a1 は a2 には話したくなくなったようである。

このトラブルが発覚したきっかけは、奥さんが a1 に次の仕事の内容を a2 に伝えて欲しいと頼んでいたが、翌日、奥さんが a2 とその仕事を始めると、どうも仕事の内容が伝わっていないことに気づいたためである。

(2) トラブルへの対応

一通訳の対応一

a 農家は奥さんの話を聞き、2人のぎくしゃくした状況を察知し、仲介業者に通訳の派遣を要請した。

そして、通訳が訪れたのが、ちょうど筆者が a 農家を訪問した時だった。筆者が到着し、10時からの休憩の円陣に加わり、a 農家や実習生と話をしていたが、休憩が終わり、みんな作業のために腰を上げたところに通訳が来た。通訳は、最初に奥さん、その後 a2 を交えて話し、最後に a 農家とも話しをした。そして、休憩場所から少し離れた場所で、通訳と a1 と話し始めたが、通訳の a1 に対する口調はかなり激しく、それに対して a1 も何度か激しい口調で言い返す様子が遠目からもわかった。

筆者は、その状況を傍目に a2 がいるビニールハウスの中に入り、a2 の作業の様子を見守っていると、通訳と話を終えた a1 は泣きながらビニールハウスに戻ってきた。そして、今度はビニールハウスで作業をしていた a2 が通訳に呼ばれて、ビニールハウスの外で数分間話しをしていた。通訳と話しを終えた a2 がビニールハウスに戻っ

てきたが、二人が会話をする事はなかった。作業の進行の関係で 2 人はわりと近くで作業をする事になったが、筆者は、特に a1 が涙を流しながら作業をしている姿が痛ましく、耐え切れずビニールハウスを出た。

—農家の反応—

通訳と話しを終えた奥さんが、休憩場所の片づけをしながら、「同じように扱っても実習生は違いを感じているし、自分も何人も子どもを育てたけど、娘からお兄ちゃんとは違うと言われたことがある」と話してくれた。後日、奥さんが a1 に「1 年早く A 市に来たんだから、(a2 の) 面倒をみてあげなさい、我慢しなさい」と言ったようだった。

また、筆者がいたたまれずにビニールハウスを出た際に作業する a 農家と話しをしたが、a 農家は a2 には日本流のマナーを身につけて欲しいし、日本的な部分を身につけて理解して欲しいと言っていた。

(3) 収束の様子

このトラブルの収束時期は不明であるが、上述したように、札幌に訪れ、食事の前にカラオケに興じた際に、a1 は好きな曲や歌いたい曲を一時帰国した際に購入した i-pod に入れてあり、その i-pod やカラオケのリモコン画面を a1 と a2 が仲良く見ながら選曲している光景を見て、ほっとした記憶がある。

(4) 該当する実習生の人間関係

ここで、もう少し、二人の関係を掘り下げてみると、a1 の前年のパートナー(以下、a3)は出身地も研修所も同じで、気心の知れた間柄であった。そして、来日してみると、所属農家も一緒だった。a3 が a1 より一つ年上であるが、日本語が上手な a1 が a3 をリードし、a3 が a1 に追従した。そして、a3 は何かわからないことがあれば、「a1 さん」と言って a1 を頼る。例えば、筆者が a3 に日本語で話しかけ、それが理解できないと「a さん」を指さし、a1 に話を聞くように促すのである。そして、a3 の性格がおおらかだったこともこの 2 人の関係が上手くいく要因の一つだったと思われる。

その一方で、a1 と a2 の関係は、年齢も子どもたちの年齢も近く、筆者がこの 2 人と一緒に行動したり会話をしていると、2 人ともはっきりとものを言い、勝気な性格で、この実習生間のトラブルは 2 人の生い立ちや性格が似ていることもトラブルの遠因のように思われる。

また、a2 は日本語で簡単な日記を書いており、筆者も a 農家を訪問した際に、a 農家の奥さんからその日記を見せてもらったが、a1 はこのような a2 の行為もあまりよく思っていなかった節がある。

(5) 日本人同士でも起こる問題

A 市では、この類のトラブルの話は聞いたことがなく、珍しいケースであった。しかし、A 市の実習生は共同生活をしているため、宿舎で大小様々なトラブルが発生していることも通訳へのインタビュー⁵⁸から明らかになっている。

また、中国人は年長者を重んじる傾向があり、宿舎に年の離れた年長者がいると、年少者はどうしても年長者の発言や行動に従わざるを得ないこともあり、それがストレスになり、深刻な悩みに繋がることもある。

今回はトラブルが長く続くことはなかったが、この 2 人は同じ農家に所属し、しかも同じ宿舎で生活をしており、嫌でも毎日顔を付き合わせなければならない状況にあったが、本件が両者にしこりを残さず、解決した様子は上記(3)の通りである。

(6) 人を扱う難しさ

奥さんの話から、同年代の息子や娘を持つ親として、実習生の扱いの難しさと子育ての難しさを合わせて語っていたが、a 農家と奥さんは実習生を自分自身の子どもたちと同じように考えて接している。それは、奥さんが「子どもたちよりいる時間が長いんだもん」と言ったことから伺える。

また、a 農家は a2 に日本流のマナーや日本的な部分を身に付けて欲しいと語っていたが、その背景には、a 農家は 2 人の実習生を使って作業を効率的かつ円滑に進めたいという経営者としての思いと、このようにトラブルが発生すると、実習生の日本での親代わりとしての責任を感じざるを得ない忸怩たる思いがあったものと考えられる。

例年、来日直後の対面式で関係者から実習生に対して農家を「日本のお父さん・お母さんだと思って」という挨拶があるが、一人の人間を労働者として雇用すれば、使用者側には重責が伴い、しかも A 市のように外国人を雇用すれば、その外国人労働者と上手くコミュニケーションが図れない中で、相当な苦勞が伴うのである。

3.4. 考察

3.4.1. 宿舎の機能

実習生が農家と離れた宿舎で何人かで共同生活する形態は、北海道の実習生を受け入れている地域では、比較的多く見られる。宿舎は日本における生活拠点であり、実習生同士が寝食をともにする場所である。労働時間を除けば、ほとんどの時間をここで過ごす。そして、宿舎は情報交換・情報収集の場であり、それは実習生同士の情報交換・情報収集と本国にいる家族や友人たちとの情報交換・情報収集の場に分かれる。さらに前者は、同じ宿舎の実習生同士による情報交換・情報収集と他の宿舎にいる実習生との情報交換・情報収集に分かれるが、他の宿舎の実習生というのは、同郷人や同じ研修所で苦樂をともにした者であることが多い。

宿舎の利点は、別の農家に所属する実習生と作業に関する情報を交換できることや同じ言語を話す者同士で気兼ねなく話せることでフラストレーションの解消につながっていること等があげられる。また、その内容は、多岐にわたるが、別の農家の作業に関する情報は、自分自身の作業への応用や円滑な作業の進行に一役買っているように思われる。

そして、お互いの労働に関しても、かなり詳細な情報交換が行われているようで、お互い

の労働時間や賃金まで把握していることが多く、監理団体や農家にとってはこれらの情報が、不平不満を訴える際の情報となってしまおうという懸念もある。

また、アンケート調査によれば、スマートフォンで連絡をする相手は、日本人よりも圧倒的に本国の家族や友人に連絡することが多く、さらにその中でも家族への連絡が多く、まさにその様子は、スマートフォンを使って本国のリアルな家族とバーチャルな空間でコミュニティを形成しているようである。実習生にとって、このような本国との通信活動は、労働で疲れた体と心を癒し、翌日からの労働への活力になっているものと考えられる。

3.4.2. 宿舎の問題点

一つめは、上述したように実習生の宿舎は様々な空き住宅を使用しているが、市街地から離れていることが多く、買い物や同僚の宿舎を訪れるのにも不便な状況である。

上述したように、A市では市街地を縦断するJRの支線が廃止になったため、市内の公共交通機関は、バスとタクシーの2つになり、バスの運航も朝夕の通勤時間帯に合わせて多くなっているため、日中の運航は少ない。このように交通事情が良くないため、離れた同僚の宿舎を訪問する際にも農家の手助けが必要になり、思ったようにいつでも動けるような状況ではない。

2つめは、実習生が共同生活に不慣れなことである。一般的に実習生は来日前の研修の際に研修所に併設する宿舎で共同生活を送ることが多いが、研修所での共同生活と異国の地で働きながら自炊する共同生活は大きく異なる。自炊に関連して、料理の得手・不得手に関しては、2.5.2.に示したように、料理が苦手な実習生が一定数いるが、その状況を農家が把握するには至っていない。

3つめは、宿舎内での人間関係が必ずしもうまくいくとは限らず、人間である以上、相性が良くないことや年齢による上下関係が構築され、年下が年上に気を使いながら生活しなければならないこともある。また、a農家には例年実習生が2人(a1、a2)いるが、上述したように、一時的に仕事の伝達をめぐり不仲になったことがあった。a農家は仲介業者の通訳を呼び、通訳は先輩のa1に譲歩するように促し、決着を図ったが、この二人は同じ宿舎で生活をしており、関係修復まではお互い気まずい雰囲気の中で生活を送っていたものと考えられる。

3.4.3. 課題

(1) 常駐の通訳の採用

3.3.2.(2)で述べたように、トラブルの発生の際には実習生の言葉の問題とともに受入側が実習生の母語で話せない問題もあり、どうしても通訳が必要になる。このような状況を考えると、地元JAや「協議会」が実習生と同じ言語を話せる外国人や日本人の常駐スタッフを雇用して、配置する必要があるのではないかと考えられる。

但し、実習生の国籍が変化し、多国籍化する可能性もあるため、状況に合わせて「特

定活動」で外国人を雇用したり、A市にはA市で実習を経験した中国人女性が実習先の農家と結婚しているので、実習生が中国人の場合には、この女性を実習生が滞在する期間だけでも相談業務を含めた通訳として雇用することも一つの方法だと考えられる。

また、実習生を受け入れている別の地域では、来日後の講習の講師と通訳として近隣に住む中国人を採用している受入機関や、最近では、道東の監理団体が実習生への日本語教育の充実のための日本語教室の開設の準備が整い、さらに、実習生と実習生を受け入れる企業の職員とのコミュニケーションを円滑にするための通訳として外国人スタッフを採用し、来年度にはもう1名を採用する予定であると聞いた。それほど、現場では実習生と日本人とのコミュニケーションのために通訳が必要な状況があり、受入側は実習生と日本人とのコミュニケーションや実習生の日本語教育全般に関わるような職員の採用・配置などの言語環境の整備も実習生の受け入れの際の環境整備の一つと考え、対応する必要がある。

このような外国人材の採用は、実習生とその関係者のコミュニケーションを円滑化するだけでなく、地域との関係が希薄な実習生と地域住民を結びつける人材としても期待できる。A市の実習生と地域住民との関係は希薄であり、実習生が地域のコミュニティや行事に参加することは少ない。そこで、このような外国人材が実習生と地域住民とを結びつけるコーディネーターとして実習生の日本人コミュニティへの参加や実習生と地域住民の交流を促すことも過疎化する地域の活性化に一役買うことが出来るのではないかと考えられる。

(2) トラブルへの対応

第3章第4節で、A市の宿舎の形態を説明したが、実習生にとって宿舎は、言葉の通じる同郷人同士で言いたいことをぶつけ合いながら暮らせる環境であり、職場でのストレス発散できる場、そして疲れた体と心を癒す場となっている。しかし、A市の場合、通常は同じ農家で働く実習生が同じ宿舎で暮らしているため、同じ宿舎の実習生間でトラブルが発生すると、トラブルが解消するまで、お互い気まずい雰囲気の中で生活し、また職場でも顔を合わせなければならない。そこで、受入側はこのようなトラブルの発生を想定して、例えば、トラブルが解決し、両者の関係が改善させるまでは、一時的にでもどちらかを農家の自宅で生活させるなどの対応が必要ではないかと考えられる。

例えば、北海道の別の地域では、廃校後の校舎を改造して実習生の宿舎にしているが、トラブルが発生してからは、雑魚寝方式だった大部屋にパーテーションを設置して実習生のプライベートの空間を確保したり、上下関係を考慮して、実習生の経験年数によって居住スペースを階ごとに分ける等の対応をしていた。

第4節 日本人との接触状況

ここでは、実習生が所属する農家や実習生関係者—「協議会」の役員、実習生担当のJA職員等—以外に、どのような日本人と接触し、交流しているのか、また、どのような日本人のコミュニティやイベントに参加し、交流しているのかについて考察する。

4.1. 3つの擬似的コミュニティ以外で出会う日本人との接触状況

4.1.1. スーパーの従業員

実習生が買い物をする店は、宿舎から近いスーパーや実習生の所属する農家はJAの組合員であるため、JA直営の店舗で買い物をする人が多い。来日直後に行う「買い物実習」は、実習生の宿舎から最も近いJAの店舗で行われるため、その店舗の利用が多くなる。

しかし、JA店舗の従業員によれば、実習生と話をしたことはなく、声を掛けることも、実習生の方から声を掛けてくることもないと言う。

実習生は一人で買い物へ行くことはなく、同じ宿舎の同僚と行くことが多い。そのため、困ったことがあれば、一緒に行った同僚と相談して解決するため、従業員との会話は必要ない。そして、実習生は従業員に聞かなければならないような事態が予想される時には、農家をお願いして付き添ってもらうため、従業員とやり取りする必要はなくなる。

その一方で、アンケート調査によれば、「日本語が通じなくて困った場面と内容」という質問に対して、「欲しい物が買えない」という回答が出てくる。そして、この時の実習生自身の対応を質問すると、従業員には聞かず、欲しかった物を買わずに帰って来ると回答しており、実習生が従業員にコミュニケーションを試みることはないようである。

4.1.2. 近隣との住民

〔表31〕は、近隣住民との接触状況である。

接触時間に長短の違いはあるものの、実習生の約半分—2019年の全実習生数は60人—が近隣住民と何らかの交流をしている。交流の場面は、出勤時や退勤時が多く、「朝」・「路上」という回答も出勤時・退勤時に会った場所ではないかと考えられる。

交流の内容は、挨拶が圧倒的に多いが、「水餃子を持って行く」という回答も見られた。

〔表 31〕 近隣住民との接触・交流の状況

年度	回答数	交流		回答数 ※	場面
		無	有		
2019	54	25	29	21	出会った時/出勤時退勤時・各 4、朝・3、路上 2、野菜を採っている時/宿舎/晩御飯/昼の休憩時間/食べ物を持って行く時/買い物に送る時/働いている時・各 1、(不明・1)
					内容
				20	挨拶 19、お互いのお話/感謝/水餃子を持って行く時/習慣・各 1

※は、「有」に対する回答数(複数回答)。

4.1.3. ごみ出し

上記の結果には現れなかったが、来日直後の講習の内容に「ごみの処理」があることを考えると、受入側もかなり気を使っている事柄だと考えられる。

4.2. 行事における日本人との接触状況

盆踊りと花火大会は 8 月中旬に開催されるが、この時期はかなりの農家が収穫を終えているため、出荷量も急激に減少する。これは、農家が慣習的にお盆のような年中行事の際にはしっかりと休むため、実習生も仕事が休みとなり、これらの行事への参加が可能になる。

4.2.1. 盆踊り

8 月の中旬に市内の複数の地区で行なわれる。どの地区も会場の中央に櫓を組み、その上に太鼓が設置され、それを囲むように踊りの列(輪)ができる。会場には、その地区の人たちが協力してビールやジュース等の飲み物、そして焼き鳥や焼きそば等の食べ物を調理・販売し、会場に訪れた近隣住民や帰省客が食事のために設置されたテントの下で飲食をしながら祭りを楽しむ。

かつて a 農家の実習生たちは、a 農家の娘さんたちのお下がりの浴衣を着て、参加していた。実習生は浴衣を「着物」と言って喜ぶ。そして、その浴衣姿で会場に向かい、踊りの輪に加わり、見よう見まねで踊り、販売されている飲み物や食べ物を食し、祭りを楽しんでいた。

4.2.2. 花火大会

A 市市街中央部にあたる D 地区で行なわれる。この花火大会が例年 8 月の第 2 土曜日に開催されるため、市民の他に帰省客や近隣のまちからも多くの人が訪れ、A 市最大の夏の行事となっている。

実習生は盆踊りと同様に、浴衣を着て花火を鑑賞することもある。実習生は轟音とともに

打ちあがる花火に驚きながらも、楽しいひとときを過ごす。ここでも、実習生は販売されている飲み物や食べ物を食しながら、花火の打ち上げという日本の祭り文化に接し、滞在中のよい思い出となっている。

4.2.3. E 地区のビールパーティ

毎年 7 月 3 週目の土曜日に E 地区の生活館(この地区の住民のための会館で、廃校した E 小学校跡)で開催され、E 地区に住む住民が主催者となって企画・運営されている。現在、市内で開催される唯一のビールパーティで、多くの市民が来場し、館内は市民でいっぱいになる(現在は、コロナ感染症発生・拡大のため 2 年間中止)。

そして、このイベントの主催者側にこの地区のメロン農家も加わっているため、実習生は農家とともに参加し、飲み物や食べ物の調理や販売にあたる。筆者が訪問した 2015 年は、実習生とともに業者の通訳も加わり、商品の調理や販売にあたっていた。

4.3. 実習生と農家の継続的な交流

ここでは、実習期間の一時的な関係に終わらず、実習生の帰国後も交流が続いた 2 つの事例を紹介する。

4.3.1. 実習生の結婚式への参加

a 農家は A 市で受け入れを開始した 2009 年から毎年 2 名の実習生(受入当初は研修生)を受け入れているが、2009 年に雇用した実習生(当時は研修生)から「結婚するので、結婚式に来て欲しい」との連絡があった。a 農家は結婚式が農閑期だったため、奥さんと常雇い女性、そして実習生との会話には通訳が必要なため、実習生の派遣契約をしている仲介業者の通訳に同行を依頼し、総勢 4 名で中国へ向かった。

結婚式には、業者の計らいで、かつて a 農家で働いた実習生の数名が集まってくれ、昔話に花が咲いた。

4.3.2. 帰国した実習生との連絡

c 農家⁵⁹は 2011 年から毎年 1 名の実習生受け入れている。c 農家はスマートフォンの使用に長けており、実習生とも WeChat で連絡を取り合っている。

c 農家は、現在でも 2017 年に帰国した実習生(以下、c1)と連絡を取り合っており、帰国後の c1 の私生活に関する情報—夫の借金の肩代わりをしたこと、その夫とは離婚し母が経営する美容室で働いていること、現在はシンガポールで働いていること等—も知る間柄であり、c1 からの信頼が篤いことが伺える。特に、夫の借金を肩代わりし、日本での稼ぎが全部なくなった時には、冗談半分だろうが、「お父さん(c 農家)、お金ちょうだい」と言っていたそうである。

アンケート調査によれば、実習生は農家より農家の娘や息子と比較的によく連絡のやり取りをしている様子が伺える。実習生によれば、実習生と農家とのコミュニケーションは、滞在中、帰国後を問わず、農家と WeChat で連絡できるかどうかはかなり影響しているようで、年配の農家よりもスマートフォンの使用や操作に長けた若い世代とのやり取りが多くなる傾向が見られる。

また、筆者は 2017 年の帰国直前の修了式の際に、数名の実習生に帰国後の様子を手紙で知らせて欲しいと依頼し、唯一返事をくれたのが c1 だった。以下には、その手紙の内容を原文のまま表記する。

こんにちは、私は去年の研修生〇〇（〇〇）です（〇〇は、実習生の名前が書かれている）

いまこそ返事をくれて、すみません。

まず日本と中国のちがいを話して；

日本では 8 ヶ月生活している。私が一番感心するのは環境衛生だ、すべての地方はとてもきれいです！

私たちの町はこんなにきれいではありません^_^

道で自動車のクラクションの音が聞こえない。

自動車の走行は道の相互に礼譲が互いに礼譲する。

みんなとても自覚してて、私たちの国はとてもむずかしいです

以上に 2 件の事を挙げて

労働がもうと言う、日本人：仕事に対する真剣

に対応する、勤勉、中国人：仕事に対する真剣な態度

はすくない、悲しい感じがする。中国には、正式労働者

の仕事 8 時間制、普通労働者は 10~12 時間、給料

が低い；日本には仕事が 6・5 時間制、多い時間は残業、

合理的で、給料は比較的に高い、しかし、研修生は

日本で最低賃金待遇を享受して。

最初はお父さんのいえで仕事をして、一番心配

なのは言語と違いだ、仕事が間違いが現れて、

損失をもたらす、でも仕事の時のお父さんは詳しく教え

てくれました、根気よく説明した、私は仕事が順調です、

後になって、父さんと簡単に交流することができます、父さん

と家族はとても善良です、やさしい、自分のいえの子供として

扱うようになった、すべてのことは私に関心を持って

いる。おなかが痛い、お母さんは寮に来てくれました。

薬と食べ物を持ってきて、心の慰め。仕事の最後

の 2 ヶ月、天気はだんだん涼しい、朝は霧がある、仕事

も疲れた、父さんは毎日運転して私を迎えに行く、仕事が終わってから寮に帰る、心がとても温かくて。すべての研修生は私が毎日送迎、姉と祖母は毎日食べ物をくれます、私たちは寮で一緒に食べます、生活費は多くのお金を節約した。重い仕事、父さんと姉仕事、私にやらせない、とても可愛がって、私は特にラッキー、労務派遣はお父さんのいえ、8ヶ月は私に特に関心を持っている今までずっと、日本の生活が懐かしい、お父さんと家族を思う、手紙の中では、心からのお話をしていた；

“おとうさんと家族の世話になりました、非常に感謝します、恩を感じる心がずっとある。”

後に日本に行く、チャンスがあるかどうか分からない、日本留学は私の最大の夢です。日本のすべてに深く私を引きつけて、国民の素質が高い。

日本で生活できるようにしてほしい！

お手紙の内容は携帯電話の協力の翻訳のことです、間違いがあるのは許してください。

2016、3、13

c1 は、スマートフォンの翻訳機能を使いながら、日本語で書いてくれたようである。そして、手紙には筆者の要望に応じて、日本と中国の労働に関する違いに加えて、c 農家とその姉、そして祖母の c1 への温かい対応とそれへの感謝が述べられている。

4.4. 考察

筆者のフィールドワークによれば、実習生が農家や農家関係者以外で最も多く接触する日本人が店の従業員であるが、実習生は店で買いたい物が見つからなくても従業員に尋ねることはなく、従業員も実習生の買い物を見守っている状態であり、自ら声を掛けるなどして積極的にコミュニケーションを図ろうとすることはないようである。但し、このような状況でも、従業員は来日直後の「買い物実習」で実習生の来日は把握しており、実習生らしき人たちが買い物をしていけば目を向けるため、それだけでも実習生の受入農家のサポートとなっている。

そして、[表 31] に示したように、半数近くの実習生が近隣住民と何らかの交流をしており、その交流の内容は挨拶が最も多くなっている。しかし、この挨拶は顔見知りの人だから挨拶をする一方で、マナーだから挨拶をされたら挨拶するというように積極的ではないも

の多いものと考えられるため、「水餃子を持って行く」という回答は、かなり稀なケースだと考えられる。しかし、挨拶表現は簡単で使いやすい日本語表現であり、日本語が苦手な実習生にとって都合のよい交流方法となっているものと考えられる。

また、夏の盆踊りや花火大会は、実習生の異文化体験となっており、女性の実習生にとって浴衣を着ることは、大変に嬉しい体験だと考えられる。しかし、総じて実習生の日本人との接触少ないものと考えられる。実習生をまちな行事やイベントに積極的に参加させる農家もいるが、その対応は農家次第で、ばらつきがあるため、これに関しても「協議会」が主導して、特に農閑期には実習生を積極的にまちな行事やイベントに参加させる、あるいは希望する実習生には、再度日本語を学ぶ場を提供するなどの取り組みが必要である。

帰国後の実習生との2つの接触事例は、かなり稀なケースだと考えられる。この2人の実習生の滞在期間は約8ヶ月と短い、それにもかかわらず、このように農家との間に強い絆が生まれているということで、他の実習生の受入農家も見習うべき点が多いものと考えられる。

筆者がA市で調査を始めた頃、a農家から帰国した実習生からの電話や手紙のほとんどが帰国後半年あるいは1年で途切れてしまうと聞いていたが、この実習生の場合は、a農家と連絡が途切れることがなかったのだろう。

また、上述したように、c農家はスマートフォンの使用に長けており、今でも帰国した実習生とWeChatを通じて連絡を取り合っているが、その中でもc1とは、c1のかなりプライベートな情報に関しても共有しており、その絆の強さを感じる。

c農家によれば、c1は再来日を希望していたと言う。c1がc農家と頻繁に連絡を取り合っていることや筆者の要望に応じて手紙を書いてくれる行為は、農家との良好な人間関係や信頼関係を構築した証だと考えられるが、このようなc1の日本人への接触には、再来日を希望するc1が、再来日の際の情報収集やコネクション作りの意味合いも含まれているのではないかと考えられる。

第5章 スマートフォンの所有と使用の状況

筆者は A 市でのフィールドワークやアンケート調査・インタビュー調査を通じて、実習生の服装や髪型、アクセサリーの装着等の変化を見てきたが、その中でも最も大きな変化がスマートフォンの所有であった。

現在、スマートフォンは実習生にとって本国の人たちへ連絡するためのアイテムとしてだけでなく、生活を営む上で必要な情報収集や情報発信をするための重要なアイテムとなっている。しかし、その一方で、受入側が実習生のスマートフォンなどの通信機器の所有や使用を制限・禁止するという不正行為が発生している。

そこで、本章では、アンケート調査等の結果をもとに、実習生のスマートフォンの所有と使用状況から実習生がスマートフォンを使用して本国の人たちと頻繁にやり取りをしていること、そしてそれが本国を離れて日本で生活する実習生の不安の軽減や解消に役立ち、「心の癒し」となっていること、さらにスマートフォンが受入側の不正を告発するためのアイテムとなっているが、実習制度下で発生しているスマートフォンに関する受入側の不正行為が日本の労働市場の構造的問題に起因していることを明らかにする。

第1節 実習生のスマートフォンの所有と使用の状況

1.1. 実習生のスマートフォンの所有状況

〔表 32〕は実習生のスマートフォンの所有状況とその割合を示したものである。

2015 年からスマートフォンに関する調査を開始したが、現在 A 市のほとんどの実習生がスマートフォンを所有している。そして、2017 年と 2019 年は実習生のすべてがスマートフォンを所有していた。

〔表 32〕 スマートフォンの所有状況とその割合

年度	回答数	所有の有無等			年度	回答数	所有の有無等		
		ある	ない	所有率(%)			ある	ない	所有率(%)
2015	60	59	1	98.3	2018	50	48	2	96.0
2016	58	48	10	82.7	2019	64	64	0	100
2017	62	62	0	100					

注)調査が年一回(秋実施)の場合、来日後の購入数が含まれている。

1.2. 購入時の料金

〔表 33〕は購入時の料金の平均、〔表 34〕は 1 ヶ月の使用料の平均を示したものである。購入時の料金とは、契約料とスマートフォンの本体価格(ハードの料金)を合わせたもので、

年々上昇傾向にあり、2019年はその平均が日本円で40,000円を突破した。

また、スマートフォンの1ヶ月の使用料の平均は、日本円に換算して約550円から1,100円と調査年によってばらつきがある。

〔表 33〕 購入時の料金の平均等

項目/年度	2015	2016	2017	2018	2019
回答数	51	40	37	43	60
購入料金(元)	1,650	1,160	1,199	2,446	2,750
日本円換算	26,400	18,560	19,184	39,136	44,000

注)1元=16円で換算した。

〔表 34〕 スマートフォンの1ヶ月の使用料の平均等

料金等/年度	2015	2016	2017	2018	2019
回答数	51	34	60	47	59
料金(元)	63.2	34.2	40.2	70.8	60.0
日本円換算	1,011	547	643	1,133	960

注)1元を16円で換算した。

第2節 実習生のスマートフォンの使用状況

2.1. スマートフォンの携帯状況と使用時間帯

〔表 35〕はスマートフォンの携帯状況、〔表 36〕はスマートフォンの使用時間帯を示したものである。

スマートフォンの携帯状況は、実習生の7割近くが、常時スマートフォンを携帯している。また、スマートフォンを使用する時間帯は「夜」と仕事終了する17時以降の時間帯が多くなっている。

〔表 35〕 スマートフォンの携帯状況(回答数・44)(「2018年調査」)

いつも持っている・30	いつもではない・14
-------------	------------

〔表 36〕 スマートフォンの使用時間帯(回答数・31、複数回答)(「2018年調査」)

夜・10	仕事の後・9	時間限定*・5	決まっていない/一日中/昼間/午後/休息・各1
------	--------	---------	-------------------------

*時間限定の内訳(20～22時・2、17時以降/12時と21時/7時・各1)

2.2. 実習生の連絡相手

〔表 37〕は、実習生がスマートフォンを使ってもっとも多く連絡をする相手を示したものである。

そのすべてが本国の人たちである。その中でも家族や両親が圧倒的に多くなっている。

〔表 37〕 もっとも多く連絡をする相手(複数回答)

年度	回答数	家族	夫	子供	両親	親戚	友人
2015	54	22	8	1	18	2	13
2016	45	11	28	11	19	0	0
2018	47	6	19	5	18	0	5
2019	61	46	5	3	7	3	5

注)両親の項目には「父」と「母」、子どもの項目には「息子」と「娘」と回答されたものを含む。また、2017年は本国の家族に限定して質問したため、本データからは除いた。

2.3. 通話内容

〔表 38〕は本国の家族との通話内容を示したものである。

本国の家族との通話内容は、「現状」に該当する回答が圧倒的に多く、それに続いて「食事」・「仕事の終了」に該当する回答が多く現れた。それらの中でも「現状」には「今どこですか」、「食事」には「ご飯は食べましたか」という回答が多く現れた。また、子どもの勉強や家族の体調を心配する回答や自分の無事を報告する回答が比較的多く現れた。

そして、〔表 39〕は本国の家族以外の人たちとの通話内容を示したものである。

本国の家族以外の人たちとの通話内容は、「挨拶」に該当する回答が圧倒的に多く、それ

に続いて「現状」や「仕事の状況」に該当する回答が多く現れた。これは本国の家族に対する結果とほぼ同様であるが、家族に対して現れた「家族」・「無事の報告」に該当する回答は現れなかった。

〔表 38〕 本国の家族との通話内容(回答数・61、複数回答、()内は回答数)

分類/内容	回答
現状(21)	今どこですか(13)、何をしていますか(5)、仕事ですか(2)、今日は何をしていますか(1)
食事(12)	ご飯は食べましたか(10)、何を食べましたか(2)
仕事の終了(11)	何時に家に帰りますか(4)、仕事は終わりましたか/仕事は何時に終わりますか/いつ仕事から帰りますか(各 2)、仕事は疲れましたか(1)
家族(8)	子どもの勉強 (4)、家族のこと/子どものこと(各 2)
家族の健康(6)	親や家族の体調(4)、老人の健康(2)
無事の報告(6)	無事の報告(4)、家族を安心させる(2)
挨拶(6)	挨拶(5)、元気ですか(1)
仕事の内容(3)	日本での仕事のこと(2)、仕事で感じたこと(1)
仕事の状況(2)	仕事は忙しいですか(2)
その他(9)	ミスについて家族に連絡をする/いつ帰国するのか/送金のこと/日常生活のこと/関心事/おしゃべり/買い物のアプリのこと/チャット/秘密(各 1)

〔表 39〕 本国の家族以外の人たちとの通話内容 (回答数・54、複数回答)

分類/内容	回答
挨拶(20)	挨拶(16)、元気ですか(4)
現状(10)	何をしていますか(6)、どこにいますか(4)
仕事の状況(9)	仕事はどうですか(忙しいですか) (9)
仕事の終了(5)	何時に帰りますか(3)、仕事が終わる時間(2)
健康(4)	体調(4)
近況(2)	最近はどうですか(2)
食事(2)	ご飯は食べましたか(2)
その他(15)	おしゃべり/自分のこと(各 4)、チャット(2)、日常のこと/生活のこと/友だちのこと/ショッピングのこと/送金のこと(各 1)

2.4. 考察

〔表 32〕 に示したように、現在 A 市のほとんどの実習生がスマートフォンを所有している。スマートフォンの所有の増加には、スマートフォンの特性が深く関連しているものと考えられる。その 1 つめはスマートフォンが小型かつ軽量で持ち運びに便利な「モバイル・メディア」(土橋[2014 : 30])であること、2 つめは電波状況さえよければ「いつでも、どこで

も」使用できる「ユビキタス性」(申田他([2010 : 105]))があること、そして3つめは電話による通話だけでなく、「Webの閲覧、電子メールの送受信、文書ファイルの作成・閲覧、テレビ電話、カレンダー機能、住所録、電卓など」(井上[2012 : 13])の機能の他に、スマートフォンが「アプリケーションソフトウェア(アプリ)をダウンロードすることにより、自分好みにパソコンのような使い方ができる」(同上)ことである。

実習生がスマートフォンを使用して「誰に」連絡をしているのかは、[表37]に示したように、すべてが本国の人たちへの連絡であり、その中でも家族への連絡が多くなっているが、実習生は本国に家族を残して来日しているため、それは当然の結果とも言える。

また、[表40]に示したように、近年、A市の実習生は平均年齢の上昇に加えて、40歳以上の実習生が多く来日するようになり、その子どもたちには成人している者も多い。しかし、その一方で、小学生以下(12歳以下)の子どもを持つ実習生も多く、さらに小学生に満たない幼児(6歳以下)を持つ実習生も多いため、子どもたちを含めた本国の家族への連絡が多くなっているものと考えられる。

[表40] A市の実習生の婚姻状況と子どもの有無等

項目 /年度	婚姻状況				子どもの有無等				年少者の状況	
	回答数	未婚	既婚	既婚率(%)	回答数	有	無	いる率(%)	12歳以下	6歳以下
2015	60	6	54	90.0	54	54	0	100	36	17
2016	58	1	57	98.2	57	57	0	100	30	11
2017	62	0	62	100	61	61	0	100	47	32
2018	49	3	46	93.8	46	44	2	95.7	33	11
2019	64	10	54	84.4	54	52	2	96.3	36	34

注)12歳以下の項目には小学校と回答したもの、また6歳以下の項目には幼稚園と回答したものを含む。

本国の家族に対する通話内容の「現状」に該当する「今どこですか」・「何をしていますか」は、相手が通話出来る環境にあるのかどうか確認の意図が含まれているものと考えられる。そして「食事」に該当する回答も多かったが、「ご飯食べましたか」・「何食べましたか」は中国では挨拶代わりに使われる表現でもある(胡[2003 : 158])。また、「家族」に該当する「子どもの勉強」・「子どものこと」からは、実習生が小さな子どもを心配する様子、「家族の健康」からは家族の健康を気遣う様子、そして「無事の報告」からは本国の家族に日本で生活する自分のことを心配させまいとする様子が伝わってくる。

また、本国の家族以外の人たちには、本国の家族に対するよりも「挨拶」に該当する回答が多く現れた。挨拶には人間関係の構築や維持する機能(沢木他[1999 : 128])があり、本国を離れた実習生が本国の友人との人間関係を維持するために使用され、本国の家族に対する挨拶についても同様だと考えられる。また、それに続く「現状」や「仕事の状況」に該当する回答も、もともとその表現が持つ意味に価値があるのではなく、これらを挨拶や慣用句のように使用して、つながりを確認するための「コンサマトリーなコミュニケーション」

(伊藤[2016 : 193])が行われているものと考えられる。

このように実習生はスマートフォンを使って本国の人たちへ頻繁に連絡をしているが、実習生はこの「絶え間なきコンタクトによって親密な関係の維持」(橋元[2008 : 158])するとともに、本国に大切な家族を残してきた寂しさや悲しみ、そして日本で生活する不安を軽減・解消しているものと考えられる。

そこで、「スマートフォンが来日直後や日本滞在中の不安の解消に役立ったか」という質問(「2016年調査」)に対して、39人中37人が「役立った」と回答した。主な理由は、[表41]の通りである。

この中で、「家族と連絡が取れる」という回答が圧倒的に多かった。来日前にはスマートフォンを持っていても異国の地で使えるかどうかという不安があったが、来日後本国の人たちと連絡できることがわかり、安心した気持ちが現れた回答だと考えられる。

また、電話の使用が多かった時代は、実習生は電話を通じて本国の家族と「声」のみでのやり取りをしていたが、現在はビデオ電話を使用することで、これまでの電話の「声」に「表情」が加わり、電話での交信よりもよりリアルなやり取りが行えるようになり、またそれが実習生の不安の軽減・解消と「心の癒し」に繋がっているものと考えられる。

[表41] スマートフォンが不安の解消に繋がった理由

家のことを知ることができる	インターネットに繋いで家族・友だちと会話ができる	
仕事以外の時間の暇つぶし	家族や友だちとの連絡が便利になって話し合えることができる	
家族とビデオで会話できる	家族とビデオ会話ができ親近感を感じられる	
生活が辛いと思う時	携帯を通じて話したら時間の流れが早いと感じられる	
家族と連絡が取れる	国内ニュースを読んで、インターネットで遊ぶ	
インターネットでチャットができる	プレッシャーを経験することができる	
家族の声が聞ける	ホームシックの時	ホームシックの時に家族に電話をかける
慰めになる	心が通じる	家族と連絡し、自信を持つことができる

それとは対照的に、[表42]に示したように、近年は農家、あるいはその家族を合わせたスマートフォンの所有率が100%近くになっているが、[表43]に示したように、実習生の農家への連絡は非常に少ない。しかし、「ほんとうに用がないから連絡をしない」という状況が考えられる一方で、A市の農家たちは受入当初から帰宅後の実習生のプライベートには出来るだけ立ち入らず、実習生のプライベートな時間を確保した方よいのではないかという配慮から緊急の連絡以外は控えていること、そして農家・実習生双方にとって最も重要である翌日の出勤時間や作業内容に関する連絡が前日の退勤時に終わっていることもこの結果に反映されている可能性がある。

〔表 42〕 農家あるいはその家族のスマートフォンの所有状況

年度	人数	ある	ない	年度	人数	ある	ない
2016	40	33	7	2018	49	47	2
2017	59	59	0	2019	59	54	5

〔表 43〕 実習生の農家への連絡状況

年度	人数	ある	ない	年度	人数	ある	ない
2016	36	6	30	2019	55	12	43

注)2016年の回答には携帯電話とスマートフォンが混在している可能性があるが、2017年からはスマートフォンに限定して質問をしている。

第3節 アプリケーションウェアの使用と通信方法

ここでは、実習生のアプリケーションウェア(以下、アプリ)の使用状況とアプリを使った通信方法を明らかにした上で、近年のチャットとビデオ電話の使用の増加について考察する。

3.1. 宿舎の固定電話

実習生が生活している宿舎には、固定電話が一台設置されている。現在はその役割のほとんどをスマートフォンに譲ったが、現在も一部の農家と実習生はこの固定電話を使って連絡をすることがある。

実習生がこの電話を使用するためには、専用のテレフォンカード(1,000円単位)が必要で、実習生はそれを巡回して来た仲介業者から購入して使用するため、仲介業者はカードの購入が多い時には、実習生に注意や指導することが可能であった。過去には来日直後本国の家族と離ればなれになった寂しさから電話の使用が多くなり、1ヶ月のテレフォンカードの購入料が1万円を越える者もいた。

また、実習生は宿舎に複数名で生活をしているため、電話を使う順番や一回の通話時間の上限など使用に関するルール作りが必要だったが、現在はスマートフォンが普及したことでこれらのルール作りは必要なくなっている。

3.2. アプリケーションの使用状況

〔表44〕は実習生が起動した時最初に見るアプリ、〔表45〕はよく使うアプリ・よく見るウェブサイト(以下、サイト)である。

起動した時最初に見るアプリは、微信が圧倒的に多く、他のアプリはごく少数に留まっている。そしてよく使うアプリ・よく見るサイトにも微信が上位に位置している。その他のアプリの使用状況は、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・システム)サービスの騰迅とそのコミュニケーションツールのQQ、検索エンジンの百度、動画を配信サイトの愛奇艺、音楽の再生ができる酷狗等の使用に加えて、2019年にはネットショッピングサイトの拼多多とその支払いのための淘宝や支付宝がかなり多く使用されている。

〔表44〕 起動した時最初に見るアプリ(複数回答)

年度	回答	起動した時に最初に開くアプリ						
		微信	QQ	通信	淘宝	騰迅	百度	その他
2017	61	52	3	1	1			
2018	27	20	2	2	1	1	1	1
2019	49	47	2	2	2	1	1	

〔表 45〕 よく使うアプリ・よく見るサイト(複数回答)

年度	回答	よく使うアプリ・よく見るサイト						
2017	59	微信・24	QQ・14	騰迅・15	愛奇艺・13	游戏・11	百度・7	拼多多・4
2018	18	酷狗・5	百度・4	微信・3	愛奇艺・3			
2019	56	淘宝・27	支付宝・23	微信・15	抖音・15	快手・12	騰迅・6	愛奇艺・6
		优酷・5	百度・4					

注)回答が複数あったものを記述した。

3.3. 通信方法

〔表 46〕 は本国の人たちに対する通信方法を示したものである。

本国の人たち全体との通信方法は、2015年・2016年は電話の使用が圧倒的に多いが、2018年から激減した。また、2017年からはチャットとビデオ電話の使用が急増し、この年のみメールも多く使用されている。

〔表 46〕 通信方法(全体)(複数回答)

年度	回答	chat	メール	電話	ビデオ	年度	回答	Chat	メール	電話	ビデオ
2015	49	4	11	41	12	2018	49	27	3	15	39
2016	38	2	11	30	13	2019	61	54	7	11	45
2017	62	57	30	42	45						

注)「ビデオ」はビデオ電話、chatはチャットを指す。以下、表中では同様の表記をする。

〔表 47〕 は、本国の家族への通信方法である。

本国の家族には、2018年にチャットの使用が減少したが、それを除けば、チャットとビデオ電話の使用が圧倒的に多くなっている。そして、2018年からは電話の使用が激減し、メールの使用は低調な状態が続いている。

〔表 47〕 通信方法(本国の家族)(複数回答)

年度	回答	chat	メール	電話	ビデオ	年度	回答	Chat	メール	電話	ビデオ
2017	61	43	5	47	33	2019	62	54	2	9	45
2018	39	16	3	12	33						

〔表 48〕 は、本国の家族以外への通信方法である。

本国の家族以外の人たちには、チャットと電話の使用は本国の家族と同様の傾向を示し、ビデオ電話の使用は増加傾向にある。

〔表 48〕 通信方法(本国の家族以外の人たち)(複数回答)

年度	回答	chat	メール	電話	ビデオ	年度	回答	chat	メール	電話	ビデオ
2017	62	52	1	23	18	2019	61	58	1	7	35
2018	42	28	2	7	26						

3.4. 考察

現在のように、実習生がスマートフォンを使って本国の人たちと通話時間を気にせず存分にやり取りができるようになった背景には、スマートフォンの使用料が安く、アプリを利用すればほとんどの通信・通話が無料で出来ることがある。

〔表 13〕には、実習生のスマートフォンの1ヶ月の使用料を示したが、実習生が宿舎の固定電話を使っていた頃は、本国に10分通話をすれば約1,000円掛かっていたが、現在は月々50円(日本円で約800円)前後の使用料で、アプリを利用すれば、無料で時間を気にせず心行くまで通話をする事ができ、ビデオ電話を使用すればお互いの表情や周囲の様子を見ながら話すことも可能になった。以前 a 農家の実習生(以下、a1)が寝不足のためか体調が思わしくなく、午前中で仕事を切り上げて帰宅することがあったが、その原因は前日の夜遅くまで本国の友人とスマートフォンで話をしていただけだったことから、スマートフォンの使用で通話時間が長くなっているものと考えられる。また、アプリを利用して様々なサイトにアクセスしてニュースやドラマを見る、音楽を聴く、そして現在はネットショッピングの支払いをアプリを利用して行っていることも明らかになった。

アプリの使用は、微信の使用が圧倒的に多いが、その理由は中国国内における微信の使用が圧倒的に多いため、自然と最初に微信を見る、そして微信の連絡には微信で返信することになり、微信の使用が多くなるのである。また、微信ではその名称にもあるチャットの他に、電話やビデオ電話が利用できる便利さもその使用が多い理由だと考えられる。

スマートフォンでの通信方法は、チャットとビデオ電話の使用が増加し、電話の使用が減少している。また、メールの使用は低調な状況が続いている。

そこで、以下ではチャットの使用の増加はメールの使用の低調さとの関係から、またビデオ電話の使用の増加は電話の使用の減少との関係から考察する。

まず、チャットの使用増加の要因の1つめは、〔表 44〕・〔表 45〕に示したように、微信は実習生がスマートフォンを起動して最初に見るアプリ・よく使うアプリであり、わざわざ別のアプリやブラウザを開いてメールをするよりも微信を使って連絡する方が便利なことである。2つめは「チャットは、相手とリアルタイムに会話ができるという電話のメリットと、その会話の内容が全て文字として記録に残るというメールのメリット、両方を併せ持つ」⁶⁰ いること、3つめは、チャットでの会話のやり取りの表示方法がメールとは異なり、ディスプレイの上から下へ時系列で表示され、自分と相手の文面の背景の色や配置位置も異なるため自他の文面の違いがわかりやすいこともその要因だと考えられる。

ビデオ電話の使用増加の要因を論じる前にこれまで電話の使用が多かった理由には、電話が「単なる情報伝達メディアではなく、「肉声」によって感情や思いやりまでも伝えることのできる個人的、かつ私的なメディア」(橋元[2008:13])であり、「通常の対面的な会話よりもはるかに近い「ふれあい」の場所を作り出し、対面での会話状況とは異なる「リアリティ」を生み出す」(同上)特性が関係していたものと考えられる。しかし、このような特性を持った電話の使用が減少した理由には、A市の実習生の場合、微信を使用して電話もビデオ電話も使用できるようになったことがあげられる。しかも、ビデオ電話ではお互いの表情や様子を見ながら話ができるようになり、本国に家族を残して来日している実習生の「家族の顔が見たい」、そして特に小さな子どもがいる実習生の「子どもの顔が見たい」、「子どもが自分の顔を忘れないように」という思いが叶えられた。

このように視覚的な要素を加えたビデオ電話の使用によってよりリアルなやり取りができるようになったため、電話の使用が減少、そしてそれとは反対に、ビデオ電話の使用は増加したものと考えられる。

通話相手の違いによる通信方法の違いは、[表 47]・[表 48] から全体としてチャットとビデオ電話の使用が増加し、電話の使用が減少している。本国の家族と友人に対する通信方法の違いは、双方の結果とも上述した全体の傾向を反映しているが、友人には本国の家族よりもチャットの使用が多くなっている。これは、「総じて家族・親戚では通話のほうが多く、友人・恋人では文字メッセージのほうが多い傾向ある」(NTT ドコモモバイル社会研究所[2016:61])との分析と合致する。そして、友人に対する通話内容が家族よりも挨拶の使用が多くなっていることから、実習生は友人に対して挨拶という比較的簡単な表現を使用して人間関係の維持・継続を図っているものと考えられるが、これは家族と友人間における親密さの違いが通話の際に用いる表現に反映されたものと考えられる。

また、データは少ないが、実習生の農家やその家族に対する通信方法は、本国の家族や友人とは異なり、比較的電話の使用が多くなっている。これには実習生の日本語能力に関係し、実習生がチャットに日本語を入力して連絡するよりは電話で話す方がまだ農家とコミュニケーションが取りやすいためだと考えられる。

第4節 受入側のスマートフォンに関する不正行為

4.1. 受入側の不正行為

上述したように、スマートフォンは通話・通信だけでなく、様々なアプリを利用することで実習生の日本での生活に便利さと豊かさをもたらし、実習生が生活する上で欠かすことの出来ないアイテムとなっている。しかし、その一方で、受入側が実習生のスマートフォンをはじめとする通信機器の所有や使用を制限・禁止しているという実態がある。

ここでは『入国管理局・広報資料』を参考に、受入側の不正の実態を明らかにした上で、スマートフォンがその不正に対してどのような役割を果たしているのか、また日本の労働市場の構造が実習生の地位や賃金に影響を及ぼしている状況について考察する。

〔表 49〕は、受入側の違反件数を示したものである。

そして、ここには、本研究と関連の深い「人権を著しく侵害する行為」（表中では「人権侵害」と表記）と違反件数の多い「賃金不払い」と「労働関係法令」を取り上げて記述した。受入側の通信機器の所有や使用の制限・禁止に関する不正は、「人権を著しく侵害する行為」にあたる。そのすべてが通信機器に関する不正ではないが、2018年を除いて2013年から2017年の5年間は数値的には低い違反が発生している。受入側は「人権を著しく侵害する行為」に違反した場合、最長で5年間受け入れが停止される⁶¹可能性もある。

〔表 49〕 受入側の違反件数

年度	違反件数	違反機関数	違反内容 (%)		
			賃金等不払い	労働関係法令	人権侵害
2014	350	241	142 (40.6)	23 (6.6)	6 (1.7)
2015	370	273	138 (37.3)	35 (9.5)	9 (2.4)
2016	383	239	121 (31.6)	13 (3.4)	6 (1.6)
2017	299	213	139 (46.5)	24 (8.0)	3 (1.0)
2018	171	112	82 (48.0)	12 (7.0)	0 (0)

「不正行為について」『入国管理局・広報資料』（2014～2018）の「類型別「不正行為件数」」をもとに筆者が作成。

実習生の通信機器の所有が禁止されている実態は、安田（2010）が実習生を雇用する会社側と研修生との間で実際に交された契約書の内容⁶²を示し、その実態を明らかにしている。このような人権侵害が発生している状況に関しては、第2章 3.2.2.で述べた通りであり、実習制度が掲げる開発途上国への「技能移転」・「国際貢献」という理念(JITCO[2016: 2])以前に、人権尊重の精神が欠如した中で実施されている制度と言わざるを得ない。

4.2. A市の実習生のスマートフォンの所有と使用に対する考え方

A市では、実習生の受け入れを開始した2009年からスマートフォンをはじめとする通信機器の所有と使用に関するルールはなく、それらの所有と使用に関しては実習生が所属する農家に任されている。その一例として、a1が春節に合わせて一時帰国した際にiPodを購入して日本へ戻ってきたことがあった。次年度、筆者がa農家を訪問すると、a1がiPodで音楽を聴きながら作業をしていたので、a農家に作業中のiPodの使用について尋ねてみると、「仕事の邪魔にならなきゃ、いいんじゃない」という回答だった。筆者はこの実習生が帰国する前にa農家夫妻、そしてa農家にいるもう1人a3と一緒にカラオケに興じる機会があったが、その時にもa1はiPodから好きな曲を探して歌っていた。

Wi-Fi設置は、2014年に発生したトラブルがきっかけである。トラブルの概要は、実習生が電波状況のよい場所を探しながら通話しているうちに民家の庭へ侵入してしまい、その家の住人からJAに通報があったということである。JAからトラブル発生の連絡を受けた「協議会」は、近年実習生のスマートフォンの所有が増えてきていることを鑑みて、実習生のすべての宿舎にWi-Fiの設置を決めた。そして翌年5月、「協議会」はその旨を実習生の受入農家へ文書で通知し、仲介業者の協力を得て各宿舎にWi-Fiを設置した⁶³。

4.3. 不正行為の原因

ではなぜ、実習生の通信機器の所有や使用を制限・禁止する不正行為が発生するのか。受入側に疚しいことがなければ、そうする必要はない。しかし、このような不正行為が発生しているということは、受入側に何か疚しいことや不正に至る原因があるのではないかと考えざるを得ない。

そこで、[表49]を参考に受入側の不正行為発生の原因を考えてみると、「賃金の不払い等」と「労働関係法令」⁶⁴に関する違反が圧倒的に多くなっている。そして「労働関係法令」違反には、「賃金の不払い等」と密接な関係にある労働時間に関する法令—労働基準法—が含まれていることを考え合わせると、受入側は少しでも実習生にかかる経費—ここでは賃金—を削減し、多くの利益を上げようと考え、それが実習生の賃金や賃金と密接な関係にある労働時間に関する不正に繋がっているものと考えられる。つまり、受入側は「賃金の不払い」やそれと深く関わる労働時間の不正に関する情報等が実習生の通信機器を通じて外部に漏れることを恐れた結果、実習生の通信機器の所有や使用を制限・禁止という不正行為に繋がっているものと考えられる。

4.4. 実習生の告発

4.4.1. 実習生の来日の目的と「稼ぎ」に対する執着

[表50]・[表51]は、2015年・2016年の実習生の来日の目的の上位5つ示したものである。

このように、実習生の来日の目的は「金のため」・「金を稼ぐため」であり、来日中多くの

実習生の一番の関心は「今月の稼ぎはどれ位か」・「どれ位稼いで持って帰れるか」である。その証拠に、アンケート調査で月収や年収の質問に答えられない実習生はほとんどいない。しかし、この結果は上述した実習制度の理念とは乖離しており、実習制度が批判される原因の一つである。

実習生の稼ぎに対する食欲さは、2017年のa農家の2名の実習生(以下、a4・5)が、帰国の準備を前々日に済ませ、帰国前日の午前中まで仕事をしていたことやトラブルまでには発展しなかったが、a4・5が同じ宿舎で生活する別の農家に所属する2名の実習生(以下、b1・2)から「あんたたち(の方が)いっぱい(給料を)もらってるんだから」⁶⁵と言われたという出来事がある。後者の原因はb1・2がa4・5実習生に比べて残業が少ないため、当然a4・5より労働時間が少なくなり、給料も少なくなるが、それにもかかわらずb1・2はa4・5との給料の違いに不満があったようである。つまり、「金のため」・「稼ぐこと」を目的として来日している実習生にとって他の実習生との給料やそれに直結する労働時間の違いは、不満の温床になりかねないシビアな問題なのである。

〔表 50〕 来日の目的―「2015年アンケート調査」(回答数・60、複数回答)

金のため/金を稼ぐ・29	生活の(質)の向上・11	見聞を広める・8
文化・風俗を知る・7	農業技術を学ぶ・6	

〔表 51〕 来日の目的―「2016年アンケート調査」(回答数・58、複数回答)

金を稼ぐ・22	日本の文化・習慣を学ぶ・7	農業・先端科学技術を学ぶ・6
知識を積む/勉強する/よりよい生活/生活改善・各5		

4.4.2. 実習生の告発―口コミからスマートフォンへ

(1) 口コミによる告発

A市とは異なるC町では、まだスマートフォンが普及していない頃に、実習生の受入農家の評価が新しく来日する実習生に伝わっていたため、実習生が受入側に所属農家の変更を求めるといった問題が発生した。来日した実習生は予め決められていた農家に配属されたが、複数の実習生から「なぜ、(自分たちが)希望する農家に行けないのか」という苦情が監理団体であるNPO法人代表のもとに寄せられた。不満を表明した実習生は、来日前にC町の実習生の受入農家の情報を以前この地域で実習生として働いていた友人から口コミで入手していたようである。実習生の配属先(農家)は、協力機関であるJAの実習担当者が決めていたが、不満を表明した実習生を希望の農家に配属すれば、すでに配属している実習生を移動させなければならない、監理団体の代表が実習生たちを説得して決着を図った。

(2) スマートフォンによる告発

ここでは、実習生がスマートフォンを使ってどのように公的機関や支援団体に接触し、自身の窮状を告発するのかについて、ベトナム人・フィリピン人実習生の労働相談を担当している(2017年時点)樽松佐一氏(愛知県労働組合総連合議長)が開設したフェ

イスブックを利用した「相談室」(以下、「相談室」)を参考に記述する。この「相談室」の利用方法と実習生とのやり取りの手順は、以下の通りである。

- ① 実習生から相談が入ると、「相談室」に友達申請をしてもらい、ここに自国の言語で相談を投稿する。
- ② その投稿を、ベトナム語、タガログ語などができる支援者たちが、翻訳し、投稿する。
- ③ 日本人の労組関係のボランティアが、相談の日本語訳投稿を読んで支援に乗り出し、その結果を投稿する。
- ④ その投稿がまたベトナム語に訳されて投稿され、相談者に届く。

(樽松(2017)より抜粋、筆者が修正)

以上のように、実習生はスマートフォンを使って電話で「相談室」にアクセスし、その後はフェイスブックを通じて支援を受ける。また、「相談室」側も複数の支援者やボランティアの協力を仰ぐことが可能になっているが、ここに「相談室」がフェイスブックを使用して相談体制を築いた利点が見て取れる。竹信は樽松(2017)の中でこの「相談室」の強みを「国内だけでなく、実習生の出身国にいる日本語のできる人々にもボランティアの協力を依頼できる」・「日本人に対する労働相談とほぼ同様のスピード感で相談ごとに対応できる」(樽松[2017: 4]) ことだと述べている。そして現在、北海道でもこのような実習生の支援活動⁶⁶も見られるが、実習生はスマートフォンを使って簡単にそれらにアクセスし、自分自身の窮状を訴えることが可能になったが、この時、かつて受入側によって所有や使用を制限・禁止されていたスマートフォンが受入側を告発するための武器として使用されていることが明らかになった。

但し、実習生の日本人や支援団体等へのアクセスは、「相談室」では電話によるアクセスの後にはフェイスブックが情報共有の手段として使用されていたが、A市の実習生は微信、筆者が知るベトナム人実習生はフェイスブック(一部ツイッター)の使用が多く、実習生とのアクセスや情報共有をする際のSNSの使用には、実習生の出身地や実習生コミュニティの特徴を考慮して使用・対応する必要があるものと考えられる。

4.5. 考察

4.3.で指摘した通り、実習生の通信機器の所有や使用の制限・禁止という不正の原因は、受入側にとって一番簡単に利益をあげられる方法が人件費—労働者の賃金、本稿では実習生の賃金—の削減であり、そのために実習生の賃金に関する不正が発生し、受入側はその不正に関する情報が外部に漏れることへの懸念が実習生の通信機器の所有や使用の制限・禁止という不正行為に繋がっていた。その結果、出来るだけ人件費等の経費を削減して利益を

あげたい受入側と出来るだけ多く稼ぎを持って帰りたい実習生との間に対立が生じ、実習生はその対立を解決するためにスマートフォンを使って公的機関や支援団体に接触し支援を仰ぐことになるが、その中で受入側は制限・禁止していたスマートフォンが、今度は自分たちを告発するための武器となって現れていた。

では、なぜこのような実習生の賃金に関する受入側の不正が発生するのか。

その原因の一つとして、日本の労働市場の二重構造—正規雇用の労働者と非正規雇用の労働者の存在—の中で、労働力不足の部分は非正規の「主婦パートや学生アルバイト、農村出稼ぎ労働者、引退した高齢者などの国内労働力のなかから調達されてきた」(下平[1999 : 238])ことが考えられる。つまり、使用者側には労働力不足を地元の主婦層を中心に補ってきたという歴史的な経緯があり、その主婦層が高齢化し、労働力として使用できなくなった結果、その穴埋めとして実習生が雇用されたのである。A市の場合、A市の主力産業であった炭鉱業が隆盛を極めた時代には、炭鉱夫の奥さんたちが農家の労働力不足を補う人材として雇用されていた。しかし、その後は、炭鉱の閉山に伴う主婦層の消失、そして残った主婦層の高齢化と後継者不足、さらには高給を提示しても労働者が集まらないという状況が発生し、A市のメロン農家にとって労働力不足解消の一手となったのが実習生の雇用だったのである。そして、実習生は主婦層のパート・アルバイトの代替であったため、その地位はパート・アルバイトと同様の最底辺労働者に位置づけられ、賃金も時給制の賃金かそれを下回る最低賃金で雇われることになり、さらに、旧態依然とした日本の労働市場の〔使用者—非正規従業員であるパート・アルバイト〕—本稿においては〔農家—実習生〕—という権力構造が「欧米人や日本人とアジア出身者の技能実習生との間に境界線を引き、彼らは自分たちと異なる扱いをしてもよいというまなざしを生み出」(小川[2019 : 252])し、このような実習生に対する差別意識も実習生の賃金や通信機器に関する不正の発生に繋がっているものと考えられる。

第6章 まとめ

第1節 考察から明らかになったこと

1.1. 技能実習生と技能実習制度

国内の実習生数は、外国人労働者数と比例するように増加し、2019年は外国人労働者数の20%強を占め、北海道ではその50%強を占めるに至っている。

そして、2017年には国内・北海道ともにベトナム人実習生数が中国人実習生数を上回ったが、これには、第2章で述べたように実習制度—在留資格・「技能実習」—では一度しか来日できないという制約が深く関わっているが、北海道の耕種農業に多く見られる実習生の「1号」での受け入れは、コロナ感染症のようなパンデミックに際しては、脆弱な受入方法であることが明らかになった。

A市の実習生は、第3章1.2.で述べたように、2017年には実習生の最大供給国が中国からベトナムに取って代わったが、A市では現在も受入開始時と変わらず、中国人の実習生を採用している。その理由は、農家が中国人実習生の扱いに慣れてきたためである。

近年、A市の実習生は、出身地(省)の広域化に加えて、平均年齢の上昇、40歳以上の実習生数が増加は、中国での人材確保が困難になってきている状況を端的に示しているものと考えられる。

A市の採用条件は「健康な女性」という一点で、学歴も問われないため、実習生を希望する者にはハードルが低く、高齢で低学歴の者でも応募しやすくなっているものと考えられる。しかし、この状況は、A市での労働(作業内容)が健康であれば誰にでもできる単純な作業であることの裏返しであり、実習制度が単純労働力の供給システムとして機能していることが伺える。

また、多くの実習生の来日の目的は、稼ぐことであるが、近年は、夫が高収入だと思われる実習生も来日しており、その背景を明らかにするために数名の実習生にインタビュー調査を実施したが、明確な回答は得られておらず、今後の課題の一つである。

このように、稼ぎを目的に来日する実習生の実習制度に対する評価に関しては、本国に持ち帰る金額に不満を持つ実習生もいるが、可能であれば、再来日を希望している実習生が多いことから、実習制度は一定程度評価を得ているものと考えられる。

そして、インターネットが発達し、スマートフォンやパソコンの普及した現在でも、実習制度を知るきっかけは、友人からの情報提供がもっとも多くなっている。

実習生を希望する者は、一般的に、来日前の研修を受けるために研修所等に入所する必要があり、そのために面接試験を受けるが、現在は面接の際に派遣先が伝えられ、派遣先の同意を含めて合否が決定され、その直後から来日前の研修が開始されるが、近年は1ヶ月で研修を終了し、来日する者もいる。その背景には、日本の労働力不足があり、少しでも早く

実習生の労働力が欲しいということである。

そして、応募から来日直後までの流れの中で、研修と講習の多くが日本語学習に当てられているが、日本人と円滑に会話できる状況までには至らないため、実習生が日本人に正確に情報を伝えたい、あるいは正確に日本人の話の内容を理解したい場合には、通訳が必要となる。また、この状況は、中国語が話せない農家も同様で、実習生と農家のコミュニケーションには、通訳の存在が不可欠であるため、実習生と農家の通訳への信頼は厚い。

2018年9月に発生した「北海道胆振東部地震」では、実習生と農家に被害はなかったが、このような自然災害等の発生を想定すれば、実習生には早い段階で、災害時・緊急時に特化した日本語一命を守るために必要な日本語、助けを求める時に使う日本語等一の指導と実習生側の習得が必要だと考えられる。

しかし、帰宅後の日本語学習に関しては、疲れた体を癒すことに重点が置かれることに加えて、実習制度では再来日できないという制約も手伝って、将来的に日系企業や日本語教師として働きたいというような強い希望がなければ、疲れた体で日本語を勉強することはない。

最後に、実習生の日本での生活は、質素で節約に心掛けている。節約に関しては、実習生は食費を節約することが多く、本国での主食が米飯だった実習生が、米よりも価格が安い小麦粉を使った餅や饅頭に主食を代えることもあるが、これには出来るだけ多くの稼ぎを持って帰りたいためである。そして、実習生は慣れない作業や夏場の暑いビニールハウス内での作業にも真摯に取り組んでいるが、これも同様の理由である。

つまり、実習生の目的は、実習制度の理念や目的とは乖離した稼ぐことにあり、実習制度は実習生には稼ぐための制度として実習生を労働に集中させ、そして農家には労働力不足を解消するための制度—労働力の供給システム—として機能しているのが実態である。

1.2. 3つの擬似的コミュニティ

華僑は自分たちが集まるための建造物—会館・学校・宗教施設など—を作り、そこに人々が集まることをきっかけに、様々なコミュニティを形成してきた。

第4章2.3.で述べたように、中国国内で同郷人によるネットワークやコミュニティが形成されるのは、ごく自然のことであり、「移住地の新しい生活環境の中で経済活動を展開する華僑にとって、安定した社会関係に支えられて、相互扶助が実現し、あるいは情報交換が行えることは心強いにちがいない」(可児他[1996:217])はずなのに、A市の実習生にそのような様子は見られなかったのである。

人は、現在住んでいる場所を離れて、別の場所に住む場合、移動先で家探しや職探しなどが必要になるが、実習生には実習制度で用意された3つの擬似的コミュニティ—宿舎・農家・講習のコミュニティ—があったため、家探しや職探し等の活動が必要なかったものと考えられる。しかも宿舎は食事に必要な食料品や調味料等を調達すれば、すぐにでも生活を開

始できるようになっている。

つまり、実習生の場合、人が移動先で生活を開始するにあたって必要な住む場所、働く場所、そして言葉を学習する場所が受入側によって用意されているため、同僚や A 市以外の同郷人とコミュニティを形成したり、上述した華僑のように、安定した社会関係の中で、相互扶助を実現したり、情報交換する必要がなかったのである。

近年、A 市では実習生のスマートフォンの所有が進んだため、Wi-Fi も設置されており、スマートフォンを所有していれば、すぐに本国の家族や友人とも連絡が取れるようになっている。また、農家は実習生の支出が少なく済むように、宿舍の料金を低額に抑えたり、光熱費の超過分を支出している。このように農家が実習生へ配慮する背景には、実習生が農家にとって貴重な労働力であること、そして農家も実習生が稼ぐために来日していることを承知しており、労働力不足の農家と稼ぎたい実習生との間には win-win な関係が成立している。

宿舍は、実習生の日本での生活拠点であり、実習生同士が寝食をともにする場所であるとともに、本国との情報収集・情報交換の場所になっており、本国との頻繁な交信は、実習生の「心の癒し」となっている。そして、宿舍が同郷の実習生だけで生活をしていることを考えれば、まさに宿舍は同郷人によるコミュニティであり、華僑が作った建造物やそれらを中心にして形成されたコミュニティが果たしていたような機能—情報収集・情報交換や相互扶助等—を発揮しているものと考えられる。

また、農家は実習生の職場である。近年の A 市の実習生は、面接の際に派遣先が A 市であり、メロンの栽培に携わることを伝えられているが、最初は慣れない仕事や力仕事に苦戦することも多い。

そして、実習生は農家で一日の生活の半分近くを過ごすため、実習生が滞在中もっとも多く接するのが農家やその家族、アルバイト、パートの人たちである。ここは、かなり限定された人たちによって形成されたコミュニティと言えるが、実習生にとっては、数少ない日本人との接触場面であり、ここで日本の生活文化について知ることも多い。そして、ここでは日本人の実習生へのもてなしに対する慎ましい態度や実習生と一緒に仕事をする年長者や訪問者に対する気遣いも見られる場所であり、以下の講習とは異なる学習の場、人間教育・人間形成の場となっている。

また、実習生にとって農家コミュニティは、農家が「日本のお父さん」という家族的な側面と「使用者」という労働関係的な側面の 2 つがあり、そのどちらか一方がうまくいかないともう一方もうまくいかなくなってしまうため、特に農家の実習生への対応が重要になってくる。

つまり、農家が実習生を大切な労働力として活用する一方で、一人の人間として尊重しているかが重要であり、仮に、農家に不正行為等あれば、信頼関係は崩れ、良好な関係を維持することは困難になるため、A 市では不正行為の中でもっとも多く発生している賃金の不払いを念頭に置き、実習生への給料の支払いに関しては、農家だけでなく、「協議会」、そし

て仲介業者も細心の注意を払っている。

やや極端な言い方にはなるが、実習生の日本での生活(労働を含む)がうまくいくかどうか、そして実習生の来日の目的一稼ぐこと一が達成できるかどうかは、農家の対応に掛かっているとと言っても過言ではないと筆者は考えている。

最後に、講習は日本で生活や仕事をするために必要な知識を身につける学習の場であると同時に、来日直後に実施されるため、来日間もない不安を抱える実習生たちの情報収集・情報交換の場ともなっている。そして、講習の大部分は実習生と同じ母語話者の仲介業者の通訳が務めるため、休憩時間や昼食時には、講習の内容でわからなかったことはもちろん、宿舎でのトラブルや不安・悩み等を相談するために通訳のもとへやってくる。それらに対応するのは通訳の業務であるが、その一方で、実習生よりも先んじて来日した本国の先輩として日本での経験をもとに時には優しく、時には厳しく答えているような場面も見られ、第4章 3.2.5.(1)でも述べたように、講習は実習生のための同郷人によるサポートセンターのようになっている。

実習生以外の外国人が来日した場合、まず、住居探しに苦労することが多い。それは、現在でも外国人の入居を拒絶するオーナーが多いこと、そして契約の際に日本人の保証人を要求されることや日本独特の入居までのシステム—敷金・礼金の支払い等—に関する理解も含めて、外国人にはわかりにくいことで、日本で生活を開始するにあたって最初の障害となっている。そのため、筆者が所属する大学の留学生の担当部署では、2016年からその施設内に不動産会社が入った程である。

また、仕事に関しても、すでに日本に住んでいる親族や同郷人を頼って探さなければ、見つけることは難しいだろう。そして、住居探しや仕事探しまでは、サポートしてくれる人がいるとしても、それらの人たちと同居していない限り、日本で生活していく上では、日本語で話したり、日本人の話を理解することが必要になり、日本語の学習も必要になってくるだろう。

しかし、実習生は、本国で実習生として来日が決まれば、本国での研修や渡航手続きのための費用は掛かるが、実習生は他の外国人たちが来日直後に必要となる住居が見つかるまでの宿泊費、住居契約の際の敷金・礼金や入居料(家賃1ヶ月分)、仕事が見つかるまでの生活費等の費用や学習場所を見つけるなどの経済的な負担を負わなくてもよく、実習制度が実習生の経済的な側面を考えても、都合のよい移住システムとして機能しているのである。

このような理由で、実習生は同郷人に接触したり、華僑のように会館・寺院・学校のような建造物を作ったり、そして自分たちでコミュニティを形成することもなかったが、実習生には実習制度によって用意された3つの擬似的コミュニティ—宿舎・農家・講習一があり、これらが従来の建造物やコミュニティが持つ機能—情報交換・情報収集、教育、相互扶助等—を代替し、実習生の日本での生活を支えているものと考えられる。

そして、中国人のコミュニティの不形成の要因に関して上林(2020)は、「コミュニティ形成に必要とされている共通基盤は出身地域別に区分される。そのため第1に同一出身地域

を共有する中国人であり、また第 2 に出身階層を農民出身者、という限定を付す」(上林 [2020 : 108])としたが、それらに加えて、実習生の場合、宿舎・農家・講習の 3 つの擬似的なコミュニティが華僑たちの建造物やコミュニティの代役を果たしているため、実習生は自ら建造物を作ったり、コミュニティを形成する必要がなかったものと考えられる。

しかし、その一方で、3 つの擬似的コミュニティは、一時的コミュニティに終わってしまう。その理由は、実習制度では、滞在期間が決まっており、実習生の帰国と同時に 3 つの擬似的コミュニティもその役割を終え、消滅・解体してしまうのである。その中で、講習は、来日直後の約 3 週間だけ実施されるため、それが終了すれば、消滅・解体してしまうコミュニティである。

つまり、実習制度によって用意された 3 つの擬似的コミュニティは、実習生のためのコミュニティであり、それらは実習生の帰国によってその役割は終了し、消滅・解体することになる。

このように、3 つの擬似的コミュニティは、期限を迎え、役割を終えると解体・消滅するが、講習と宿舎のコミュニティで構築された実習生同士、あるいは講習コミュニティで構築された実習生と通訳とのネットワークは残る。それは、実習制度には再来日ができないという制約があり、その後は他の在留資格で来日することも極めて難しいため、実習生は日本人とのネットワークを維持・継続する必要はなく、今後何かの機会に役立つ可能性のある同郷人とのネットワークを維持・継続するのである。それは、実習生が通訳に帰国後の仕事に関する相談をしていることから伺える。

また、実習生が帰国後も日本人とのネットワークを維持・継続していることは少ないため、第 4 章 4.3.で紹介した 2 つの事例は、稀なケースだと考えられる。その中で、c 農家に在籍した実習生が c 農家と帰国後も連絡を継続し、筆者にも手紙をくれた背景には、その元実習生が再来日を強く希望しており、今後來日した際の情報収集等のためのネットワークとして c 農家や筆者とのネットワークの維持・継続した可能性もあるのではないかと考えられる。

しかし、一般的には、実習生が滞在中に構築した日本人とのネットワークも、実習生の帰国に伴い、3 つの擬似的コミュニティの消滅・解体とともに途切れてしまい、滞在期間のみの一時的なネットワークに終わってしまうことが多い。

1.3 スマートフォンの所有と使用

現在は、ほとんどの実習生がスマートフォンを所有し、スマートフォンを所有していない時には、本国の送出国が実習生にスマートフォンの購入を求める程であり、いまやスマートフォンは海外へ渡航する際の必携アイテムになっている。現在のように実習生のスマートフォンの所有が進んでおらず、宿舎の固定電話を使用して本国と連絡をしていた頃と比較すると、格段に便利で安価で済むようになった。これには、第 5 章 2.4.で述べたように、

スマートフォンが持ち運びに便利な「モバイル・メディア」であること、「ユビキタス性」があること、そしてその多機能性が大きく影響しているものと考えられる(白崎 2020)。

そして、第 5 章 1.2. に示したように、スマートフォンの使用料は安く、アプリケーションを使用すれば、通話料も掛からず、実習生の支出に占める通信料の割合は少なくなった。かつて、実習生が宿舎の固定電話を使用するために仲介業者から専用のテレフォンカードを買ったり、カードの購入が頻繁になり仲介業者から注意を受けたり、固定電話を使用する順番や使用時間を決めていたのが、今となっては懐かしい話である。

アンケート調査によれば、A 市の実習生のスマートフォンの使用に関する最大の特徴は、本国への連絡が多いことであり、その中でも家族への連絡が多いことである。その理由は、A 市の実習生のほとんどが既婚者であり、小さな子どもがいる実習生も多いためだと考えられる。そのため、通話内容は、本国の家族以外の人たちには挨拶や慣用表現が多くなっているが、家族には「子どもの勉強」・「家族の健康」・「無事の報告」等具体的なものが多くっており、この違いには、相手に対する親密度の違いが現れているものと考えられる。

このように、現在はスマートフォンを使用すれば、いつでもどこからでも本国の家族に連絡できるようになった。そして、ビデオ電話機能を使えば、相手の表情や様子を見ながら話せるようになり、特に本国に小さな子どもを残して来日した実習生の「子どもの顔が見たい」・「子どもが自分の顔を忘れないように」という思いが叶えられることになり、その家族との交信が異国の地で働く実習生の「心の癒し」になっているが、それはバーチャルな空間を通じた交信であるが、リアルな本国の家族とリアルに近い形で交信が行われており、それは実習生が遠く離れた本国の家族とバーチャルな空間を通してコミュニティーバーチャルな家族コミュニティーを形成しているようである。

また、受入側による実習生のスマートフォンを含む通信機器の所有や使用を制限・禁止という不正行為に対しては、現在スマートフォンが受入側の不正行為を告発するための武器となっていたが、その背景には実習生が実習制度下では日本の労働市場において最底辺の労働者に位置づけられ、そこには〔使用者—実習生〕という権力構造が生んだ使用者の差別意識があり、それが受入側のスマートフォンに関する不正行為を生む一因となっていること、そして実習制度に関する問題が日本の労働市場の構造的な問題の延長線上にあることも明らかになってきた。

1.4. 実習生とは、どのような人たちなのか

本稿での考察から、A 市の実習生たちはコミュニティーを作らない人たちであった。その理由は、A 市の実習生の滞在期間が約 8 ヶ月と短期であり、周囲にも同郷人や同郷人のコミュニティーがない、そして出身地域という共通基盤(上林 2020)が必要なことに加えて、実習生には実習制度によって用意された 3 つの擬似的コミュニティーが実習生の日本での生活をサポートしていたためであった。実習生以外の外国人が来日した場合、家探しや職探し、そ

して日本での生活するために日本語の勉強が必要になるが、実習生にはそれらに代わる宿舎、農家、講習の3つの擬似的コミュニティが、実習制度によって用意されており、それらは実習生の移動や生活をサポートする移住システムのように機能していた。

そして、この3つの擬似的コミュニティが受入側—農家や監理団体—によって用意されるのも実習制度の特徴である。

宿舎に関しては、「実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければ(法務省・厚生労働省[2019: 64])らず、「寝室については、床の間・押入を除き、1人当たり4.5m²以上を確保すること」(同[2019: 88])や「2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数15人未満は1箇所)設ける措置を講じていること」などがこと細かに規定されている。

また、講習に関しても、監理団体には「技能実習生が実習実施機関において技能等の修得活動をする前に、一定時間以上の講習を実施することを上陸基準省令「技能実習1号口」第8号で義務付け」(法務省入国管理局[2009: 7])、講習の実施時間数も「上陸基準省令で定められており、基本的には「技能実習1号口」の活動に従事する予定時間の6分の1以上」(同上)と決められている。さらに、監理団体には「同時期に入国した実習生を、机と椅子が備えられている学習に適した研修施設に集めて、講習を実施しなければならない」(太田他(2018)、p244)というように学習環境まで規定している。

さらに、実習生には、それらに加えて、農家という働き場所まで用意されているため、同郷人や同郷人のコミュニティに接触したり、連絡する必要がなく、また、自分たちでコミュニティを形成することも必要がなかったのである。

そして、実習生がコミュニティを形成しない補助的な要因として、実習生のスマートフォンの使用がある。つまり、スマートフォンがあれば、家探しや職探しのために従来のように同郷人や同郷人コミュニティに直接対面で接触する必要はなく、スマートフォンを使って接触し、必要な情報を収集すればよい。また、家探しや職探しに関しても、それら専用のサイトにアクセスして情報を収集すれば、現在は誰の手も煩わせずに解決することも十分に可能である。

また、実習生はスマートフォンの機能の進歩—ビデオ電話機能等—によって、本国の家族とリアルに近い形で交信できるようになった。特にA市の実習生は既婚者が多く、また、小さな子どもがいる者も多いため、バーチャルな空間を通じた本国の家族との交信は、異国の地で働く実習生の「心の癒し」となっており、それは実習生と本国の家族がバーチャルな空間でバーチャルな家族コミュニティを形成しているようであった。

このように、本国の家族とリアルに近い形で交信できるようになったことも実習生が日本でコミュニティを形成しない要因の1つとなっているものと考えられる。

しかし、その一方で、実習生は「技能実習に専念し、技能等の移転に努めなければならない旨の責務が定められています。この責務からも明らかなように、技能実習生は、入管法上の資格外活動許可を得て、他所で就労活動を行うことは認められません」(法務省・

厚生労働省[2019: 32])となっており、裏を返せば、実習生は講習を受けなければならないし、職場を代えることもできないのである。そして、宿舎は、実習生が住宅費を自己負担すれば、好きな所に住むことも可能であるが、実習生の交通手段は徒歩か自転車、あるいは公共の交通機関となるため、自ずと通勤範囲が決まってしまう。そして、実習生の目的は本国にできるだけ多く稼ぎを持って帰ることであるため、宿舎よりも高い家賃払って賃貸物件に入居することはないのである。

そして、最大の問題が、上記の規定にあった「他所では就労活動を行うことは認められない」ことである。

第4章3.1.5.(3)で述べたように、実習生と農家との間に良好かつwin-winな関係が構築され、それが滞在期間中に維持・継続されていけばよいが、良好な関係が崩れた場合や不正行為が発生している状況下で働いていても、原則実習生は職場を代えられないのである。それに対して、実習生が使用者一本稿では、農家一に対して労働環境・労働待遇の改善を求めることも可能であるが、日本語をうまく話せない実習生が農家と交渉することは難しく、その実態を同僚に打ち明けるのが関の山だろう。そして、交渉が出来たとしても、その結果、契約を打ち切られてしまえば、実習生には帰国の道しか残っていない。また、講習では実習生のよき相談役・理解者であった通訳に相談をする方法も考えられるが、仲介業者は監理団体から講習を請け負うことや農家から実習生の管理費を徴収することで収益を上げているため、仲介業者にとって農家は顧客であり、その顧客が不利になるような、つまり、実習生の言い分を全面的に支持するとは考えにくく、そうなれば、実習生は八方ふさがりの状態になってしまうため、実習生は泣き寝入りするか、最悪の場合は失踪することになる。

このように、実習生と農家との良好な関係やwin-winな関係が崩れると、実習生と農家との間に日本の労働市場の構造的な問題—〔使用者—労働者〕という権力構造—が表出し、実習生は弱い立場の最低辺労働者として位置づけられ、労働力の供給システムとして機能している実習制度の負の影響を受けることになる。

実習生にとって農家と良好な人間関係を構築は、日本で生活する上で最重要課題なのである。

つまり、実習生は実習制度の恩恵—日本の生活に困らないように 3 つの擬似的コミュニティが用意されている—を受けながら、稼ぐという目的を達成可能な人たちである一方で、ひとつ歯車が狂うと、実習生は実習制度の移動や職業移転の制約によって、自由を奪われかねない、制度に縛られた人たちでもある。

1.5. 実習制度の問題点

第 1 節で述べたように、実習制度が実習生にとって都合のよい移住システムとして機能している。

しかし、実習制度は、すでに第2章3.2.で述べたように、多くの問題を抱えている制度であり、国際社会からは人権侵害の観点から強い批判を浴びている制度でもある。

その原因に関して旗手(2014)は、実習生と受入機関との間の力関係の非対称性を、そして宮島他(2017)は実習制度下での建前と実態との著しい乖離という構造的な矛盾をあげている。

旗手の指摘は、本稿で言えば、実習生と農家との「労使関係」である。その間の力関係の非対称性とは、その力関係にアンバランスが生じ、実習生と農家の間に権力構造—農家が上、実習生が下という上下関係—が成立したことを示しており、この権力構造こそが、日本の労働市場における構造的な問題としてこれまでも指摘されてきたのである。

この構造をA市の実習生に当てはめると、炭鉱が隆盛を極めた時代の「炭鉱夫の奥さんたち—農家」という構図が、炭鉱の閉山によって「地元の主婦層—農家」という構図に変化した。しかし、財政破綻以降の急激な人口減少や高齢化が進んだ結果、「地元の主婦層」も高齢化し、A市には「地元の主婦層」に代わる人材がいなくなったのである。

そこで、注目されたのが実習生(受入開始当初は研修生)であり、新たに「実習生—農家」という構図が生まれたのである。つまり、実習生は「炭鉱夫の奥さんたち」や「地元の主婦層」に代わる労働力として位置づけられ、「パート・アルバイト—農家」という構図の「パート・アルバイト」の代わりとして組み込まれたため、実習生の賃金体系は時給制で、しかも最低賃金かつ昇給もない状況を甘んじて受け入れなければならない最底辺の労働者に位置づけられてしまったのである。

この状況は、日本が抱える労働市場の構造的な問題であり、実習生に限ったことではなく、日本人であっても「パート・アルバイト」に位置づけられると発生する根の深い問題であり、労働組合にも加入せず、上手く日本語が話せない実習生は、さらに使用者に対して弱い立場とならざるを得ず、強い立場にある受入側から不当な強制退去のような暴挙を受けるような状況も発生するのである。

〔表52〕は、東京都労働局が1971年に実施した「出稼労働者実態調査」の「賃金不払」に関する調査結果である。

この調査によれば、「出稼労働者の遭遇する事故の中で、よく問題となるのが賃金不払い事故である。出稼者の就労する事業所が建設業に多く、(中略)問題視されていたところであった。しかし、最近では就労経路もかなり改善され、出稼者の就労分野も広く他部門に広がったから、かつてほどの被害は少なくなっているとみてよい」(東京都労働局[1971:77])と記されている。

そして、「基本給を中心とする各種手当の構成について見ると、これも労働者の種別による特徴がはっきりと出ている。もっとも顕著であるのは家族手当と役付手当で、これは出稼労働者と臨時労働者の場合には皆無ではないがきわめて低い比率となって」(同[1971:45])おり、「正規労働者—非正規労働者」という構造下での待遇の違いは、現在と変わらないことがわかる。

〔表 52〕 賃金不払い事故の経験

職種/ 有無	ある	ない	合計
建設業	10.5	89.5	100
製造業	5.8	94.2	100
その他	8.7	91.3	100
合 計	8.6	91.4	100

東京都労働局(1971)より抜粋。

また、宮島他(2017)が指摘する実習制度の建前と実態の乖離とは、実習制度が国際貢献や開発途上国への技術移転という理念・目的で設計されているが、その実態は、日本の生産年齢人口が減少する中で、労働力不足が深刻な産業分野のための労働力の供給システムとして機能しているのである。

その状況をよく表しているのが、序章第 1 節で示した外国人労働者の増加であり、第 3 章 1.2. で示した実習生の増加である。実習生数は、在留資格別でも「身分に基づく在留資格」について第 2 位の 402,356 人、そして外国人労働者数(1,724,328 人)の 1/4 強の数値となっている。そして、現在は、実習生の供給国も 2017 年にはベトナムが中国を上回り、近年はベトナム以外の東南アジア諸国やフィリピンからの増加が著しい。この変化には、実習制度では滞在期間が決められ、再来日できないという制約があること、そしてこれまで世界最大の人口を誇る中国は日本の需要に応え、どんどんと日本へ実習生を供給してきたが、実習制度の再来日ができないという制約のため、中国でも実習生を希望する階層の分母が減少し、募集範囲を拡げても人材の確保が難しくなり、その結果、供給国がベトナムやそれ以外の東南アジア諸国等に移行せざるを得なかったという事情があり、この制約がもたらすローテーション方式—一定期間で労働者を入れ替える方式—が実習生の「使い捨て」に繋がっているとの批判も多い(丹羽 2011、宮島他 2017)。

もう一つが、実習生の来日前研修の期間と来日後講習の期間が短くなっていることである。

すでに、第 3 章 3.3.2. に実習生の来日前研修の期間を示したが(〔表 27〕)、北倉他(2011)によれば、受入開始当初は 2.5~5 ヶ月(北倉他[2011 : 95])だったが、近年は 1~2 ヶ月で来日することもある。

研修の期間が 1 ヶ月を切らないのは、第 3 章 3.5. に示したように、1 ヶ月以上かつ 160 時間以上の研修を受講していれば、来日後の講習期間が実習期間の 1/12 でよいという特例があり、この基準をクリアした実習生を日本へ送り出せば、来日直後の講習の期間が短くなり、それだけ早く現場へ出て働くことができるため、労働力不足の受入側、稼ぎたい実習生双方にメリットがあるということである。

しかし、3~4 ヶ月間研修で日本語を学習してきても、日本人とのコミュニケーションは

不自由な状況であり、それが1ヶ月となれば、結果は見るまでもない。

つまり、実習制度の理念や目的は、開発途上国等への国際貢献・技術移転であるが、その実態は、生産年齢人口が減少する日本の労働力不足解消のための労働力の供給システムとして機能しているという実態が見えてくる。

第2節 3つの擬似的コミュニティは、コミュニティと呼べるのか

2.1. どのような定義にもとづいて、考察を進めてきたのか。

第4章1.8.の繰り返しになるが、暫定的にはあるが、コミュニティを「地域性」と「共同性」という二つの要件を中心に構成されている社会」(角[2008:3])と定義し、「人間が、それに対して何らかの帰属意識をもち、かつその構成メンバーの間に一定の連帯ないし相互扶助(支え合い)の意識が働いているような集団」(小林[2020:11])、「人が依存することができ、たやすく利用が可能で、お互いに支援的な、関係のネットワーク」(植村勝彦[2012:7])という定義も考慮しながら、考察を進めてきたことを確認しておく。

2.2. 3つの擬似的コミュニティは、どのようなコミュニティだったのか

第4章での考察の結果、3つの擬似的コミュニティは、実習生のための移住システムのように機能し、3つの擬似的コミュニティには、華僑たちが作った建造物やコミュニティに見られた情報収集や情報交換、相互扶助的な機能等があり、華僑たちが作った建造物やコミュニティの代替的な役割を果たしていた。

特に、講習と宿舎コミュニティでは、多少は日本人との関わりもあるが、基本的には同郷人同士によるコミュニティ同郷人コミュニティとなっていた。

また、3つの擬似的コミュニティが一時的コミュニティに終わってしまうことも特徴の1つである。それは、実習制度では滞在期間が決まっており、実習生はその期限を迎えると必ず本国へ帰国しなければならず、実習生の帰国とともに3つの擬似的コミュニティも消滅・解体してしまうからである。そして、講習と宿舎コミュニティで構築された実習生同士、あるいは講習コミュニティで構築された実習生と通訳とのネットワークは維持・継続されるが、日本人とのネットワークのほとんどが途切れてしまうことも特徴であり、日本で構築されたネットワークは、今後の就労を含む実習生の生活に役立つかどうかという観点で、維持・継続されているものと考えられる。

2.3. 3つの擬似的コミュニティの「地域性」と「共同性」

第4章1.1.の「社会学におけるコミュニティとは、「地域性」と「共同性」の二つが重要であると考えられている。そこに共同性というもう一つの契機を要求する」(角[2008:3])という定義を参考にすれば、コミュニティに関する議論を進めるにあたっては、「共同性」に先立ち「地域性」に関する議論が必要だと考えられる。

まず、ここでは3つの擬似的コミュニティが「地域性」を備えているのかどうかについて検討する。

『新社会学辞典』によれば、「地域性」とは「ある地域の住民の多くに共通してみられる社会経済的属性、態度、意見、生活習慣、価値観、およびその背後にある歴史的・文化的あるいは社会経済的特性、そして自然環境の特質」(新社会学辞典[2002:990])に、地域や地域住民との密接な関わりという要素も加えて、3つの擬似的コミュニティの「地域性」の有無に関して検討する。

講習は、通訳、あるいはJA職員や農家が講師となって講義形式で行われているが、その大部分は、通訳が行っており、講習のほとんどが通訳と実習生の同郷人によって行われているため、地域や地域住民との接触も皆無であり、「地域性」は全く見られない。

宿舎は実習生が寝食をともにする生活拠点であり、まさに同郷人コミュニティとなっており、近隣住民とあいさつ程度の交流はあるが、宿舎それ自体には「地域性」は見られない。

しかし、農家では、実習生も農家を通じて地域住民と交流する場面が見られたが、その理由は、このコミュニティが農家とその家族で構成する家族コミュニティが母体となっており、その地に居住し、地縁を有するため、当然「地域性」を有するコミュニティであり、この家族コミュニティに実習生を加え、農家コミュニティが形成されているのである。

さらに、第4章1.1.で述べたように、角はコミュニティが「共同性というもう一つの契機を要求」(角[2008:3])し、共同性の2つの大きな要素を「共同することによって得ることのできるさまざまな利得に起因する、道具的あるいは実利的な共同性、そして、自らのアイデンティティの確認や精神的な安定をもたらすところの、表出的あるいは心情的な共同性である」(同上)とした上で、「コミュニティを形作るものとして、定住意志、快適な居住空間、主体性」(同[2008:8])の3つをあげているが、農家コミュニティは、この角が提示した「共同性」の条件も満たしているものと考えられる。

2.4. 3つの擬似的コミュニティをコミュニティと呼べるのか

上記の考察から、講習と宿舎コミュニティには「地域性」は見られなかったが、農家コミュニティには、「地域性」・「共同性」の両方を見て取ることができた。この結果から、講習と宿舎コミュニティはコミュニティと呼べないが、農家コミュニティはコミュニティと呼ぶことに問題はないものと考えられる。

では、なぜ講習と宿舎コミュニティには、コミュニティ形成に必要な「地域性」が見られなかったのだろうか。

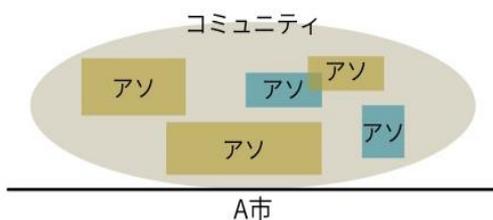
その理由は、この2つの擬似的コミュニティが外から「持ち込まれたコミュニティ」で、A市に地縁や血縁を持たない人たちの集まり、集団だからある。つまり、この2つの擬似的コミュニティは労働力不足を補うために実習制度がA市に「持ち込んだコミュニティ」であり、労働力の供給のために来日する実習生の生活をサポートするために機能することを求められた集まり、集団であり、目標達成のために機能的に振る舞うため、コミュニティ的ではないのである。講習は実習生が日本での生活に困ることがないように、宿舎は寝食に困

らないようにである。

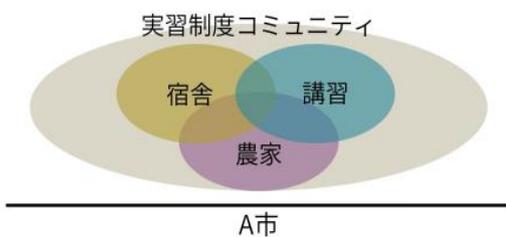
その一方で、農家コミュニティは、実習制度がもともと地域に根差していた家族コミュニティを実習制度コミュニティに取り入れ、そこに実習生を加えて、形成されたものである。しかし、農家コミュニティも、実習制度コミュニティの下では、メロンの生産という目的のために、そして実習生が働く場所と稼ぎに困らないように機能しており、コミュニティでありながらアソシエーション的側面を持ち合わせている。

そこで、この議論を整理するために、マッキーバーの「コミュニティ内にいくつものアソシエーションが存在している」・「アソシエーションはコミュニティ内の一組織、一器官である」(山崎[2006: 40]) [図2] という考え方を参考にすれば、3つの擬似的コミュニティは、実習制度コミュニティの下でコミュニティというよりは [図3]、アソシエーションとして機能し、それを束ねているのが実習制度コミュニティと考えるのが適切だろう [図4]。つまり、3つの擬似的コミュニティは実習制度コミュニティの一器官として機能し、それを統合したものが実習制度コミュニティということである。

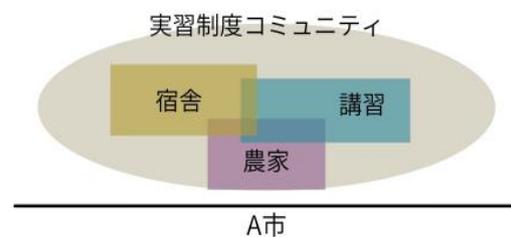
〔図2〕 マッキーバーのコミュニティとアソシエーションの関係



〔図3〕 実習制度コミュニティと3つの擬似的コミュニティ



〔図4〕 実習制度コミュニティと3つのアソシエーション



(注) ● はコミュニティ、■ はアソシエーションを示している。

しかし、この実習制度コミュニティも A 市の労働力不足解消という目的のために「持ち

込まれたコミュニティ」という点では、3つのアソシエーションを従えて、また、それらを束ねた統合体と考えると、実習制度コミュニティもアソシエーション的であると考えるのが自然であるが、そうすると、実習制度コミュニティがコミュニティなのか、それともアソシエーションなのか、区別が難しくなってくる。しかし、コミュニティの暫定的な定義に加えていた「人が依存することができ、たやすく利用が可能で、お互いに支援的な、関係のネットワーク」(植村勝彦[2012: 7])、「人間が、それに対して何らかの帰属意識をもち、かつその構成メンバーの間に一定の連帯ないし相互扶助(支え合い)の意識が働いているような集団」(小林[2020: 11])、あるいはマッキーバーのコミュニティがいくつも重なり、人間の相互関係によって幅を持つものだと考えれば、上述したアソシエーション的な3つの擬似的コミュニティをコミュニティと捉え、重なりあった3つの擬似的コミュニティが、さらに実習制度コミュニティと重なる、あるいは実習制度コミュニティの中に取り込まれていると考えることも可能ではないかと考えられる。

このコミュニティとアソシエーションの区別の難しさは、第4章1.4.で述べたように、コミュニティにとって不可欠な要素を「地域性」と「共同性」の2つと考え、コミュニティを共同の関心のために組織された集団としてのアソシエーションと対比させる形で把握してきたが、「現実の社会においては地域的なコミュニティはすでに地域性と共同性とのかかわりは分化したものとなり、むしろ特定の目的を追求するアソシエーションの展開にともなって空洞化の方向へたどりつつあった。それだけに、社会学におけるコミュニティの概念は、地域的な具体性を曖昧にしながら、一方、抽象的・理念的な共同社会を意味するものとして発展することになった」(後藤[2002: 36])ものと考えられるため、本稿の実習制度コミュニティや3つの擬似的コミュニティを、第4章1.5.や1.6.で述べたように「よりゆるやかなネットワークとして捉えるような、地域性を前提としない結びつきまで視点を広げ」(米田[2003: 84])、「地縁というものに代わって友人関係などが重視され、いわばネットワーク型の人間関係に重きを置く」(同[2003: 87]上)もの捉え、コミュニティという表現を使用することが自然な捉え方ではないかと考えられる。

そこで、以下でも、実習制度コミュニティ、3つの擬似的コミュニティ、講習コミュニティ、宿舍コミュニティ、農家コミュニティという表現を使用してまとめをする。

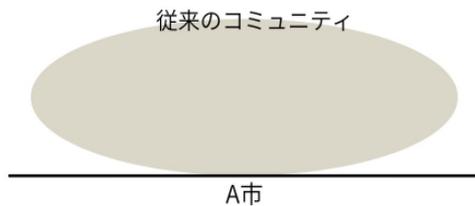
2.5. まとめ

2.5.1. 3つの擬似的コミュニティ

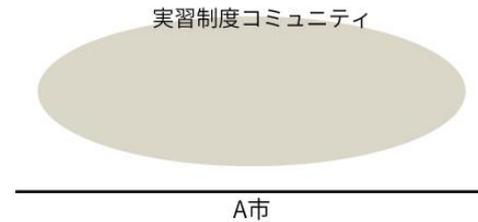
実習制度コミュニティとそれを構成する3つの擬似的コミュニティは、従来のコミュニティのように地域社会に根差し、地域住民と密にかかわるような集まり、集団〔図5〕ではなく、地域社会とはほとんど接点を持たない集まり、集団であり〔図6〕、これらは地域には由来しない実習制度が「持ち込んだコミュニティ」、実習制度によって「用意されたコミュニティ」ということである。そのため、実習制度コミュニティを構成する3つの擬似的コ

コミュニティは、当然実習制度の影響を受けたコミュニティであり、実習制度の決められた滞在期間の厳守の影響を受けて、一時的なコミュニティで終わってしまうのである。

〔図5〕 従来のコミュニティ

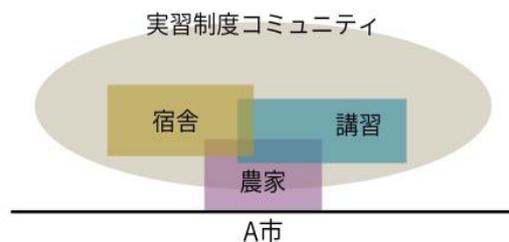


〔図6〕 A市と実習制度コミュニティ



そして、3つの擬似的コミュニティによって構成された実習制度コミュニティは、A市という地域に存在しているが、地域や地域住民、そして地域住民が作るコミュニティとは一線を画し、〔図6〕のようにA市の上に浮いているようなコミュニティであるが、農家コミュニティだけは「地域性」・「共同性」を有しているため、地域とも密接な関係を持つコミュニティとなっている〔図7〕。

〔図7〕 実習制度コミュニティ



ここから想起されるのが、A市が石炭産業で栄えた時代の炭鉱地区の様子である。炭鉱を運営する企業はそこに炭鉱夫を集め、炭鉱夫たちの生活に必要な住宅、水道、ガス等の生活インフラを整備していった。また、それらの企業は、石炭輸送と地域の人たちと市街地とを結ぶために鉄道も敷設するなどして、巨大な炭鉱コミュニティを形成していった。

そして、炭鉱コミュニティも本稿の実習制度コミュニティと同じように、外から持ち込まれたコミュニティであるが、両者のもっとも大きな違いは、炭鉱コミュニティが地域を巻き込む形で形成されたのに対して、実習制度コミュニティは〔図6〕で示したように、地域とは一線を画すように存在していることである。しかし、炭鉱コミュニティでは、炭鉱関係者が地域にある店で買い物をしたり、居酒屋に行つて酒を飲んだりもする。そして、子どもが

いれば、その子どもは地域の学校に通うことになり、地域とより密接な関係が構築され、地域の行事や活動には炭鉱関係者やその家族も参加し、また、企業が開催する行事には地域住民が参加するなど、地域と炭鉱コミュニティは一体化し〔図 8〕、炭鉱が隆盛を極めた時期は、炭鉱コミュニティが地域コミュニティを飲み込んでいる〔図 9〕ようにも思える状況があったのである。

〔図8〕 炭鉱コミュニティと地域のコミュニティ (1) 〔図9〕 炭鉱コミュニティと地域のコミュニティ (2)



しかし、現在は第 1 章 1.1.2.で述べたように、炭鉱とそれらを運営していたすべての企業が A 市からなくなり、炭鉱コミュニティも解体し、炭鉱があつた地域は衰退の一途を辿っているのが現状である。つまり、外から「持ち込まれたコミュニティ」は、その使命を終えると消滅し、一時的な存在で終わってしまうのである。

また、講習と宿舎コミュニティでは、ほとんど日本人との接触がないため、日本人とネットワークを構築することはないが、農家コミュニティは 3 つの擬似的コミュニティ中で唯一、一部では実習生の帰国後も実習生とのネットワークを維持・継続しているコミュニティであるが、一般的には、実習生の帰国とともに構築されたネットワークも途切れてしまうことが多い。

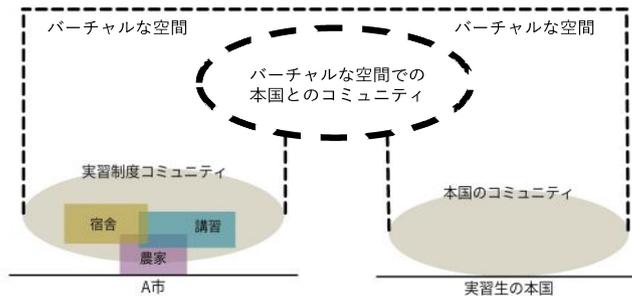
その一方で、実習生の帰国後も途切れることがないネットワークが、講習と宿舎コミュニティで構築された実習生同士、あるいは実習生と通訳との同郷人ネットワークである。つまり、実習生は「技能実習」という在留資格では、再来日が出来ないという制約があり、他の在留資格で来日しない限り、今回の実習制度で構築した日本人とのネットワークを使うことはないが、同郷人ネットワークは、今後も本国で何らかの機会や場面で役に立つ—本国での生活や就業等—可能性があるために維持・継続されるものと考えられ、現実的である一方で打算的だとも言える。

そして、実習生は来日中も本国の人たちとスマートフォンやパソコン(インターネット)を通じて、頻繁に連絡をしている様子が明らかになった。

それは、実習生がスマートフォンを使ってバーチャルな空間で本国のリアルな家族等と繋がっていることを示しており、そのバーチャルな空間には、実習生と本国の家族等とのバーチャルなコミュニティが形成されているものと考えられるが〔図 10〕、これもスマートフ

オンの機能—ビデオ電話の機能等—の進化によって蓮見が言うように「ネットワーク・コミュニティがよりリアリティを持ちだしたと」(米田[2003: 84])思われ、バーチャルなコミュニティに導くスマートフォンやパソコン等の通信機器の重要性を再認識せざるを得ない状況となっている。

〔図10〕 実習制度コミュニティと本国のコミュニティ



このように、実習生はスマートフォンを使って、実習生にとって一番大切なリアルな本国の家族コミュニティとバーチャルな空間でリアルなコミュニティに近いコミュニティ—バーチャルなコミュニティ—を形成し、接触しているため、日本人や日本にいる同郷人やそれらのコミュニティに接触したり、自分たちでコミュニティを作ったり、そして、日本人のコミュニティに接触したり、参加する必要もなかったのである。

そして、実習生はスマートフォンを使って、本国コミュニティとのネットワークを維持・継続し、本国のコミュニティと接触することによって、自分のアイデンティティが本国にあることを確認し、それを本国の人たちに示しているのかもしれない。

その一方で、実習生と日本人のコミュニティやネットワークは、一時的で、継続せずに終わってしまうことが多い。この背景には、実習制度が期間限定で、その期限を迎えると必ず本国へ帰国しなければならないという制約があり、この制約が滞在中の実習生のコミュニティやネットワーク形成に影響を与え、実習生と農家のネットワークのあり方にも影響を与えているものと考えられる。

2.5.2. 労働市場の構造的な問題と A 市の実習生

A 市の実習生はこれまですべて中国人の女性である。中国人である理由は、受入当時、中国が実習生の最大供給国であったこと、そして北海道に中国人以外の実習生を派遣する業者がなかったためだと考えられる。また、女性である理由は、第 3 章 2.1.2. で述べたように、実習生が来日する頃に行われる接木作業には繊細さと丁寧さが求められること、そして A 市のメロン栽培では、炭鉱が栄えた時代からパートやアルバイトとして女性を採用してきたためである。

しかし、炭鉱がなくなると、パートやアルバイトには炭鉱夫の妻たちに代わって地元の主婦層が採用されたが、その主婦層が高齢化し、減少したため、それに代わる人材を探したが、A市や日本にはそれに代わる人材が見つからず、それを実習生が担うことになったのである。しかし、実習生は炭鉱夫の妻たちや地元の主婦層に代わる人材として採用されたため、その位置づけはパートやアルバイトと同じ最底辺の労働者として位置づけられ、その結果、賃金体系も時給制で、最低賃金に設定されたのである。

女性のみの受け入れに関しては、第3章 2.1.2.で述べたように、A市のメロン栽培特有の事情もあったが、収穫時期の一輪車などを使った運搬作業にはかなりの力が必要であり、一輪車を操作できない実習生や一人ではコンテナに入ったメロンを運搬できない実習生もいるため、中国で女性の実習生の確保が難しくなっている状況を考え合わせると、男性実習生の採用も人材確保のためにはよい方法だと考えられる。しかし、女性の採用の背景には、農家の〔パート・アルバイト＝女性〕という古くからの考え方が無意識のうちに働いている可能性もあり、今後それに起因するような不正行為が発生しないような取り組みが必要である。

また、これまで筆者がA市で出会った実習生の中に、一人だけ夫も長野県で実習生として来日していたが、インタビュー調査によれば、実習生の夫が出稼ぎに出ることは少ないようで、A市の場合、女性が日本へ移動してきている。この状況は、戦後の日本で農閑期や高度経済成長期に農村や地方出身の男性が都会に出て働き、妻が家や子どもを守っていた状況とは異なる。そして、アンケート調査によれば、A市の実習生は今までに国内を含め出稼ぎを経験した者は少なく、今回はじめて居住地を離れて来日した者が多い。つまり、男性ではなく、それもこれまであまり動くことがなかったと思われる女性たちが、海外へ出稼ぎのために移動する背景には、何らかの中国側のプッシュ要因や中国の労働市場の構造的な要因が考えられる。さらに、実習生を移民女性という観点から捉えた場合、実習生は実習制度の制約上、期間限定で必ず本国へ還流する人たち―還流移民―であり、実習制度の影響を受けて、これまでの考察されてきた移民女性たちとは異なる特徴を移動プロセスや移動先で示す可能性もあるが、本稿ではそれらを考察・分析するまでには至っておらず、今後の課題としたい。

第7章 課題

本稿での考察の結果、実習生には実習制度によって用意された3つの擬似的コミュニティがあり、また、実習生はスマートフォンを使用して本国の人たちと頻繁に、そしてリアルに近い形で交信し、バーチャルな空間にコミュニティを形成しているため、同郷人や同郷人コミュニティに接触したり、日本人のコミュニティに接触してその活動に参加したり、あるいは華僑のように自分たちでコミュニティや建造物を作る必要がなかった。

また、上林(2020)は、実習生がコミュニティを形成しにくい要因として、中国の特殊事情が加わるとした上で、「コミュニティ形成に必要とされている共通基盤は出身地域別に区分される。そのため第1に同一出身地域を共有する中国人であり、また第2に出身階層を農民出身者、という限定を付す」(上林[2020: 108])ことをあげている。

しかし、この他にもA市の実習生がコミュニティを形成しない要因として考えられるのが、A市の実習生の滞在期間が約8ヶ月間と短いことが考えられる。

札幌近郊で就労するベトナム人の実習生は、1年以上滞在する実習生であるが、同僚の中にいるカトリック信者の影響で、週末に教会で行事がある時は、宿舍の仲間や職場の仲間と教会に訪れる。そして、その情報は、フェイスブックを通じて集合可能な範囲のベトナム人実習生にも知らされ、教会を集合場所としてベトナム人実習生のコミュニティが形成されている。

このベトナム人実習生たちのように、滞在期間が長くなる、あるいは信仰する宗教があれば、コミュニティが形成される可能性があり、A市の実習生に関しても、1年以上滞在する実習生—「2号口」での入国—を対象とした調査や宗教に関する調査も必要だと考えられる。

A市では、コロナ感染症拡大の影響で今後の実習生の入国の可否が不透明であるため、2021年は前年の実習生68人のうち、27人が2号口へ移行し、6年ぶりに2年間滞在する実習生が誕生した。さらに、2022年は2号口へ移行した27人のうち19人が2号口の3年目への移行を予定しており、これらの実習生のコミュニティの形成状況を考察することが本稿の課題の1つめである。

2つめは、A市には実習生以外に中国人が、実習生を経験し、農家と結婚した1人しかいないことであり、実習生がアクセス可能な範囲に中国人や中国人のコミュニティも見られないのである。そして、A市にもカトリック教会があるが、それは実習生の多くが居住している地域から10km以上離れており、バスを利用しても乗り換えが必要で、バスの運行本数も少ないため、実習生が自力で通うことは難しく、アクセスしにくい状況である。さらに、利用可能な公共施設が、縦長に伸びる市街地の南北と中心部に点在し、これらの施設にもアクセスしにくいいため、A市では第1章1.1.2.で述べたようなコンパクトシティ構想が進められているのである。

つまり、農業の特性上、実習生の住居や職場が市街地から離れた場所に位置し、しかもA

市の地形や過疎化という要因も加わり、人や建物にアクセスしにくい場所で生活しており、上記で紹介したベトナム人実習生の居住環境や交通条件とは大きく異なっている。

そして、これからの課題の一つめとしては、一年以上滞在する A 市の実習生のコミュニティの形成状況である。A 市には、コロナ感染症拡大の影響により、2 年以上滞在する実習生が出たため、調査には絶好の機会だと考えられる。

2 つめは、実習生と近隣住民や地域住民との接触については、北倉他(2011)や第 4 章 4.1.2. に示した調査結果に留まっており、近隣住民や地域住民の声を聞くまでには至っていない。実習生の宿舎の中には、近隣住民の住宅と隣接するものもあり、実習生の宿舎や帰宅後の生活の細部を明らかにするためにも、近隣住民や地域住民へのインタビュー調査が必要である。

3 つめは、アンケート調査によって実習生の本国での生活状況が明らかになってきた。実習生が実習制度の制約により、必ず本国へ還流していく人たちであるが、移動の理由に関しては、まだ明らかになっていないことが多い。

その一つが、夫の収入が高いと思われるが、来日していることである。これまでの実習生には日本での稼ぎを本国での生活費の足しにしたり、子どもの教育費にあてる等の目的があったが、その必要がないと思われる実習生が来日していることである。夫の収入を考えると、実習生として海外へ行ってまで働くことのメリットを見い出すことができないのである。

4 つめは、アンケート調査によれば、帰国後、就労の意思を示しているが、それほど積極的な就労意志を感じないことである。日本での就労の疲れがあり、その疲れを取ってから就職活動や就労するという考え方も理解できるが、帰国後家に留まり家事に従事する者も多く、帰国後の就労に対する動きは鈍いように感じる。但し、帰国後間髪を入れず国内外へ就労に向かう者がいることは、付け加えておく。

調査のデータは少ないが、夫が高収入の実習生を中心に、近年 A 市に来日する実習生の中には、居住地を離れたことがない人たちも多い。このような人たちが来日(移動)した背景には、中国国内に実習生を希望するような階層の人たちの母数が減少し、人材不足のため、募集範囲(地域)を拡げ、さらにこれまでよりも所得が多い階層をターゲットにして募集したのではないかと考えられるが、これまであまり「動かなかった人たち」が今回実習生として動いた理由を知ることによって、さらに実習生たちが本国ではどのような人たちなのかを知る重要な手がかりになるとともに、実習制度が本来的な運用がなされているのかどうかを判断する上でも実習生の正確な来日目的の把握は重要である。

以上の 4 点が、本研究における今後の大きな課題である。

【注】

- 1 「NHK お家で学ぼう for school」『特設サイト 新型コロナウイルス』参照。
- 2 厚生労働科学研究：新興・再興感染症のリスク評価と危機管理機能の実装のための研究班「北海道における新型コロナウイルス感染症に関する検証 中間取りまとめ」参照。
- 3 「緊急事態措置を実施すべき期間は、本日、令和2年4月7日から5月6日までの1か月間とし、実施すべき区域は、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、及び福岡県の7都府県とします」（『首相官邸 ツイート』2020年4月7日）。
- 4 「本日、関東の1都3県、北海道について、緊急事態措置を解除することとします」（『首相官邸 ツイート』2020年5月25日）。
- 5 『流通新聞』（web版）より抜粋。
- 6 「外国人労働者ネット北海道」**学習会(2021年2月22日実施)での発表から。
**教会職員を中心に、弁護士、議員、労働組合関係者、大学教員、大学生等によって実習生を含む外国人労働者の支援活動を行っている。また、不定期ではあるが学習会を開催している。
- 7 32 ページ参照のこと。
- 8 現在、A市の実習生の多くが、筆記試験・面接に合格と同時に実習生の来日が決まっている。
- 9 日本側の仲介業者が送り出し機関の子会社や系列会社である、送り出し機関と日本側の仲介業者が同一会社である、あるいは両者がある案件に対してパートナーとして提携・契約している場合等がある。
- 10 技能実習の区分で、入国1年目の監理団体型の在留資格(JITCO ホームページ(2021)、p16)。
- 11 「人口の推移」『A市ホームページ』参照。
- 12 「筑波大学の谷口守教授は、「都市活動（居住・業務他）の密度が高く、効率的な空間利用がなされた、自動車に依存しない交通環境負荷の小さい都市」としている」（大木 [2010: 83]）。
- 13 本文中にある a 農家(41 参照のこと)の父で、A市のメロン栽培開始の翌年(1961年)からメロン栽培を開始した。2015年3月19日、a 農家の自宅に訪問し、約120分間にわたり、雑談を交えてインタビューを実施した。
- 14 A メロン栽培に着手した農家の妻であり、初期のメロン栽培の状況を知る最後の人物である。2015年9月14日、筆者が証言者の自宅を訪問し、約70分間インタビューを実施した。
- 15 JAA市(2019)「販売事業」『農協要覧』参照。
- 16 「地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌等の生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在しています。これらの産品の名称(地理的表示)を知的財産として登録し、保護する制度が「地理的表示保護制度」です」（『農林水産省ホームページ』(2019)）。
- 17 北海学園大学経済学部教授(当時)。
- 18 2008年10月30日に設立。A市のメロン生産組合会員の実習生受入事業を担当している。2010年、「外国人研修生適正運営協議会」から現在の名称に変更。そしてA市の実習生の受入形態には、2009年の受入開始から2015年は「協議会」を監理団体とする受入形態一本稿では

「協議会受入型」と表記一と 2016 年からは日本の仲介業者を監理団体として農家が個人的に実習生を受け入れる形態一本稿では「個人受入型」と表記一の 2 つがある。本稿のアンケート調査の結果は、前者の「協議会受入型」、インタビュー調査の結果は、双方の実習生が対象である。

19 独立行政法人国際協力機構（JICA／ジャイカ（注））は、日本の政府開発援助（ODA）を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っている。（注）JICA／ジャイカは Japan International Cooperation Agency の略称です。そのミッションは、JICA は国際協力大綱の下、人間の安全保障と質の高い成長を実現することとされ、ビジョンは、JICA は、人びとが明るい未来を信じ多様な可能性を追求できる、自由で平和かつ豊かな社会を希求し、パートナーと手を携えて、信頼で世界をつなぐことであり、それらの実現のためのアクションとして使命感・現場・大局観・共創・革新が掲げられている（「独立行政法人国際協力機構ホームページ」）。

20 産業国際化の推進、貿易の振興、投資活動の促進および国際経済協力に関する事業を行い、もって日本と海外諸国の相互の経済発展および友好関係の増進に寄与するために、1959 年 8 月、財団法人海外技術者研修協会として発足し、同年 12 月海外技術者受入研修事業（一般研修開始）を開始した。現在は、一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）と改称し、主に開発途上国の産業人材を対象とした研修および専門家派遣等の技術協力を推進する人材育成機関であり、これらの事業を通じて、日本と海外諸国相互の経済発展に貢献するとともに、友好関係の増進にも寄与している（「一般財団法人海外産業人材育成協会ホームページ」）。

21 「現在の「研修」では民間企業による実務研修はできない。つまり、講義や研修施設での訓練は可能であるが、社員に混じって工場で作業したり、店舗で販売したりするなど賃金が発生するような研修は実施できない。（中略）実務研修を行う場合は「技能実習」か「企業内転勤」の資格が必要になる」（日本政策金融公庫総合研究所[2017：7]）。「技能実習」が独立した在留資格となった 2010 年以前は、1 年目が「研修」であった。

22 同ページ参照のこと。

23 「建前上は、1 年間では十分な研修効果が上らないということであったが、実態は、受け入れおよびその後の研修に時間と費用がかかるので、団体監理型研修制度下では研修生に投下した教育訓練費用を企業が回収できるように、より長期間勤務してもらいたいという要望であった」（上林 [2015：135]）。

24 「特別な制度や法律などに基づいて例外的に就労を認める場合に適用されることが多い。表 1-1 で例示したもの（ワーキングホリデー、外交官の家事使用人）のほかにも、EPA（経済連携協定）に基づく看護師・社会福祉士候補者や国土交通省の「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」に基づく建設労働者などがある」（日本政策金融公庫総合研究所[2017：9]）。「技能実習」が独立した在留資格となった 2010 年以前は、2 年目・3 年目が「特定活動」であった。

25 「平成 18 年 3 月に閣議決定した「規制改革・民間開放推進 3 年計画（再改定）」において、外国人研修・技能実習制度に係る法令の整備を行うこととした。また、平成 19 年 6 月に閣議決定した「規制改革推進のための 3 年計画」において、技能実習生の在留資格については、

遅くとも平成 21 年通常国会までに関係法案を提出することとした。このような状況の中、同制度の在り方や改革について様々な議論や研究がなされ、関係各機関から提言等が発表されているところである」(衆議院調査局法務調査室 [2008 : はじめに]) .

26 「技能実習には、受け入れ期間によって 1 号と 2 号の 2 種類がある。1 号は受け入れ期間が 6 ヶ月または 1 年であるが、職種や作業に制限はない。2 号は 1 号終了時に、技能検定基礎 2 級か、これと同等の試験に合格した者について受け入れ期間を新たに最大で 2 年追加するものである。」「技能実習は受け入れ機関によっても 2 種類に分けられる。企業が単独で受け入れる「企業単独型 (技能実習イ)」と、商工会や中小企業団体など非営利団体が受け入れ、その加盟企業で実習を行う「団体監理型 (技能実習ロ)」である」(日本政策金融公庫総合研究所[2017 : 123])。

27 政府が閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針の 2014 年版。「改革に向けての 10 の挑戦 2.⑧外国人材の活用」の中に、外国人技能実習制度の見直しが盛り込まれた(「朝日デジタル情報ボックス(2014)」)。

28 政府が閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針の 2018 年版。この方針のポイントは、「1.人づくり革命の実現と拡大、2.生産性革命の実現と拡大、3.働き方改革の推進、4.新たな外国人材の受入れ、5.「経済・財政一体改革」の推進」である(「内閣府ホームページ(2018)」)。

29 「特定技能 1 号」と「特定技能 2 号」の 2 つに区分される。「特定技能 1 号」とは、「特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、特定産業分野とは、介護、ビルクリーニング、建設、造船・舶用工業等の 14 分野。そのポイントは、在留期間が 1 年で通算 5 年が上限、技能実習 2 号—実習を 3 年経験—を修了した者は技能試験・日本語試験が免除されるが、家族の帯同は基本的に認めない。「特定技能 2 号」とは、「特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格」であり、現在は、建設、造船・舶用工業の 2 分野のみで受け入れが可能である。そのポイントは、在留期間は 3 年だが更新が可能で、事実上永住が可能となり、要件を満たせば配偶者・子どもの帯同も可能である(「法務省入国管理局ホームページ」(2019))。

30 技能実習 4・5 年目の技能等に熟達する活動で、企業単独型は在留資格・技能実習 3 号イ、団体監理型は在留資格・技能実習 3 号ロとなる(JITCO ホームページ[2021 : 16])。

31 技能実習 2 号移行対象職種の一つで、さらに施設園芸、畑作・野菜、果樹の 3 つの作業に分類されている(JITCO ホームページ[2021 : 20])。

32 政府が閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針。「第 2 章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 2.イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造改革 3)」に示された。「朝日新聞デジタル 情報 BOX:骨太の方針 2014 概要(2014 年 6 月 24 日)」より抜粋。

33 詳細は、34 ページを参照のこと。

34 フィールドワークから得た情報から、給料は時給 889 円×8 時間×22 日=156,464 円×3 ヶ月=469,392 円、業者への監理費は 30,000 円×3 ヶ月=90,000 円と仮定し、算出した(時給に

関しては、厚生労働省(2021)「令和3年度地域別最低賃金改定状況」を参照した)。

35 土台になる植物の台木と他の植物(本稿ではメロン)の穂木(目が出た苗)を接着させること。これがうまくいくと後の実の結実もうまくいく(メロン農家談)。

36 アンケート調査の結果によれば、中学校・高校の中退者はそれぞれ2015年が3名・0名、2016年が13名・1名、2017年が10名・5名、2018年が0名・3名、2019年が3名・1名となっている。

37 「外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与すること」(JITCO ホームページ[2021:1])。

38 2016年・約25,800円、2017年・約38,900円、2018年・40,000円、2019年・約40,500円(調査では月収、その平均値を12倍して算出した(100円未満切り捨て))。

39 2016年11月20日、a農家の実習生2名に対して実施した約90分間のインタビュー調査で、場所はa農家の自宅の茶の間。

40 同上

41 A市のメロン農家の2代目。実習生の受け入れを開始した2009年(当時は、研修生)から毎年2名の実習生を受け入れている(実習生の受入形態は、「個人受入型」)。現在は息子さん夫婦もメロン栽培を手伝っている。また、父(注13)はメロン栽培が開始された翌年の1962年から稲作に代えてメロン栽培を開始し、メロン栽培の黎明期を支えた人物である。

42 2020年10月20日、4名の実習生に対して実施した約60分間のインタビュー調査で、場所は4名の実習生の宿舎。

43 野田(2017)は、「日常生活に必要な日本語と業務に必要な日本語を分ける必要性」や「特化型の日本語教育では「聞く」「話す」「読む」「書く」能力のうち業務に必要な日本語能力の習得に限るのがよい」・「聞く」「話す」「読む」「書く」のそれぞれの技能の中でどんな能力が業務に必要なかを精査し、業務に必要なものだけを重点的に習得させるのがよい」としている(野田[2017:216])。

44 複合動詞とは、2つ以上の単語からなる複合語で、本稿でいう複合動詞は「持って来る」などの「動詞の「て形」+動詞」の形である。

45 「て形」とは、例えば、「持つ」という動詞の活用形「持って」、「来る」の活用形「来て」等を指す。また、「読む」の活用形「読んで」のように、「て」ではなく「で」と活用するものもある。

46 「ただ、外国語アレルギーの体質を持っていると言われる日本人が、日本に住む外国人の母語を習得することが増えていくとは考えにくい」(田尻[2017:iv])。

47 日本の仲介業者を通して、Wi-Fiの設置業者と月極で契約し、その費用は実習生自身が払っている。

48 「協議会」の会員であるメロン農家が支払う年会費。年間30,000円で、新規に加入する場合は、1年目のみ45,000円。これらを積み立てて、実習生の来日時の移動費用や宿舎の整備、

備品の購入等に使用している。

49 りんごの栽培を主とする農家で 2010 年 12 月に 2 泊 3 日でタイ出身の研修生(男性)に対して参与観察とインタビュー調査を実施した。また、この農家の計らいで、この研修生と同じ研修所で来日前研修を受けた研修生(女性)も駆けつけ、インタビューに応じてくれた。

50 注 49 の農家に訪れる農業ボランティアで、滞在期間や作業日数などは本人の希望である。無償であるが、3 食は農家から提供される。この時は、横浜から訪れた若夫婦、毎年この時期にだけ訪れ、台所仕事も手伝う女性、キャンピングカーで各地の農業サポーターをしている男性、干し柿作りのために訪れる男性など、プロフィールは様々である。また、地元の農業高校や農業大学校からの生徒・学生が研修のために訪れることもある。

51 連作障害を防止するために使われる台木の種類で、様々な台木を試した結果、A 市のメロン栽培では、バーネット種の台木を使用して接木をしている(A 市のメロン農家談)。

52 マルチと土の間に水の補給のために敷かれる穴の開いた直径約 10cm のビニール製のチューブ。

53 メロンが 10 数個入るプラスチック製のボックス。

54 「人口流出が進み、雇用労働力の確保がますます難しくなると予測される中で、組合員が近隣で受け入れているのをみて、農協に受入れを希望した」(北倉他 [2009 : 4])。

55 農家によって休憩時間の対応は、様々であり、その日の作業の内容や進捗状況によって時間が前後したり、簡単な水分補給程度で済ませることもある。

56 「技能実習には、受け入れ期間によって 1 号と 2 号の 2 種類がある。1 号は受け入れ期間が 6 ヶ月または 1 年であるが、職種や作業に制限はない。2 号は 1 号終了時に、技能検定基礎 2 級か、これと同等の試験に合格した者について受け入れ期間を新たに最大で 2 年追加するものである。」「技能実習は受け入れ機関によっても 2 種類に分けられる。企業が単独で受け入れる「企業単独型(技能実習イ)」と、商工会や中小企業団体など非営利団体が受け入れ、その加盟企業で実習を行う「団体監理型(技能実習ロ)」である」(日本政策金融公庫総合研究所[2017 : 123])。「技能実習 1 号ロ」は団体監理型の 1 年目を指す。

57 「専門的な知識を有する外部講師が講義を行うものでなければ法施行規則第 10 条に定める講習の時間数としては認められません。(中略)例えば、国や地方公共団体の職員、弁護士、社会保険労務士、行政書士等が該当します」(株式会社ウエルネット(2018))。

58 2020 年 10 月 20 日、4 名の実習生に対して実施した約 60 分間のインタビュー調査に、通訳も駆けつけてくれた。場所は 4 名の実習生の宿舎。

59 A 市のメロン農家の 2 代目。メロンの生産開始は 1990 年初頭で、A 市のメロン農家の中では後発である。実習生の受け入れは、2011 年から毎年 1 名の実習生を受け入れている(実習生の受入形態は、「協議会受入型」)。

60 Business Chat Master(2018 年 5 月 17 日)参照。

61 協同組合グローブ GLOBE ニュース「受入停止・取り消し」参照。

62 無条件に会社の規則・制度に従う、いかなる無理な要求もしない、いかなる動機によっても

ストライキやもめごとを起こさない、携帯電話・パソコンの所持を禁じる、誰とも同居・結婚・妊娠を引き起こす行為をしない（安田[2010 : 5]）。

63 設置費用は当時の仲介業者が負担し、この年の使用料金は実習生の所属農家が負担した。現在はスマートフォンを使用している実習生が一宿舍月額 6,000 円の使用料を頭割りして支払っている。

64 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、国民健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等（公益財団法人 国際研修協力機構 [2016 : 8]）。

65 フィールドワーク中の a 農家の妻との雑談より。

66 注 6 の***参照のこと。

【参考文献】

- 浅野慎一 (1997) 『日本で学ぶアジア系外国人—研修生・留学生・就学生の生活と文化変容』、大学教育出版、1997年2月10日。
- 安藤光義 (2011) 「外国人研修生・技能実習生導入農家の現状—千葉県 A 市の露地野菜農家の事例—」『農業経営研究』49 巻 1 号、p75-80、日本農業経営学会、2011 年 6 月 25 日。
- 池田謙一・柴内康文(1997) 「第 1 章 電子ネットワークと集団形成の論理」『ネットワーク・コミュニティ』、p2-25、東京大学出版会、1997 年 10 月 15 日。
- 依光正哲(2005) 『日本の移民政策を考える 人口減少社会の課題』、明石書店、2005 年 8 月 31 日。
- 伊藤明己(2016) 『メディアとコミュニケーションの文化史』、世界思想社、2016 年 4 月 10 日。
- 井上伸雄(2012) 『[図解]スマートフォンのしくみ』、PHP サイエンス・ワールド新書。4 月 2 日。
- 伊豫谷登士翁(2007) 『移動から場所を問う 現代移民研究の課題』、有信社、2007 年 9 月 30 日。
- 植村勝彦(2012) 『コミュニティ心理学入門』、ナカニシヤ出版、2012 年 3 月 20 日。
- 植村勝彦(2017) 『よくわかるコミュニティ心理学 第 3 版』、ミネルヴァ書房、2017 年 10 月 30 日。
- 大木健一 (2010) 「コンパクトシティをどう考えるか」『アーバンスタディ 50』、p82-101、民間都市開発推進機構都市研究センター、2010 年 6 月。
- 大島一二・西野真由 (2016) 「中国における研修生・技能実習生派遣の現状と課題—中国山東省江蘇省における事例調査より—」『農業の労働力調達と労働市場開放の論理 研究報告書Ⅲ (平成 27 年度)』堀口健治、平成 27 年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究 (B) 研究課題番号 : 25292135、p78-99。
- 小川玲子(2019) 「東アジアにおける移住ケア労働者の構築」『社会学評論』Vol.70、No.3、279、p241-262、日本社会学会。
- 「外国人労働者問題とこれからの日本」編集委員会 (2009) 『〈研修生〉という名の奴隷労働—外国人労働者問題とこれからの日本』、花伝社、2009 年 2 月 20 日。
- 外国人研修生問題ネットワーク (2009) 『外国人研修生 時給 300 円の労働者—壊れる人権と労働基準』、明石書店、2009 年 3 月 10 日。
- 外国人研修生権利ネットワーク (2009) 『外国人研修生 時給 300 円の労働者 2—使い捨てをゆるさない社会へ』、明石書店、2009 年 3 月 10 日。
- 可児弘明・游仲勲 (1996) 『華僑 華人研究の現在』、行路社、1996 年 2 月 10 日。
- 株式会社ウェルネット(2018) 『外国人技能実習制度の手引き』(資料-400105)、2018 年 4 月。
- 株式会社 NTT ドコモ モバイル社会研究所(2016) 『データで読み解く スマートフォン・ケータイ利用トレンド 2016-2017 ケータイ社会白書』、2016 年 10 月 13 日。
- 上林千恵子(2012) 「中国人技能実習生の出身階層と技能実習の成果—母国への送金と職場規律・生活規律の習得」『経済危機下の外国人労働者に関する調査報告書—日系ブラジル人、外国人研修・技能実習生を中心に—』、公益財団法人 連合総合生活開発研究所、p52-76。
- (2015) 『外国人労働者受け入れと日本社会 技能実習制度の展開とジレンマ』、東京大

- 学出版会、2015年3月31日。
- (2020)「3-1 中国人研修生・技能実習生—一時滞在性と過疎地での若年労働力供給」『ディアスポラ研究 9 変容する移民コミュニティ 時間・空間・階層』駒井洋・小林真生、p126-135、明石書店、2020年7月25日。
- 北倉公彦 (2014)「北海道にみる短期滞在型の実習生の実情と課題」『農村と都市を結ぶ』第64巻2号、p47-53、2014年2月。
- 北倉公彦・池田均・孔麗 (2006)「労働力不足の北海道農業を支える「外国人研修・技能実習制度」の限界と今後の対応」『開発論集』第77号、p1-55、北海学園大学開発研究所、2006年3月。
- 北倉公彦・孔麗 (2009)『北海道における外国人研修生・技能実習生受入実態調査報告書』、北海道農業会議、2009年12月。
- 北倉公彦・孔麗・白崎弘泰 (2011)「外国人技能実習における効果的実習方式の提案—北海道農業の実態に即して—」『開発論集』第88号、p77-111、北海学園大学開発研究所、2011年9月。
- 串田秀也・好井裕明(2010)『エスノメソドロジーを学ぶ人のために』、世界思想社、2010年4月20日。
- 樽松佐一(2017)『外国人実習生「SNS相談室」より—ニッポン最暗黒労働事情』、風媒社、2017年3月15日。
- 軍司聖詞・堀口健治(2016)「第11章 カンボジア国の農業労働力送出しと農村・人材開発—日本国の大規模農業経営との連携—」『農業の労働力調達と労働市場開放の論理 研究報告書Ⅲ (平成27年度)』堀口健治、平成27年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究(B)研究課題番号:25292135、p167-176。
- 小泉康一・川村千鶴子 (2016)『多文化「共創」社会入門 移民・難民とともに暮らし、互いに学ぶ社会』、慶應義塾大学出版会、2016年10月22日。
- 公益財団法人国際研修協力機構 JITCO (2016)『総合パンフレット』2016年2月。
- 孔麗 (2005)「外国人農業研修制度をめぐる諸問題とその背景—北海道の中国人研修生アンケート調査から」『北海学園大学経済論集』第53巻第3号、p43-66、北海学園大学開発研究所、2005年12月25日。
- (2010)「第3章 外国人に依存する農業—北海道の中国人研修生・実習生の役割」『もっと知ろう!!わたしたちの隣人—ニューカマー外国人と日本社会』、p97-121、世界思想社、2010年3月1日。
- 胡金定(2003)「日中コミュニケーションの違い」『言語と文化』、甲南大学国際言語センター紀要第7号、p157-170、2003年。
- 後藤澄江(2002)「序章 3 コミュニティ研究の動向」『グローバリゼーションと家族・コミュニティ』後藤澄江・田淵六郎、p34-41、現代社会学の基礎的知識 グローバリゼーションと日本の社会第1巻、文化書房博文社、2002年1月10日。

- 小林真生(2020)「序章 1 日本におけるコミュニティとは」『変容する移民コミュニティ 時間・空間・階層』、p11-22、明石書店、2020年7月25日。
- 駒井洋(2003)『講座グローバル化する日本と移民問題 第Ⅱ期 多文化社会への道』、第2期第6巻、明石書店、2003年12月25日。
- (2016)『移民社会学研究 実態分析と政策提言 1987-2016』、明石書店、2016年9月30日。
- 是川夕(2021)『移民をどう考えるか』、勁草書房、2021年6月20日。
- 財団法人国際研修協力機構 JITCO (2009)『総合パンフレット』。
- 坂倉杏介・醍醐孝典・石井大一朗(2020)『コミュニティマネジメント つながりを生み出す場、プロセス、組織』、中央経済社、2020年3月30日。
- 沢木幹栄・杉戸清樹(1999)「世界のあいさつ言葉の対照研究に向けて—あいさつ言葉への視点—」『国文学解釈と教材の研究』44巻6号、学燈社、1999年5月。
- 澤田晃宏(2020)『ルポ 技能実習生』、ちくま新書、2020年5月10日。
- 白崎弘泰(2020)「技能実習生のスマートフォンの使用状況とその特徴」『国際広報メディア・観光学ジャーナル No.31 2020』、p39-59 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院、2020年9月23日。
- (2021)「北海道の農業分野の技能実習生と技能実習制度との関係—基本属性・来日前の就業状況・来日目的・日本における生活実態からの考察—」『国際広報メディア・観光学ジャーナル No.33 2021』、p3-22、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院、2021年8月20日。
- 下平好博(1999)「外国人労働者 労働市場モデルと定着化」『講座 社会学 6 労働』、p233-271、東京大学出版会、1999年2月15日。
- 衆議院調査局法務調査室(2008)『外国人研修・技能実習制度の現状と課題』、平成20年1月。
- 助川泰彦・吹原豊(2017)「インドネシア人技能実習生の受け入れと日本語教育」、『外国人労働者受け入れと日本語教育』 田尻英三、p111-133、ひつじ書房、2017年8月4日。
- 鈴木江理子(2014)「人口政策としての外国人政策【将来推計人口から考える】」『別冊環 20 なぜ今、移民問題か』、p70-86、藤原書店、2014年7月30日。
- 竹信三恵子(2011)「人身売買としての研修生問題」『新編 日本のフェミニズム 9 グローバリゼーション』、p230-233、岩波書店、2011年1月28日。
- 田嶋淳子(2010)『国際移住の社会学 東アジアのグローバル化を考える』、明石ライブラリー、明石書店、2010年10月10日。
- 田尻英三(2017)『外国人労働者受け入れと日本語教育』、ひつじ書房、2017年8月4日。
- 譚璐美・劉傑(2008)『新華僑 老華僑 変容する日本の中国人社会』、文藝春秋、2008年4月20日。
- 陳立行(2010)「中国における労働市場と労働輸出の変容」『日本福祉大学経済論集』第40号、p101-116、2010年3月。

- 土橋臣吾(2014)「ケータイ・ネットはいかに日常化したか」『ケータイの2000年代 成熟するモバイル社会』、p23-41、東京大学出版会、2020年1月10日。
- 日本政策金融公庫総合研究所(2017)『中小企業の成長を支える外国人労働者』、同友館、2017年7月14日。
- 中川かず子・神谷順子(2017)「道内外国人技能実習生の日本語学習環境をめぐる課題—受け入れ推進地域を事例として—」『開発論集』第99号、p15-32、北海学園大学、2017年3月。
- 中川かず子・神谷順子(2018)「北海道におけるベトナム人技能実習生の日本語学習意識と学習環境—多文化共生の視点から考察—」『開発論集』第102号、p79-98、北海学園大学開発研究所、2018年9月。
- 中川正春(2017)「「日本語教育推進基本法」を考える」『外国人労働者受け入れと日本語教育』田尻英三、p1-18、ひつじ書房、2017年8月4日。
- 丹羽雅雄(2011)『知っていますか？ 移住労働者とその家族の人権一問一答』、解放出版社、2011年12月20日。
- 野田尚史(2017)「特化型の日本語教育とユニバーサルな国語教育—外国人労働者受け入れのために—」『外国人労働者受け入れと日本語教育』田尻英三、p211-230、ひつじ書房、2017年8月4日。
- 橋元良明(2008)『メディア・コミュニケーション学』、大修館書店、2008年4月10日。
- 長谷川(2021)「グローバル化の下での移動の自由—パンデミックと外国人労働者」『法学セミナー』798号、p43-p50、日本評論社、2021年7月。
- 長谷美貴宏・安藤光義(2004)「大規模畑作地帯における外国人雇用の実態—茨城県鹿島郡旭村の事例—」『農業経営研究』42巻1号、p99-102、日本農業経営学会、2004年。
- 旗手明(2014)「外国人労働者政策の大転換か【動き出した外国人労働者の受入れ】」『別冊環20なぜ今、移民問題か』、p100-110、藤原書店、2014年7月30日。
- 蓮見音彦・奥田道大(1993)「終章 座談会「21世紀日本のネオ・コミュニティ」」『21世紀日本のネオ・コミュニティ』、p247-278、東京大学出版会、1993年6月25日。
- 八山政治(2014)『農業分野における外国人技能実習制度の現状と課題』(外国人受入れ制度検討分科会説明資料)、全国農業会議所、平成26年2月7日。
- (2017)「新たな技能実習制度の枠組み・その狙いと課題—農業分野の受入れを中心に—」『農村と都市を結ぶ』第67巻3号、p19-27、2017年3月。
- ハワード・ラインゴールド(1995)『バーチャル・コミュニティ—コンピューター・ネットワークが創る新しい社会』会津泉訳、三田出版会、1995年10月20日。
- 宮入隆(2015)「北海道農協による外国人技能実習生の受入実態と課題」『開発論集』第96号、p89-119、北海学園大学開発研究所、2015年9月。
- (2017)「北海道農業における技能実習生の受入実態とその変化」『農村と都市を結ぶ』第67巻3号、p28-36、2017年3月。
- (2018)「北海道農業における外国人技能実習生の受入状況の変化と課題—制度改正を目

- 前に控えた 2016 年までの分析結果―』『開発論集』第 101 号、p117-143、北海学園大学開発研究所、2018 年（平成 30 年）3 月。
- 宮島喬・鈴木江理子(2017)『外国人労働者受け入れを問う』、岩波ブックレット No.916、岩波書店、2017 年 12 月 5 日。
- 森岡清志(1993)「1 章 都市的ライフスタイルの展開とコミュニティ」『21 世紀日本のネオ・コミュニティ』蓮見音彦・奥田道大、p9-32、東京大学出版会、1993 年 6 月 25 日。
- 森岡清美・塩原勉・本間(2002)『新社会学辞典』、有斐閣、2002 年 8 月 30 日。
- 安田浩一（2010）『ルポ差別と貧困の外国人労働者』、光文社新書、2010 年 6 月 20 日。
- 山崎丈夫(2006)『地域コミュニティ論：地域分権への協働の構図三訂版』、自治体研究社、2006 年 7 月。
- 山田雄三(2012)「地域社会の可能性と限界―「喪失」「解放」「協働」の視点から」『地域共生研究』、福岡大学基盤研究機関 福岡・東アジア・地域共生研究所、2012 年 3 月 31 日。
- 吉見俊哉(1993)「6 章 回線のなかのコミュニティ―情報化社会と電話コミュニケーションの変容―」『21 世紀日本のネオ・コミュニティ』蓮見音彦・奥田道大、p131-151、東京大学出版会、1993 年 6 月 25 日。
- 米田公則(2003)『情報ネットワーク社会とコミュニティ』、文化書房博文社、2003 年 3 月 28 日。
- A 市史編さん委員会（1981）『A 市史』（上巻）。
- JAA 市（2019）『農協要覧』。

【参考資料】

『朝日新聞』（2015 年 10 月 31 日）

（同）（2018 年 6 月 16 日）

『産経新聞』（2015 年 11 月 1 日）

『週刊朝日（2015 年 4 月 10 日増大号）』

『日経新聞』（2018 年 5 月 30 日）

『北海道新聞』（2018 年 5 月 30 日）

（同）（2020 年 4 月 5 日、5 月 4/21/29 日、6 月 4/5/6/19 日）

『読売新聞』（2015 年 11 月 1 日）

『購入者用ダイレクトメール』（JAA 市・購買部提供）

東京都労働局(1971)「出稼労働者実態調査」(東京都における出稼労働実態調査報告)、昭和 46 年度。

『平成 31 年度 A 市実習生講習日程表』（JAA 市提供）

『メロンの一生』（講習用ビデオより抜粋、JAA 市提供）

【ウェブサイト】

旭川オープンカレッジ：「コミュニティを形作るものは何か？－1970-80年代の日本の社会学におけるコミュニティ論を手がかりに－」（角一典）、『旭川オープンカレッジ連続講座「あさひかわ学」報告集』、

<https://www.asa.hokkyodai.ac.jp/research/staff/kado/com07.pdf>(2021年12月31日閲覧)

「朝日新聞デジタル 情報BOX：骨太の方針2014概要（2014年6月24日）」、

<http://www.asahi.com/business/reuters/CRBKBN0EZ0RQ.html>(2018年3月10日閲覧)

「一般財団法人海外産業人材育成協会ホームページ」、

<http://www.aots.jp/>（2018年1月20日閲覧）

「協同組合グローブ GLOBE ニュース」、

<http://hyperpc.jp/training/illegalact/>(20200520 閲覧)

公益財団法人国際人材協力機構ホームページ：『総合パンフレット』（2021年度版）、2021年10月、

[https://s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/jitco-prd-nhp/wp-](https://s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/jitco-prd-nhp/wp-content/uploads/2021/10/29110151/4c415cd9cef5b8a0bb43765ed328ee4f.pdf)

[content/uploads/2021/10/29110151/4c415cd9cef5b8a0bb43765ed328ee4f.pdf](https://s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/jitco-prd-nhp/wp-content/uploads/2021/10/29110151/4c415cd9cef5b8a0bb43765ed328ee4f.pdf)(2021年12月17日閲覧)

厚生労働省ホームページ：「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成27年～令和3年）、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html(2021年10月21日閲覧)

(同)：「令和3年度地域別最低賃金改定状況」、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimum_ichiran/(2021年10月21日閲覧)

(同) 北海道経済局ホームページ：「外国人雇用状況の届出状況を公表します」、(平成26年～令和2年)、

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/torimatome1.pdf>(2021年10月21日閲覧)

厚生労働科学研究：新興・再興感染症のリスク評価と危機管理機能の実装のための研究班：「北海道における新型コロナウイルス感染症に関する検証 中間取りまとめ」、

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/torimatome1.pdf>(2020年12月9日閲覧)

財団法人国際研修協力機構ホームページ：「研修生派遣前教育ガイドライン」、2007年3月。

(同)：「外国人研修生日本語教育実態調査結果報告(第一次受入機関対象)『日本語教育実態調査(2006年度)』。

『首相官邸ツイート』（2020年4月7日）、

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/07corona.html(2020年7月26日閲覧)。

『首相官邸ツイート』（2020年5月25日）、

https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202005/25corona.html(2020年7月26日閲覧)。

地域デザインフォーラム：板橋区と大東文化大学の共同研究報告書(分科会中間報告書)(2000)

「第1章 コミュニティとコミュニティ活動」『地域社会 I (まちづくりコミュニティ)』、

https://www.daito.ac.jp/research/region/activity/designforum/publication/report01/file/file_chapter01_1.pdf(2021年12月31日閲覧)

内閣府ホームページ：「「日本再興戦略」改定2014の概要」、

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/10challenge01gaiyouJP.pdf#search=%27%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%86%8D%E8%88%88%E6%88%A6%E7%95%A5%E6%94%B9%E5%AE%9A2014%27> (2018年10月4日閲覧)

(同)：2018「経済財政運営と改革の基本方針201について」(平成30年6月15日)、

https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018_basicpolicies_ja.pdf(2021年12月17日閲覧)

農林水産省ホームページ：「地理的表示(GI)保護制度」、平成31年3月10日、

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/(2021年4月21日)

法務省入国管理局ホームページ：「新たな外国人材の受入れについて」、平成31年2月、

<http://www.moj.go.jp/content/001282796.pdf> [1] (2021年4月20日閲覧)

(同)：「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」、平成21年12月、

<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan92-7.pdf>(2021年12月31日閲覧)

(同)：「不正行為について」『入国管理局・広報資料』(平成25年～30年)。

<http://www.moj.go.jp/content/93000426.pdf>(2020年5月21日閲覧)

法務省・厚生労働省編『技能実習制度運用要領～関係者の皆さまへ～』、2019年6月、

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/01.html(2022年2月17日閲覧)

北海道経済部労働政策局人材育成課ホームページ：「外国人技能実習制度に係る受入状況調査

平成30年調査結果報告」、2019年5月24日、

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/content/contents/000501368.pdf> (2021年10月21日閲覧)

『流通新聞』、2020年5月26日、

<https://www.ryutsuu.biz/government/m052643.html>(2020年7月26日閲覧)

A市ホームページ：「人口の推移」、2021年9月3日、

<https://www.city.yubari.lg.jp/gyoseijoho/tokeidata/jinkosui/suiijyuki.files/tsuki.04.01.xls>(2021年4月21日閲覧)

Business Chat Master：「チャットとは？次世代のコミュニケーション方法について」、

<https://businesschatmaster.com/bz-chat/zisedai-communication>(2018年5月17日閲覧)。

『e-Stat 政府統計の総合窓口 統計でみる日本』ホームページ：「国籍・地域別 新規入国外国人の在留資格」(2019年10月～2021年3月(月報))、出入国在留管理庁、令和2年3月27日、

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00255-0012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20190&month=24101212&tclass1=00->

0001060399(2020年9月12日閲覧)

「NHK お家で学ぼう for school」『特設サイト 新型コロナウイルス』、

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/world-data/> (2021年10月21日閲覧)

JICA 独立行政法人国際協力機構ホームページ：『国際協力機構史』、

<https://www.jica.go.jp/about/history/list01.html> (2018年1月20日閲覧)

JAA 市ホームページ：「A市の概要」、

<https://www.yubari-melon.or.jp/gaiyou/>(2021年12月31日閲覧)

【巻末資料】

〔資料 1〕 2020 年アンケート調査票(来日直後)

2020 (春) A 実習生アンケート調査(日本語版)

2020 年 3 月 3 日実施

※記号 (○印) 以外の回答は、中国語でも日本語でもいいです)

1. 名前 ()、所属農家の名前 ()
2. 生年月日 19 () 年 () 月 () 日、年齢 () 歳
3. 出身地 () 省 () 県 () 市
 - (1) 都市部 () ・ 連結部 () ・ 農村部 () (○を付けてください)
 - (2) 家の周辺 (地域) は、主にどのような産業が盛んですか。(複数回答可)
()
4. 学歴 (いずれかに○を付け、右側に年数を記入する)

中学 () 年 ・ 高校 () 年 ・ 専門学校 () 年 ・ 大学 () 年
5. 来日前の職業と収入
 - (1) 職業 (来日直前) () (自宅の手伝いの場合は記入しない)
 - (2) (1) の雇用形態 : 正規 () ・ 非正規 () (どちらかに○を付けてください)
 - (3) (1) の勤務年数 : () 年
 - (4) (1) の収入 月額 () 元
 - (5) (1) 以外の職歴 (→ → → → (1))
 - (6) 帰国したら、(1) の仕事に戻りますか。 : はい () ・ いいえ ()
6. 婚姻状況 未婚 () ・ 既婚 () (どちらに○を付けてください)

※未婚の場合は (1) へ、既婚の場合は (2) へ進む。

 - (1) 未婚の場合
 - ① 家族の人数 () 人
 - ② 家族構成 (父母以外)

兄・() 人、弟・() 人、姉・() 人、妹・() 人、
祖父・() 人、祖母・() 人
 - ③ 父の仕事 (どちらかに○を付けてください)

農業 ()、その他 () (具体的に :)

○父・母の仕事が農業の場合

ア、主に何を栽培しているか。() (複数回答)

イ、耕地面積 () 畝

ウ、年収 () 元

(2) 既婚の場合

①家族の人数 () 人、子どもの人数 () 人

②子どもの年齢・学校・学年

() 歳、小中高 () 年)、() 歳、小中高 () 年)

③夫の仕事 (どちらかに○を付けてください)

農業 () ・ 其他 () (具体的に:)、

年収 (農業以外の場合) () 元

○夫の仕事が農業の場合

①主に何を栽培しているか。() (複数回答)

②耕地面積 () 畝

③年収 (農業の場合) () 元

(3) 来日前、一家の収入 (年収) はいくらですか。() 元

(4) 出来れば、一家でどれくらいの年収が欲しいですか。() 元

7.実習生に応募した理由は、何ですか。(○を付けてください、複数回答可)

金を稼ぐ ()、農業の勉強 ()、日本のことが知りたい ()、

外国へ行ってみたい ()、自分の人生・経験のため ()、

その他 (具体的に:)

8.技能実習制度 (実習生) のことをどのように知りましたか。(○を付けてください、複数回答可)

家族の情報・紹介 ()、親戚の情報・紹介 ()、知人の情報・紹介 ()、

インターネット ()、広告 ()、その他 (具体的に:)

(1) 家族・親戚・友人に技能実習生の経験者がいますか。(どちらかに○を付けてください、「いる」場合、「誰」か○印を付けてください)

いない ()、いる () (誰: 家族 () ・ 親戚 () ・ 友人 ())

(2) 最終的に、誰に相談して日本に行くことを決めたか。誰: ()

(3) 日本以外の国に働きに行く選択肢はありましたか。(どちらかに○を付けてください、「あった」場合「どこ」か書いてください)

なかった () ・ あった () (どこ:)

(4) 今まで、国内・国外で出稼ぎの経験はありますか。(どちらかに○を付けてください、「あった」場合「どこ」か書いてください)

ない () ・ ある () ((国・省):)

(5) 日本 (外国) に行くことに対して、抵抗や心配はありませんでしたか。(どちらかに○を付けてください、「あった」場合は理由を書いてください)

なかった () ・ あった () («あった」場合の理由:)

9.日本での収入の使い道（予定）（○を付けてください、複数回答可）

- 家計を補う（ ）・子どもの教育費（ ）・生活の改善・向上（ ）
 貯金をする（ ）・起業をする（ ）・その他（具体的に： ）
 ・収入の使い方は、誰が決めますか。誰：（ ）

10.家にある電化製品（あるものに○を付けてください）

- カラーテレビ（ ）、ラジオ（ ）、冷蔵庫（ ）、洗濯機（ ）、
 炊飯器（ ）、パソコン（ ）、自家用車（ ）

11.スマートフォンについて

- ・スマートフォンの有無：有（ ）・無（ ）（どちらか一方に○を付けてください）

(1) スマートフォンを持っている場合

- ①現在のスマートフォンを購入した時期（ ）年（ ）月
 ②初めて購入した時期（ ）年（ ）月
 ・購入した理由：（ ）
 ③現在のスマートフォンは何台目ですか。（ ）台目
 ④現在のスマートフォンの価格（ ）元
 ⑤契約会社（ ）
 ⑥1ヶ月の使用料金（ ）元
 ⑦あなたの家族はスマートフォンを持っていますか。（ ）中（ ）人

(2) 使用方法

- ①一番使用頻度の高いものに○を付けてください。
 方法：ライン（ ）、メール（ ）、電話（ ）、ビデオ電話（ ）
 ②スマートフォンを起動した時、一番初めに見る機能・アプリケーションは何ですか。
 （ ）
 ③あなたが、よく使う機能・アプリケーションは何ですか。（通信目的以外）
 （ ）（複数回答）

(3) あなたの農家の主人は、スマートフォンを持っていますか。（携帯電話（ガラケー）を除く）

- ・持っている（ ）・持っていない（ ）（どちらかに○を付けてください）

12.来日前の研修所の日本語教育等について

- (1) 入学までに何回応募しましたか。（ ）回
 (2) 別の研修所に応募したことはありますか。
 ある（ ）・ない（ ）（どちらかに○を付けてください）
 ・ある場合：（ ）ヶ所、（ ）回
 (3) いつ入学しましたか。また、いつ卒業しましたか。
 入学：（ ）年（ ）月・卒業：（ ）年（ ）月
 (4) 研修所にいくら学費を払いましたか。（ ）元

(5) 日本語の勉強について

①研修所で、一日何時間勉強しましたか。() 時間

②授業以外に、一日何時間勉強しましたか。() 時間

③②の時は、どのような方法で勉強しましたか。(複数回答可)

(.)

④日本語のどのようなところが、難しいですか。(複数回答可)

(.)

⑤研修所の日本語の先生は、中国人ですか、それとも日本人ですか。(どちらかに○を付けてください)

中国人 () ・日本人 ()

⑥何という日本語の教科書を使いましたか。()

(6) 日本語の勉強の以外に、どのような勉強をしましたか。(複数回答可)

(.)

13.何か宗教を信仰していますか。

ない () ・ある ()

・ある場合、何という宗教(信仰)ですか。()

14.現在、心配なことは何ですか。(複数回答可)

()

()

()

ありがとうございました

〔資料2〕2020年アンケート調査票(帰国直前)

2020(秋)A 実習生アンケート調査(日本語版)

2020年10月配布で実施

〔基本的事項〕

1. 名前 () ※中国語版は、先立つ「同意書」に氏名を記入
 2. 所属農家名 ()

〔ことば・コミュニケーション〕

※わからない、思い出せないことがあると思いますが、できるだけ書いてください。回答は、中国語でも日本語でもいいです。

1. あなたが一番よく話をした日本人は誰ですか。
 誰：()
 理由：()
2. あなたが宿舎で一番話をする人は誰ですか。
 誰：()
3. あなたが宿舎にいる時、実習生同士で日本語を使うことがありますか。
 ある ()・時々 ()・ない () (いずれかに○を付ける)
4. あなたがよく使う日本語(単語・文)は何ですか。(いくつ書いてもいいです)
 () () ()
 () () ()
5. よく聞き取れない・わからない日本人のことば(日本語)は何ですか。それは、どのような場面で、誰が言った、どのような日本語ですか。また、その時、どのような対応をしましたか。(いくつ書いてもいいです)
 (1)場面：()、誰：()
 ことば：()、対応：()
 (2)場面：()、誰：()
 ことば：()、対応：()
6. どのような日本語を知っていると便利だと思いましたか。その日本語と理由を書いてください。(いくつ書いてもいいです)
 日本語：()
 →理由：()
 日本語：()
 →理由：()
 日本語：()
 →理由：()

7.日本語のどんなところが難しいですか。(いくつ書いてもいいです)

() () ()

[その他]

1.来日に関して

(1) 来日する前、不安だったことは、何ですか。(いくつ書いてもいいです)

() () ()

(2) それは、解消されましたか。また、どのような方法で、解消しましたか。

されない () (その理由:)

された () (その方法:)

(3) 日本に滞在中、何か問題は発生しましたか。

しない () ・した () (具体的に:)

(4) 来日して、良かったですか。

よかった () (その理由:)

よくなかった () (その理由:)

(5) また、日本に実習生として来日したいと思いますか。

はい () (理由:)

いいえ () (理由:)

(6) 今度、実習生としてではなく、観光や遊びで来日したいと思いますか。

はい () (理由:)

いいえ () (理由:)

(7) 今回の来日したことで、あなたの人生や人生設計に何か変化や影響はありましたか。

ない ()

ある () (具体的に:)

2.賃金に関して

(1) 平均の月収はいくらか。() 円)

(2) 最高の月収はいくらか。() 円)

(3) 最低の月収はいくらか。() 円)

(4) 中国に持って帰る金額はいくらか。() 円)

(5) (4) について、満足しているか。

はい ()

いいえ () (その理由:)

3.労働に関して

(1) 日本で働いてみて、あなたの仕事に対する考え方や姿勢は、変わりましたか。

変わらない ()

変わった () (その理由:)

- (2) 中国人と日本人の仕事に対する考え方や姿勢に何か違いはありますか。
 ない ()
 ある () (具体的に:)
- (3) 日本人の働く姿勢を見て、何か変だな~と思ったことは、ありますか。
 ない ()
 ある () (具体的に:)
4. 日本や日本人に関して
 日本に関して、来日前にイメージしていた点と、違ったことはありましたか。
 イメージ:() → 実際:()
5. 中国人と日本人の生活に関して
 (1) 中国人と日本人の生活に関して、一番の違いは何ですか。
 ()
- (2) 日本人の生活を見て、何か変だな~と感じたことはありますか。
 ない ()・ある () (具体的に:)
- (3) 日本で生活して、何か不便なこと、不自由なことはありましたか。
 ()
6. 日本での生活に関して
 (1) 宿舎の生活で、困ったこと、不便なこと、不自由なことはありましたか。
 ない ()・ある () (具体的に:)
- (2) 買い物は、週に何回位、誰と、どこの店に行くことが一番多かったですか。
 () 回・誰と ()・店 ()
- (3) よく買った物は何ですか。(いくつ書いてもいいです)
 () () () ()
- (4) 料理は得意ですか。
 はい ()
 いいえ () (どのように対応しましたか:)
- (5) 日本の料理で、美味しかったものは何ですか。()
- (6) 日本人のために作った中国の料理は、ありますか。
 ない()・ある () (作った料理:)
7. お土産について ※来年も A にいる人は、答えなくていいです。
 (1) 誰に、どんなお土産を買いましたか。(自分のために買ってものを含めて)
 自分(何:)
 誰 ()・何 ()
 誰 ()・何 ()
 誰 ()・何 ()

(2) 欲しかったけれど、買わなかったもの、買えなかったものがありますか。

何 () ・その理由 ()

何 () ・その理由 ()

(3) お土産代には、いくらかかりましたか。() 万円

[もう少し聞きたい]

8.実家、結婚後の所在地以外に住んだことはありますか。

ない () ・ある ()

・ある場合の理由：仕事の場合は○を付けてください ()

その他の場合は理由を書いてください ()

9.実家、結婚後の所在地から旅行に出掛けたことはありますか。

ない () ・ある ()

・ある場合、それはどこですか：国内 ()

海外 ()

10.宿舎の周辺に住む日本人と交流はありましたか。

ない () ・あった ()

・あった場合、どのような場面でしたか。また、どのような交流をしましたか。

場面：() ・交流の内容 ()

11.農家とその家族の中で、一番話した人は誰ですか。また、一番よく面倒を見てくれたのは誰ですか (アルバイトを含む)。

話した人 () ・面倒を見てくれた人 ()

12.農家とその家族以外で、一番多く話をした日本人は誰ですか。()

13.何か宗教を信仰していますか。

ない () ・ある ()

・ある場合、何という宗教 (信仰) ですか ()。

また、その活動を日本でしましたか。

しない () ・した ()

・した場合、どこでしましたか ()

14.来日前の職業と収入

(1) 職業 (来日直前) () (自宅の手伝いの場合は記入しない)

(2) (1) の雇用形態：正規 () ・非正規 () (どちらかに○を付けてください)

(3) (1) 以外の職歴 () → () → (1)

- (4) 帰国したら、(1) の仕事に戻りますか。: はい () ・ いいえ ()
・ いいえの場合、どんな仕事をしますか。 ()
仕事をしない場合、何をしますか。詳しく書いてください。
()

ありがとうございました！

お礼

本論文の執筆と完成にあたっては、指導教員の田邊鉄先生と副指導教員の藤野陽平先生から数多くのご助言とご指導を頂いた。心からお礼を申し上げたい。

また、入学時から田邊先生に引き継ぐまで、ご指導を頂いた佐藤俊一先生、そして、機会あるごとにお声掛け頂いた本学院の先生方にもこの場をお借りしてお礼を申し上げたい。

さらに、実習生用のアンケート調査票の作成と結果の翻訳、インタビュー調査の通訳として、同期入学の大学院生に始まり、後輩の大学院生、授業で知り合った学生にも協力して頂いたこともあり、大変に感謝している。

そして、最後になるが、この論文は A 市におけるフィールドワークと A 市の実習生やその関係者の皆様に対するアンケート調査・インタビュー調査の実施なくしては成立しなかった。協力頂いた実習生や関係者の皆様に感謝を申し上げるとともに、特に、実習生の調査の実施にあたって、快く承諾して下さった実習生の所属農家の皆様、そして調査の実施にあたって会場や時間の設定、実習生に関する資料や情報を提供して頂いた JA の実習担当者と職員の皆様へのお礼をもって、本稿の終わりとしたい。

皆様、ほんとうにありがとうございました。